

ご加入に関する重要事項説明 契約約款・利用規約

はじめに

TOKAIケーブルネットワークのサービスにお申し込みいただき、ありがとうございます。

本書は、ご契約にあたり、お客様にご確認いただきたい事項を説明しております。必ずお読みくださいますよう、お願ひいたします。

本書巻末に2025年6月現在の契約約款および利用規約を掲載しております。最新の内容についてはホームページをご確認ください。 <https://tokai-catv.co.jp/>

通信環境が無い場合やご不明な点がございましたら、当社カスタマーセンターまでご連絡ください。

本書に記載の内容は2025年6月現在のものです。変更となる場合がございます。



TOKAIケーブルネットワーク

2025. 7

必ずご確認ください

本書に記載の金額は税込価格です。 ※「不課税」と表示のあるものを除く。

以下の項目内容をご確認ください。

ご契約にあたり		掲載ページ	確認欄
1	初期契約解除の説明を受けましたか?	1 ページ	
ケーブルテレビについて			確認欄
1	最低利用期間について説明を受けましたか? お客様の場合 年間 (※最低利用期間を別に定めた割引プラン等をご利用の場合は、その条件が適用されます。)	3 ページ	
2	別途 NHK の受信料がかかる旨の説明を受けましたか?	8 ページ	
インターネットについて			確認欄
1	最低利用期間について説明を受けましたか? お客様の場合 年間 (※最低利用期間を別に定めた割引プラン等をご利用の場合は、その条件が適用されます。)	3 ページ	
2	ベストエフォートサービスである旨の説明を受けましたか?	18 ページ	
3	今までご利用いただいていたインターネット回線・プロバイダーのご解約はお客様ご自身によってお手続きしてもらうことをご了承いただきましたか?	12 ページ	
固定電話について			確認欄
1	番号ポータビリティが不可の場合、新規番号を発行することをご了承いただきましたか?	20 ページ	
2	固定電話用機器 (TA・HWG) の設置から番号ポータビリティまで、アナログ電話からの切替で約 10 日間、ひかり電話からの切替で約 1 ヶ月間かかるごことをご了承いただきましたか?	20 ページ	
3	電話回線の名義人や住所に相違がある場合は番号ポータビリティ完了日が延びることをご了承いただきましたか? (相違があった場合は、アナログ電話からの切替で約 10 日間、ひかり電話からの切替で約 1 ヶ月延長)	20 ページ	
4	ご利用明細の WEB 上での確認方法の説明を受けましたか? (ID, パスワードの発送説明)	20 ページ	
5	固定電話のご利用料金が利用月の 1 ヶ月後に請求されることの説明を受けましたか?	20 ページ	
6	ケーブルプラス電話の場合、月額基本料が初月は日割りで請求されることの説明を受けましたか?	20 ページ	
7	au スマートバリュー、UQ mobile 自宅セット割、ソフトバンク おうち割 光セット、ワイモバイル おうち割 光セット (A) の注意事項について説明を受けましたか?	2 ページ	
工事について			確認欄
1	どのような工事になるか説明を受けましたか?	2 ページ	
2	お客様のご自宅の状況および周辺環境により、施工ができない場合があることの説明を受けましたか?	2 ページ	
解約について			確認欄
1	解約時には、撤去費、機器郵送代、違約金、割賦残金がかかるとの説明を受けましたか?	3 ページ	
個人情報の取り扱いについて			確認欄
1	お客様より取得する個人情報は当社のプライバシーポリシーに従って取り扱うことをご了承いただきましたか?	60 ページ	

メモ

目 次

はじめに

ご契約にあたり	1 ページ
料金のお支払いとご請求について	1 ページ
初期契約解除について	1 ページ
固定電話サービス利用料のご請求について	2 ページ
スマートフォンの割引について	2 ページ
設置工事について	2 ページ
ご解約について	3 ページ
転居手続きについて	5 ページ
支払遅延時の対応について	5 ページ

ケーブルテレビ放送サービス

ひかり de テレビについて	7 ページ
ケーブルテレビ放送サービス設置工事について	9 ページ
NHK 受信料について	9 ページ
番組ガイドについて	10 ページ
セレクトチャンネル（ペイチャンネル）について	10 ページ
B-CAS カード / A-CAS カード / C-CAS カードについて	11 ページ
録画機能付き機器（ファミ録 4K ブルーレイ・ファミ録 4K・外付け HDD）申込時ご注意事項	11 ページ
画面比率について	12 ページ
成人認証について	12 ページ
録画制限について	12 ページ
その他	12 ページ

インターネット接続サービス（ひかり de ネット）

ひかり de ネット設置工事について	13 ページ
現在ご利用中の他社インターネット回線・プロバイダーについて	13 ページ
工事までにご用意いただくもの	13 ページ
標準サービスについて	13 ページ
メールアカウント、パスワードについて	13 ページ
オプションサービスについて	14 ページ
Security Z とは	14 ページ
あんしん訪問設定サポートについて	15 ページ
遠隔サポートについて	16 ページ
メッシュ Wi-Fi B について	17 ページ
ホームネットワーク用機器レンタルについて	17 ページ
@TNC について	18 ページ
インターネットがつながらなくなったら	18 ページ
一時停止	18 ページ
ご解約について	19 ページ
お問い合わせ	19 ページ
その他	19 ページ

インターネット接続サービス（らくらくワイアレス）

らくらくワイアレスのご利用にあたり	20 ページ
ご利用料金について	20 ページ
サービス提供エリアについて	20 ページ



固定電話サービス（ケーブルプラス電話／ひかり de トーク（S）共通）

電話サービスについて	21 ページ
お申し込みについて	21 ページ
番号ポータビリティについて	21 ページ
電話サービス利用料のご請求について	21 ページ
停電時の通話について	21 ページ



固定電話サービス（ケーブルプラス電話）

サービス名称・【区分】	22 ページ
本サービスを提供する会社	22 ページ
お問い合わせ先	22 ページ
ご留意事項	22 ページ
サービス内容	22 ページ
ご契約・お申し込みについて	23 ページ
緊急通報（110／118／119）について	23 ページ
電話番号の継続利用について	24 ページ
本サービスの機能について	25 ページ
104 番号案内	25 ページ
ご利用料金	26 ページ
宅内機器について	28 ページ
本サービスのご解約について	28 ページ
接続可否一覧表	29 ページ
ご利用いただけない機能・サービス一覧表	30 ページ



固定電話サービス（ひかり de トーク（S））

「ひかり de トーク（S）」について	31 ページ
ご契約について	31 ページ
ご利用にあたり	34 ページ
複数番号サービスについて	34 ページ
お引越し時について	35 ページ
電話帳掲載について	35 ページ
個人情報のお取り扱いについて	35 ページ
ユニバーサルサービス料について	35 ページ
電話リレーサービス料について	36 ページ
ご解約について	36 ページ



TCN スマート TV（ケーブルプラス STB-2）

TCN スマート TV について	37 ページ
最低利用期間について	37 ページ
ご解約について	37 ページ
アプリケーションについて	37 ページ
視聴年齢制限について	37 ページ
インターネットのご利用について	38 ページ
録画機能について	38 ページ
無線接続の環境について	38 ページ
損害賠償について	39 ページ
機器について	39 ページ
個人情報の取り扱いについて	39 ページ

動画配信サービス

Hulu サービスについて 40 ページ

ケーブルプラスシェアライフ

ご契約について 43 ページ

ミライスピーカー

ミライスピーカーのご利用にあたり 45 ページ

A I 防犯カメラサービス

サービスについて 46 ページ

トコチャンモバイル LIBMO

ご契約について 48 ページ

トビラフォン

トビラフォンについて 62 ページ

プライバシーポリシー

個人情報のお取り扱いについて 63 ページ

契約約款

目次 68 ページ

- ・放送施設加入約款
- ・インターネット接続サービス契約約款
- ・らくらくワイヤレス利用規約
- ・Security Z 利用規約
- ・あんしん訪問設定サポート会員規約
- ・遠隔サポート利用規約
- ・ケーブルプラス電話ご利用規約
- ・ひかり de トーク (S) 契約約款
- ・TCN スマート TV サービス（ケーブルプラス STB-2）加入契約約款
- ・ウィルスバスター for au 使用許諾契約書
- ・Hulu サービスに関する利用規約
- ・ミライスピーカー Home / ミライスピーカー Mini 利用規約
- ・トコチャンモバイル LIBMO 契約約款
- ・トビラフォンサービス規約 迷惑電話データベースの提供サービス利用規約
- ・TOKAI グループ TLC 会員サービス約款
- ・TLC ポイントサービス規約
- ・クレジットカード決済利用規約

はじめに

ご契約にあたり

- 未成年者とのご契約は、お受けしておりません。親権者の方とのご契約となります。
- ご高齢者（75歳以上）とのご契約につきましては、消費者保護の観点から、原則ご親族、またはご高齢者本人のお申し込みの意思を保証して頂ける方の同意を頂くことになっております。
- 加入申込書の記載事項に不備（名義、捺印、識別のための番号および符号情報の相違・記入漏れ）がある場合は、工事が遅れることがございます。

料金のお支払いとご請求について

- 工事費や毎月のご利用料金のお支払いは、当社指定銀行・ゆうちょ銀行からの口座振替または当社指定のクレジットカード決済といたします。
- 口座振替をご利用の場合の引落日は毎月27日頃となります。クレジットカード決済をご利用の場合は、各クレジットカード会社ごとの引落日をご確認ください。
- お支払いいただく料金については、原則として月々の明細書・領収書の発行はいたしません。適格請求書に関しましては、ご希望のお客様に発行手数料110円（税抜100円）/部にて発行させていただきます。
- 初回請求は、以下の料金となります。
 - 工事費、契約事務手数料等の加入初期費用
 - 工事日当月および翌月の月額利用料
- 複数商品（ケーブルテレビ放送サービス・インターネット接続サービス・固定電話サービス等）のお申し込みでサービスにより工事日が異なる場合の月額利用料の適用は、各サービスの工事完了月の翌月からになります。ご不明な点については当社カスタマーセンターまでお問い合わせください。
- 月額利用料の内訳
毎月のご請求額は、ご請求月1日現在でご契約されているサービスの月額ご利用料金（請求月分）となります。
ケーブルプラス電話をご利用の場合、利用開始月および解約月については、月額基本料の日割り分をご請求させていただきます。

「初期契約解除」について

サービスの提供開始日もしくは加入契約内容の確認書受領日のいずれか遅い日から8日間は、加入本契約の解除（以下「初期契約解除」といいます。）ができます。

初期契約解除は、ケーブルテレビ放送サービス、インターネット接続サービス、トコチャンモバイルLIBMOに適用されます。

詳細な内容につきましては各サービス契約約款をご確認ください。

お客様が初期契約解除を適用された場合は、以下の費用をご請求いたします。

■ケーブルテレビ放送サービス

- 工事費……………お客様個々に発送する「加入契約内容の確認書」に記載の実費
- 契約事務手数料……………なし
- 月額利用料および付加機能料金…日割り計算となります。

■インターネット接続サービス（FTTH インターネット）

- 工事費……………最大27,500円（税抜25,000円）
(撤去費用を含みます)
- 契約事務手数料……………880円（税抜800円）
- 月額利用料および付加機能料金…日割り計算となります。

■トコチャンモバイルLIBMO

- 契約事務手数料……………3,300円（税抜3,000円）
- 月額利用料および付加機能料金…日割り計算となります。

■インターネット接続サービス（らくらくワイアレス）

- 契約事務手数料……………3,300円（税抜3,000円）
- 月額利用料および付加機能料金…日割り計算となります。

固定電話サービス利用料のご請求について

固定電話サービス [ケーブルプラス電話、ひかり de トーク (S)] のご利用料金については、以下のとおり、1ヶ月遅れてのご請求となります。なお、ご利用明細については、当社ホームページよりご確認ください。IDとパスワードについては郵送にて通知させていただきます。

ご解約時には、解約月のご利用料金をその翌月に請求させていただきます。

ケーブルテレビ放送サービスやインターネット接続サービス月額利用料のご請求のタイミングと異なります。予めご了承ください。

ユニバーサルサービス料・電話リレーサービス料は、月額基本料の請求がある月に合わせてご請求いたします。

■ケーブルプラス電話ご請求イメージ

ご利用月	4月	5月	6月	2月	3月	4月
ご利用開始	●				●	
ご請求月						
ご請求内容		4月分月額基本料 (日割り) + 4月分通話料	5月分月額基本料 + 5月分通話料		1月分月額基本料 + 1月分通話料	2月分月額基本料 + 2月分通話料 3月分月額基本料 (日割り) + 3月分通話料

■ひかり de トーク (S) ご請求イメージ

ご利用月	4月	5月	6月	2月	3月	4月
ご利用開始	●				●	
ご請求月						
ご請求内容		4月分月額基本料請求なし 4月分通話料のみ請求	5月分月額基本料 + 5月分通話料		1月分月額基本料 + 1月分通話料	2月分月額基本料 + 2月分通話料 3月分月額基本料 (満額) + 3月分通話料

ご注意! ひかり de トーク (S) ご利用のお客様が、ケーブルプラス電話への切替をした場合、切替月の翌月には、ひかり de トーク (S) の月額基本料（満額）・通話料に加え、別途ケーブルプラス電話の月額基本料（日割り）・通話料・ユニバーサルサービス料・電話リレーサービス料をご請求いたします。

スマートフォンの割引について

1. au スマートバリュー、UQ mobile 自宅セット割、ソフトバンクおうち割、ワイモバイルおうち割 光セット (A)（以下「各スマートフォン割引」といいます）を適用するためには、お客様ご自身でお近くの各携帯電話ショップにてお手続きが必要となります。詳しくは各携帯電話ショップにお問い合わせください。

2. 現在各スマートフォン割引を適用中のお客様が転居された場合や、インターネット回線等の切り替えをされた場合は、再度各携帯電話ショップにてお手続きが必要となります。詳しくは各携帯電話ショップにお問い合わせください。

設置工事について

1. 事前のお願い（工事全般）

作業を開始する前に、下記に関して予めご確認・ご協力をお願いいたします。

当社サービスの施工にはエアコン取り付け口等、機器を設置する部屋にケーブルを通す箇所がない場合、または利用できない場合は、外壁に施工上必要な開口作業、および防水加工を行います。ケーブルはビスで固定いたします。

※開口部の位置は工事当日、作業員とご相談ください。

※ご解約時は機器の撤去が必要となります。開口部分は、コーティング材による防水処理までとなります。

※集合住宅・借家にお住まいの場合、新規に引込工事・宅内配管工事が必要となる場合は、管理会社様またはオーナー様の工事許可が必要となります。

はじめに

- 1) 作業時間中は必ずご在宅、ご在室いただき、お立会いをお願いいたします。また、貴重品の管理をお願いいたします。
- 2) 作業中、お客様にご確認させていただくこともありますので、ご協力をお願いいたします。
- 3) 作業中には若干の騒音、振動を伴うことがあります。
- 4) 作業の都合により、家具、調度品の移動などを行うことがあります。移動に際しましては、お客様にその旨お伝えいたしますので、特に壊れやすい物等に関しましては、お客様より取り扱い等のご指示をいただけますようお願いいたします。

2. 工事が中止・延期になる場合

以下のような事情で工事を中止、または延期させていただく場合がございます。
その場合、ご契約の取り消しをさせていただくこともあります。予めご了承ください。

- 1) ケーブルテレビ放送サービスの提供不可地域および不可物件であった場合
 - 2) 商用ビル・大型戸建て住宅等の特殊な建物
 - 3) 風雨等の天候不良
 - 4) 当日の工事内容の変更、または特殊な工事が必要になる場合
- ケーブルテレビ放送サービス(多チャンネルパック他)の設置工事について→8ページをご参照ください。
●インターネット接続サービス(ひかりdeネット)の設置工事について→12ページをご参照ください。

ご解約について

1. 当社サービスをご解約される場合は、お引越し前、他社切替工事前に当社カスタマーセンターまでご連絡ください。
ご解約の際は、当社指定の書面でのお手続きが必要な場合がございます。
※ケーブルテレビ、ひかりdeネットをご解約される際は、撤去工事が伴う場合がございますので、撤去をご希望される日の少なくとも10日以上前にご連絡ください。

2. 最低利用期間は、下記のとおりとなります。

最低利用期間一覧

ひかり de テレビ	12ヶ月	セレクトチャンネル	3ヶ月	マイスピーカー	6ヶ月
多チャンネルパック	12ヶ月	ひかり de ネット	12ヶ月	AI 防犯カメラサービス	36ヶ月
ファミ録 4K・ファミ録 4K ブルーレイ TCN スマートTV(ケーブルプラス STB-2)・ケーブルプラス STB-2mini	12ヶ月	ひかり de ネットパッケージ	6ヶ月		
		トコチャンモバイル LIBMO(音声プラン)	12ヶ月		
		らくらくワイヤレス	6ヶ月		

※利用開始月から起算し、上記期間経過をもって最低利用期間満了となります。

※最低利用期間が別途設定されたキャンペーンを適用の場合は、この限りではありません。

最低利用期間以内にご解約された場合は、残余の期間に対応する月額利用料(不課税)および撤去費、機器郵送代、途中解約違約金を一括してお支払いいただきます。但し、TOKAI グループの各ケーブルテレビ局にてサービスを継続利用される場合は、違約金が免除される場合があります。

3. 解約月の月額利用料

停止した日に関わらず1ヶ月分の利用料をいただきます。

ケーブルプラス電話については解約日までの日割料金をいただきます。

4. ご解約時には、下記の費用がかかります。

ご解約時費用一覧

撤去費	
屋外引き込み線	最大 21,120 円（税抜 19,200 円）※1
V-ONU(ひかり de テレビ)	5,500 円（税抜 5,000 円）

※ 1 屋外引き込み線撤去作業が発生する場合に限ります。屋外引き込み線撤去費は上記の金額を上限として、

24ヶ月の利用期間に応じて低減し、利用開始月から起算した 24ヶ月目に 0円となります。

例：利用開始月から起算して 13ヶ月目にご解約された場合、撤去費の (24-13) / 24 を請求させていただきます。

機器郵送代	4,400 円（税抜 4,000 円）
-------	---------------------

※一度のご返却につき上記金額がかかります。複数サービスをご解約された場合は、対象機器をまとめてご返却いただきます。

※パルク対応物件に限り、機器郵送代は 3,080 円（税抜 2,800 円）となります。

返却対象機器	セットトップボックス ひかり de ネット（ONU・貸与無線ルーター） ケーブルプラス電話（HGW）/ひかり de トーカ S（TA）
--------	---

※機器は解約月の翌月末までにご返却をお願いいたします。

5. 以下の場合、何らかの通知・催告なくサービスの提供を停止、または加入契約の解除をする場合があります。予めご了承ください。

- ・料金を滞納された場合
- ・契約約款に違反する行為が認められた場合

上記によりサービスの提供を停止した場合、サービス供給再開時には、再开工事費として 5,500 円（税抜 5,000 円）をお支払いいただきます。

6. セットトップボックス（以下「STB」といいます。）、モデム等の機器は、当社からの貸与品です。ご解約の際はご返却ください（※一部、販売モデルを除く）。ご返却の際は、機器郵送代をお支払いいただきます。
紛失、故意による破損、ご返却のない場合には損害金をお支払いいただきます。

損害金	
標準 STB	20,000 円（不課税）/台
4K 放送対応 / ブルーレイディスクドライブ /HDD 内蔵 STB	70,000 円（不課税）/台
4K 放送対応 /HDD 内蔵 STB・ケーブルプラス STB-2	40,000 円（不課税）/台
ケーブルプラス STB-2mini	20,000 円（不課税）/台
外付け HDD	10,000 円（不課税）/台
ONU (AG20F/21/20R)	15,000 円（不課税）/台
ONU (AGX21A)	31,000 円（不課税）/台
ONU (AG30)	30,000 円（不課税）/台
TA（ターミナルアダプタ）	15,000 円（不課税）/台
HGW（ホームゲートウェイ）	15,000 円（不課税）/台
10G 無線ルーター（LAN 対応）	48,000 円（不課税）/台
10G 無線ルーター（WAN 対応）	26,000 円（不課税）/台
ホームネットワーク機器	3,000 円（不課税）/台
らくらくワイヤレス	20,000 円（不課税）/台
各 STB のリモコン	3,000 円（不課税）/台
メッシュ Wi-Fi B	8,000 円（不課税）/台
ミライスピーカー	15,000 円（不課税）/台
AI カメラ（AI 防犯カメラサービス）	40,000 円（不課税）/台
セキュリティルーター（AI 防犯カメラサービス）	50,000 円（不課税）/台
PoE インジェクター（AI 防犯カメラサービス）	5,000 円（不課税）/台

7. ご解約後の注意事項

1) ケーブルテレビ放送サービス

ご解約後、地上デジタル・BS デジタル・CS デジタルはお手持ちのアンテナへ接続し、ご視聴いただきますようお願いいたします。アンテナ接続等の手配はお客様ご自身にて最寄りの電気店等へご相談ください。

2) ケーブルプラス電話・ひかり de トーク (S)

- ・ご解約時、番号ポータビリティした番号を他社に戻す場合はお客様ご自身でご連絡をお願いいたします。
- ・一度廃止処理を行った番号は、お客様からのご希望であっても同番号での復活処理はできません。
- ・他社への切替が完了しない場合、番号の廃止処理を行う場合がございます。
- ・他社への番号ポータビリティを行う場合、切替が完了するまでは当社サービスのご利用料金がかかります。

3) NHK 「団体一括支払」をご利用のお客様

当社サービスをご解約されると、NHK 「団体一括支払」 も自動的にご解約となります。以後のお支払いについては NHK へご連絡ください。

転居手続きについて

1. 転居の際は、当社カスタマーセンターまでご連絡ください。

2. 当社のケーブルテレビ放送サービスエリア内への転居であれば、サービスをご継続いただくことができます。その際、営業員による下見とご契約変更手続きおよび当社技術員による作業が必要となりますので、お早めにご連絡ください。なお、地域や建物によりサービスのご提供ができない場合がございます。予めご了承ください。

3. ご新築時に当社サービスの導入をご検討いただく場合は、早期の段階でのご検討・ご相談をおすすめいたします。設計段階からご相談いただくことで、目的に応じた配管工事ができるので、外観を損ねることなく設置が可能となります。ご希望により建設会社様との直接のお打ち合わせも承りますので、事前にご相談ください。

4. 転居先の事情によりサービスのご提供ができない場合はご解約となります。

5. ケーブルプラス電話・ひかり de トーク (S) 転居のご注意事項

- 1) ケーブルプラス電話・ひかり de トーク (S) にご加入後、転居される場合は、電話番号を継続してご利用いただけない場合がございます。予めご了承ください（番号ポータビリティサービスを含む）。
- 2) エリア外へ転居される場合は、お客様ご自身にて移転先の電話事業者への手続きが必要となります。
- 3) 番号の廃止をご希望の場合は、当社にお申し付けください。

6. 現在各スマートフォン割引を適用中のお客様は、再度各携帯電話ショップにてお手続きが必要となります。詳しくは、各携帯電話ショップにお問い合わせください。

支払い延滞時の対応について

当社は延滞されたお客様に対して、以下の対応をいたします。

1. お客様の支払いに延滞が認められた場合、当社の判断でコンビニエンスストア払込票（発行手数料 440 円：延滞金額に加算して請求いたします。）を送付いたします。店頭若しくは〇〇 pay 等のウォレット払いにてお支払いください。払込票にて通知する金額は、当社の顧客管理単位（世帯単位を想定していますがこれに限らない）で集計した金額を通知いたします。
2. お客様が当社から行われる督促に対して、当社が通知した金額の支払いを期日までにいただけない場合、当社はサービスの供給を停止いたします。
また、サービス供給停止の実施は、当社の顧客管理単位（世帯単位を想定していますがこれに限らない）でおこないます。

-
3. サービス供給停止後もお支払を頂けない場合は、継続した督促対応及び、当社の定めた期間を経過後に解約処理を実施いたします。
解約処理の実施は、放送商品、インターネット、当社にお乗り換えいただいた固定電話番号も解約処理の対象となります。
 4. 上記に記載する当社によるサービス供給停止後、お客様に生じた不利益については、当社に故意または重過失がある場合を除き補償には応じられません。

■ ケーブルテレビ放送サービス

「ひかり de テレビ」について

■ サービスマニューアについて

商品名	提供サービス	サービス内容
ひかり de テレビ	ケーブルテレビ	地上デジタル 8ch (パッスル配信方式) BS デジタル 12ch (パッスル配信方式) CS デジタル 2ch (パッスル配信方式) 4K 8K 放送 9ch (パッスル配信方式)
ひかり de ネット各コース (10G/3G/1G/50M)	インターネット	10Gbps/3Gbps/1Gbps/50Mbps ベストエフォート 無線 LAN 標準※1 Security Z SAFE 標準※2
ひかり de トーク (S) ケーブルプラス電話※3	固定電話	ソフトバンク系光プライマリー電話 KDDI 系光プライマリー電話
多チャンネルパック各コース スマートピック／スマートベーシック レギュラーピック／レギュラーベーシック 4K ブルーレイピック／4K ブルーレイベーシック シンプルピック／シンプルベーシック	専門チャンネル	各ピックコース CS デジタル 56ch + 各種 STB 各ベーシックコース CS デジタル 42ch + 各種 STB

※1 「ひかり de ネット 3G」「ひかり de ネット 1G」「ひかり de ネット 50M」のみとなります。

※2 「ひかり de ネット 10G」「ひかり de ネット 3G」「ひかり de ネット 1G」のみとなります。

※3 「ケーブルプラス電話」は KDDI 株式会社および JCOM 株式会社が提供するサービスです。

■ 「ひかり de テレビ」のご提供にあたって

- ・建物の形状や地域事情によりご提供できないことがあります。
- ・「ひかり de テレビ」は光ファイバーを利用した放送サービスのため、引込工事が必要となります。建物に対して引込線を固定する金具の取り付けや放送や通信の信号を受信する機器 (V-ONU 等) の設置が必要となります。工事時、動作チェック等でお客様所有の機器を確認させていただくことがあります。

■ 「ひかり de テレビ」および「関連サービス」初期費用について

商品名	初期費用	複数同時申込時初期費用
ひかり de テレビ	16,500 円 (税抜 15,000 円)	
ひかり de ネット各コース	16,500 円 (税抜 15,000 円)	
ひかり de トーク (S)	16,500 円 (税抜 15,000 円)	16,500 円 (税抜 15,000 円)
ケーブルプラス電話	16,500 円 (税抜 15,000 円)	
多チャンネルパック各コース	6,600 円 (税抜 6,000 円)	

※別途契約事務手数料 880 円 (税抜 800 円) がかかります。

※多チャンネルパック各コースの単独サービスはございません。

■ 月額利用料・セット割引について

コース	サービス形態	標準料金	セット割引適用	最低利用期間
ひかり de テレビ ひかり de ネット 10G ひかり de トーク (S)	ケーブルテレビ+ インターネット 10G + 固定電話	10,560 円 (税抜 9,600 円)	8,250 円 (税抜 7,500 円)	
ひかり de テレビ ひかり de ネット 3G ひかり de トーク (S)	ケーブルテレビ+ インターネット 3G + 固定電話	10,010 円 (税抜 9,100 円)	7,700 円 (税抜 7,000 円)	12 ヶ月
ひかり de テレビ ひかり de ネット 1G ひかり de トーク (S)	ケーブルテレビ+ インターネット 1G + 固定電話	9,460 円 (税抜 8,600 円)	7,150 円 (税抜 6,500 円)	
ひかり de テレビ ひかり de ネット 50M ひかり de トーク (S)	ケーブルテレビ+ インターネット 50M + 固定電話	8,338 円 (税抜 7,580 円)	6,028 円 税抜 5,480 円	
ひかり de ネット 10G ひかり de トーク (S)	インターネット 10G + 固定電話	7,810 円 (税抜 7,100 円)	6,930 円 (税抜 6,300 円)	

ひかり de ネット 3G ひかり de トーク (S)	インターネット 3G + 固定電話	7,260 円 (税抜 6,600 円)	6,380 円 (税抜 5,800 円)	12ヶ月
ひかり de ネット 1G ひかり de トーク (S)	インターネット 1G + 固定電話	6,710 円 (税抜 6,100 円)	5,830 円 (税抜 5,300 円)	
ひかり de ネット 50M ひかり de トーク (S)	インターネット 50M + 固定電話	5,588 円 (税抜 5,080 円)	4,708 円 (税抜 4,280 円)	
ひかり de テレビ ひかり de トーク (S)	ケーブルテレビ+固定電話	4,180 円 (税抜 3,800 円)	3,850 円 (税抜 3,500 円)	
ひかり de テレビ レギュラービックまたは スマートビックまたは シンプルビック+外付け HDD セット	ケーブルテレビ +多チャンネルパック	7,128 円 (税抜 6,480 円)	6,798 円 (税抜 6,180 円)	
ひかり de テレビ レギュラーベーシックまたは スマートベーシックまたは シンプルベーシック+外付け HDD セット	ケーブルテレビ +多チャンネルパック	6,028 円 (税抜 5,480 円)	5,698 円 (税抜 5,180 円)	
ひかり de テレビ 4K ブルーレイビック	ケーブルテレビ +多チャンネルパック	8,338 円 (税抜 7,580 円)	8,008 円 (税抜 7,280 円)	
ひかり de テレビ 4K ブルーレイベーシック	ケーブルテレビ +多チャンネルパック	7,238 円 (税抜 6,580 円)	6,908 円 (税抜 6,280 円)	
ひかり de テレビ シンプルビック	ケーブルテレビ +多チャンネルパック	6,380 円 (税抜 5,800 円)	6,050 円 (税抜 5,500 円)	
ひかり de テレビ シンプルベーシック	ケーブルテレビ +多チャンネルパック	5,258 円 (税抜 4,780 円)	4,928 円 (税抜 4,480 円)	
ひかり de テレビ	ケーブルテレビ	2,750 円 (税抜 2,500 円)	—	

*プライマリー電話に「ケーブルプラス電話」を選択する場合、月額利用料+33円(税抜30円)/月となります。

*複数サービスご利用後、いずれかのサービスをご解約された場合、そのサービスに応じたセット割引がなくなります。

■多チャンネルパックのコース変更について

- ・月額利用料は当社規定による変更月の翌月分より変更となります。
- ・アップグレードの場合は申込書を受付次第、視聴コースの変更を行います。
但し、多機能 STB へ変更と同時のアップグレードの場合、視聴コース変更に数日間お時間をいただきます。
- ・ダウングレードの場合は当社受付月の翌月初より視聴コースを変更させていただきます。
- ・アップグレードした場合、変更月を含めて3ヶ月間は契約を変更することはできません。

■ご解約について

ご解約時には次の撤去費および機器郵送代がかかります。

また、最低利用期間内でのご解約は違約金がかかります。但し、TOKAI グループの各ケーブルテレビ局にてケーブルテレビ放送サービスを継続利用する場合は、違約金が免除される場合がございます。

撤去費	
屋外引き込み線	最大 21,120 円 (税抜 19,200 円) *1
V-ONU(ひかり de テレビ)	5,500 円 (税抜 5,000 円)

*1 屋外引き込み線撤去作業が発生する場合に限ります。屋外引き込み線撤去費は上記の金額を上限として、

24ヶ月の利用期間に応じて減算し、利用開始月から起算した 24ヶ月目に 0 円となります。

例：利用開始月から起算して 13ヶ月目にご解約された場合、撤去費の (24-13) /24 を請求させていただきます。

機器郵送代	4,400 円 (税抜 4,000 円)
-------	----------------------

※一度のご返却につき上記金額がかかります。複数サービスをご解約された場合は、対象機器をまとめてご返却いただきます。

※機器は解約月の翌月末までにご返却をお願いいたします。

最低利用期間違約金	月額利用料×残月数 (上限 30,000 円 (不課税))
-----------	-------------------------------

ケーブルテレビ放送サービス

ケーブルテレビ放送サービス設置工事について

1. 当社の標準工事は建物の既設配線設備を利用しての施工となります。
配線状況によっては施工できない、または工事を延期させていただくことがあります。
2. 建物内部の使用テレビ線に支障（損傷・劣化・5CFV以下の規格など）がある場合、映像の品質が補償できない場合がございます。
3. V-ONU・ブースター等の機器は、事前にお客様とご相談の上、設置場所を決定いたします。

NHK 受信料について

1. 日本放送協会（NHK）の受信料は、月額利用料の中には含まれておりません。NHKの番組をお楽しみいただくには、別途衛星契約が必要です。
2. 当社サービスご加入のお客様にはお得なNHK「団体一括支払」をご用意しています。

衛星受信料額	2ヶ月払	6ヶ月前払	12ヶ月前払
個別口座引落の場合	3,900円	11,186円	21,765円
継続振込等			
「団体一括支払」の利用 (口座振替のみ)	3,540円	10,106円	19,605円

※上記のNHK受信料は、地上波の受信料も含みます。

※上記NHK受信料は消費税込です。

3. NHK「団体一括支払」について

- 1) NHK受信契約名義は当社のケーブルテレビ放送サービス契約名義と同一になります。
- 2) ケーブルテレビのNHK「団体一括支払」にお申し込みいただいた場合、お支払いは当社ケーブルテレビ放送サービスご利用料金のお支払いと同じ方法になります。
- 3) 現在NHK受信料を前払いされている場合は、前払い期間終了後のお取り扱いとなります。NHK放送受信料を地上契約でお支払いされている場合、「団体一括支払」開始までの期間の衛星受信料との差額精算が発生する場合がございます。
新規でNHK受信契約をお申し込みいただいた場合、「団体一括支払」開始までの期間の精算額が発生する場合がございます。
- 4) 手続きの都合上お取り扱いが遅れる場合もございます。予めご了承ください。
4. お客様ご自身でNHK受信料をお支払いになる場合は、直接NHKへご連絡の上、お支払いをお願いいたします。
5. ケーブルテレビにてご契約いただいたお客様がNHK BSを視聴される際、NHKにご連絡をお願いする旨の案内が表示される場合があります。予めご了承ください。

番組ガイドについて

1. ホームページ、アプリ（Cable Gate）、STBの電子番組表の3方式でご確認いただける電子番組ガイドサービスをご提供しております。詳しくは当社ホームページにてご確認ください。（<https://tokai-catv.co.jp/>）

セレクトチャンネル（ペイチャンネル）について

1. セレクトチャンネルのご利用には、STB の設置が必要です。
2. セレクトチャンネルは、STB 1 台ごとのご契約となります。
3. セレクトチャンネルの最低利用期間は 3 ヶ月です。
4. セレクトチャンネル申込書類到着後 2~3 営業日で登録が完了いたします。登録完了後、所定のチャンネルに合わせて、センターからの信号を受信する必要がございます。しばらくそのままお待ちください。映らない場合は当社カスタマーセンターまでご連絡ください。
5. WOWOW ご契約の方へ
 - 1) お手続きについて
ご視聴には、株式会社 WOWOW とのご契約が必要です。
WOWOW のお申し込みをご希望の方は、直接 WOWOW カスタマーセンター (0120-580-807) へご連絡ください。
お手続き完了後に、株式会社 WOWOW より契約内容の確認書類が郵送されます。
 - 2) 個人情報について
契約時に関する事務手続きにあたっては、株式会社 WOWOW および当社で共有する場合がございます。
 - 3) 契約期間について
契約期間が 1 ヶ月に満たない場合には、1 ヶ月分の WOWOW 利用料をお支払いいただきます。
 - 4) ご解約について
WOWOW ご解約にあたっては、直接 WOWOW カスタマーセンター (0120-580-807) へご連絡ください。
6. BS10 スターチャンネルご契約の方へ
 - 1) 現在、スカパー!など他社でのご契約をされているお客様は、予めご契約中の会社にご解約の旨をお伝えください。
 - 2) お引越しや諸事情により、BS10 スターチャンネルをご解約されるお客様は、必ず当社までご連絡をお願いいたします。
ご連絡いただけない場合、BS10 スターチャンネルのご解約ができない場合がございます。

B-CAS カード /A-CAS カード /C-CAS カードについて

1. STB を使用してデジタル放送受信する場合 B-CAS カード /A-CAS カード /C-CAS カードが必要となります。紛失・破損した場合は、当社カスタマーセンターへご連絡ください。
2. B-CAS カード・C-CAS カードを紛失・破損された場合は、再発行手数料として 3,300 円（税抜 3,000 円）/ 枚をお支払いいただきます。
3. B-CAS カードについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスマネジメントから貸与されるものであり、その扱いについては同社の「B-CAS カード使用許諾契約約款」に定めるところによります。
4. C-CAS カードの所有権は、当社に帰属し、当社の手配による以外のデータ追加・変更・改竄は禁止し、それらが行われたことによる当社および第三者に及ぼされた損害・利益損失についてはお客様が賠償するものとします。
5. お客様は、加入契約の解約時に、C-CAS カードを当社に返還するものとします。また、当社は、必要に応じてお客様に C-CAS カードの交換および返却を請求することができるものとします。

ケーブルテレビ放送サービス

録画機能付き機器（ファミ録 4K ブルーレイ・ファミ録 4K・外付け HDD） 申込時 ご注意事項

【共通項目】

- 録画機能付き機器は当社指定のブルーレイディスクドライブ /HDD 内蔵 STB、4K 放送対応 /HDD 内蔵 STB、外付け HDD を指します。
- 録画機能付き機器は、各機器の内蔵チューナー（外付け HDD の場合は接続チューナー）にて受信可能な放送のみ録画できます。
- 録画機能付き機器の不具合、毀損及び紛失等の原因により、録画・編集したデータが消失した場合、または正常に録画が出来なかった場合等の損害について、当社は責任を負いません。
- 予約録画に関しては事前によく確認し、設定を行ってください。放送局側の都合により、番組内容が変更となる場合がございます。予めご了承ください。
- 毎週予約、毎日予約、探して毎回予約（番組名から次回以降の放送を自動検索）などの繰り返し予約機能は実装されておりますが、放送日時が変更となった場合や、同じ名前の番組が見つからなかった場合には、正常に録画されない場合がございます。
- 録画した番組は個人でお楽しみください。録画した情報の移動等について、当社は責任を負いません。
- チャンネルや番組によっては録画できない場合がございます。予めご了承ください。
- 録画機能付き機器を修理・交換、または返却される場合、当該機器に記録されたデータに関して当社は一切の責任を負いません。記録されたデータの移動は個人の責任において行ってください。
- 録画機能付き機器及び CAS カードは当社からの貸与品です。ご解約時は当社にご返却ください。紛失された場合は所定の損害金をご請求致します。
- 転居先で利用を継続される場合であっても、録画機能付き機器本体の交換が必要となります。予めご了承ください。
- 録画機能付き機器の設置住所を変更される場合は、事前に当社までご連絡ください。
- 個人情報保護の規定を遵守した上で視聴状態の確認を行うため、本機と電気信号による通信を行います。
- 無線 LAN をご利用いただく場合、その通信方式の特性上、他の電波発生機器との干渉や、電波が遮断されて届かない等の理由により、操作反応が遅くなる場合や、映像が中断する場合がございます。
- リモート録画を利用する場合は、事前の設定が必要となります。また、インターネット接続が必要です。
- リモート視聴を利用するにはご所有のモバイル端末（スマートフォン・タブレット等）にアプリをインストールする必要があります。アプリのインストール方法・設定については各アプリの取扱説明書をご参照ください。
- STB で受信できる放送にはリモート視聴の対象となっていないチャンネルがあります。詳細、最新情報については以下をご参照ください。
 - ・一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟 リモート視聴について
<https://www.catv-jcta.jp/p/service/remote.html>
 - ・一般社団法人放送サービス高度化推進協会 リモート視聴について
<https://www.apab.or.jp/remote-viewing/outline/>

【ファミ録 4K・外付け HDD】

- ブルーレイ /DVD プレーヤー・レコーダーは内蔵されていません。
- ※ 2025 年 6 月現在の内容です。ご注意事項の内容、仕様・機能等は予告なく変更する場合がございます。

画面比率について

標準画質（SD）で製作された番組は4:3の画面比率で放送しているため、画面比率16:9のテレビをご利用の場合、左右に黒い帯が出ます。

成人認証について

1. セレクトチャンネルの視聴年齢制限付コンテンツについては、未成年の方のお申し込みをお断りいたします。
2. STBには視聴年齢制限付コンテンツの視聴をコントロールするペアレンタルロック機能がございます。
3. 視聴年齢制限があるコンテンツについては暗証番号が必要となります。お客様ご自身にて4桁の番号を設定してください。暗証番号認定後に暗証番号をお忘れの場合やエラー表示が出た場合は当社カスタマーセンターまで、契約者ご本人様にてお問い合わせください。

録画制限について

STBで視聴可能な地上デジタル放送、BSデジタル放送、CSデジタル放送の番組の多くは、著作権保護のためにコピー制御信号をつけて放送され、デジタル録画機器（DVDレコーダーやハードディスクビデオレコーダー、D-VHSなど）への録画制限がかかっています。

その他

1. 激しい風雨などで衛星放送に使われる電波が弱くなることが原因で、一時的に放送が途切れることがあります。
2. チャンネルの編成は諸般の事情により変わることがあります。
3. 配信地域により、番組編成が若干異なります。

※ケーブルテレビ放送サービスと多チャンネルパックは「放送施設加入約款」に基づきサービスを提供いたします。

(インターネット接続サービス (ひかり de ネット)

ひかり de ネット設置工事について

1. 宅内配線は原則として露出配線となります。
2. インターネット接続サービスは、建物の形状や地域事情によりご提供できない場合があります。
3. 施工範囲
 - 1) 当社で行う工事は、D-ONU の設置工事までとなります。D-ONU からパソコンまでの接続はお客様にてお願いいたします。
 - 2) 当社の D-ONU は無線機能が内蔵しております。(10Gbps コースを除く) お客様がお持ちの LAN アダプター、無線 LAN ルーターなどの周辺機器の取り付け・設定は、お客様ご自身にて行っていただきますようお願いいたします。パソコンのインターネット接続設定やメール設定は、セットアップガイドをご参照の上、ご設定ください。
 - 3) 接続設定サポートをご希望されるお客様は、「あんしん訪問設定サポート」(月額 660 円 (税抜 600 円)・初回最大 2 ヶ月無料) サービスのご利用をおすすめいたします。詳しくは当社カスタマーセンターまでお問い合わせください。

現在ご利用中の他社インターネット回線・プロバイダーについて

現在の他社インターネット回線・プロバイダーを継続してご利用されない場合は、お客様ご自身にて各社窓口へ手続き方法をご確認の上、ご解約のお手続きをお願いいたします。

工事までにご用意いただくもの

インターネット接続サービスのご利用にあたっては、以下の接続機器が必要です。工事前にお客様にてご用意ください。

- パソコン
- LAN ケーブル (ストレートタイプ)
※ 10G の場合、カテゴリ 6A 以上

標準サービスについて

メールアドレス	ひかりインターネット 5 個 バルクインターネット 1 個 ^{※1}
メール保存容量	60MB
最大送信メールサイズ	30MB
メール保存期間	無制限※サービス利用中に限る
ホームページ保存容量	100MB

メールウィルスチェック	<input type="radio"/>
メール転送サービス	<input type="radio"/>
WEB メールサービス	<input type="radio"/>

※ 1 インターネットサービスの個別契約がない場合は、別途有料となります。

メールアカウント・パスワードについて

1. お客様のメールアカウント、パスワードは大切に保管してください。
2. お客様にて変更されたパスワードをお忘れの場合、当社ホームページから初期パスワードにて設定変更が可能です。
初期パスワードをお忘れの場合、発行は郵送のみとなります。

-
3. 登録完了通知の再発行をご希望の場合、契約者ご本人様からのお申し出が必要です。
 4. 電話、E-mail、FAX での登録完了通知発行はいたしておりません。

オプションサービスについて

有料オプション利用料は利用開始の翌月からのご請求となります。

サービス名	月額利用料
あんしん訪問設定サポート	660 円（税抜 600 円）
遠隔サポートサービス	660 円（税抜 600 円）
Security Z SAFE	440 円（税抜 400 円）
Security Z ONE	550 円（税抜 500 円）
Web フィルタリング	220 円（税抜 200 円） / 端末
ホームページ開設	無料
ホームページ容量追加（ひかり de ネット）	330 円（税抜 300 円） / 50MB
メッシュ Wi-Fi B	330 円（税抜 300 円） / 台
ホームネットワーク機器（無線ルーター）レンタル	110 円（税抜 100 円） / 台
追加メールアドレス	165 円（税抜 150 円） / 1 メールアカウント
Web メール	無料
メールウイルスチェック	275 円（税抜 250 円） / 1 メールアカウント
無料メールウイルスチェック	無料
メール転送サービス	無料

PC セキュリティについて

「Security Z（セキュリティゼット）」とは

本サービスは、株式会社 TOKAI コミュニケーションズ社を通して F-Secure 社が提供する、総合セキュリティソリューションです。

「Security Z」は、マルチデバイス対応セキュリティソフト「Security Z SAFE」並びに「Security Z ONE」で構成されます。

■ご利用にあたって

1. 「Security Z」をご利用いただくには、お申し込みが必要となります。なお、ご利用の前に必ず F-Secure 社の F-SECURE® ライセンス約款をご確認ください。（<https://www.f-secure.com/jp-ja/legal/terms>）
2. 「Security Z」をご利用開始するには、当社が発行する「Security Z 登録確認書」記載の「申込 ID」、「アクセスコード」および「認証コード」を受信するための任意の「メールアドレス」が必要となります。
3. 「Security Z」のご利用方法については <https://tokai-catv.co.jp/service/internet/option/security/> をご確認ください。
4. Security Z SAFE は 1 契約で 7 デバイスまで、Security Z ONE は 1 契約で 10 デバイスまでご利用いただけます。
5. 1 契約で、Windows、Mac、Android、iOS 端末を自由に組み合わせることができます。
6. ライセンス（Security Z SAFE は 8 デバイス目以降、Security Z ONE は 11 デバイス目以降）を追加する場合には別途 申し込みが必要です。なお、手続きをしていただいた追加申し込みに関しては、翌月より加算請求をさせていただきます。
7. 既に他のウイルス対策ソフトが入っている場合は、必ず事前にアンインストール（削除）してください。

インターネット接続サービス (ひかり de ネット)

-
8. 新種のウイルスの場合、F-Secure 社が対応するまで本サービスでは検知しない場合があります。本サービスで、全てのウイルスの検知、駆除を保証するわけではありません。
 9. 本サービスを利用したことにより発生した、お客様または、第三者の損害につきましては、一切の補償・賠償はいたしません。
 10. 最新情報は、<https://securityz.jp/index.html> にてご確認ください。
 11. ご利用開始後の不具合等のお問い合わせについては、以下の「Security Z」テクニカルサポートセンターで承っております。

「Security Z」テクニカルサポートセンター

電話番号：0120-828-208（通話料無料）

受付時間：10:00～18:00（年中無休）

■機能一覧と動作環境について

「Security Z SAFE」ご利用デバイス OS 毎の利用可能な機能一覧及び動作環境については、<https://securityz.jp/safe/index.html> をご確認ください。

「Security Z ONE」ご利用デバイス OS 毎の利用可能な機能一覧及び動作環境については、<https://securityz.jp/one/index.html> をご確認ください。

あんしん訪問設定サポートについて

■あんしん訪問設定サポート受付窓口

受付窓口（フリーダイヤル）：0120-205-010

受付時間：10:00～20:00

■提供対象のパソコンについて

1. 以下に記載された OS（オペレーションシステム）が搭載された、完成体として販売されたパソコンに対してサービスをご提供いたします。

※完成体として販売されていないパソコン（通称：自作パソコン）の作業については別途費用をおかけいたします。詳しくはお電話にてお問い合わせください。

2. 本サービス提供対象の OS : Microsoft Windows : 10 Home、Pro、Enterprise、11 Home、Pro、Enterprise、
Apple Mac OS : 10.15～13 Android : 5.0～13.x iOS : 11.x～15.x (iPad OS13.x～15.x)
※いずれもサーバーバージョンは除く

■サポートが終了した OS（オペレーションシステム）搭載のパソコンについて

1. パソコンの初期化（通称リカバリ）実施後のご利用環境の設定にあたり、初期化前の状態に戻せない場合がございます。
2. 周辺機器の設定において、メーカーの配布するソフトウェアが対応していない場合は、ご依頼のサービスがご利用いただけません。
3. 新たにセキュリティ脆弱性などの問題が発見された場合、それまでのサービスがご利用できなくなる場合がございます。

■本サービスの提供範囲について

1. 本サービスの提供範囲は、本サービス提供対象のパソコンと、その周辺機器に対する、設置、設定、レッスンが主な範囲となります。
 2. 公序良俗に反するサービス、各種法律に抵触するサービスは提供をお断りいたします。また、その判断は当社の基準によります。
- 対応をお断りするサービス例
- ・ 借りてきたDVDをコピーしたい、その方法を教えて欲しい。
→ 市販のDVDにはコピーガードがかかっており、そのコピーガードを外す行為は違法と見なされる解釈があります。
 - 3. 個々の事例に対する本サービスの提供範囲については、本サービス提供前にお電話にてお問い合わせください。
 - 4. フリーで提供されるソフトウェア（通称フリーウェア）については、その設定、レッスン等は基本的に断りいたします。ただし、一般的に認識されており、提供元が確実な場合はこの限りではありません。

遠隔サポートについて

■遠隔サポート受付窓口

- ・受付窓口（フリーダイヤル）：0120-116-696
- ・受付時間：10:00～20:00

■ご利用にあたり

1. 遠隔サポートを利用するには、お申し込みが必要となります。
2. 遠隔サポートの主なシステム動作環境、サポート対象およびサポート範囲は以下のとおりです。なお、次頁に規定するシステム動作環境、サポート対象と範囲以外は本サービスの対象外となります。
3. 以下に規定するシステム動作環境、サポート対象およびサポート範囲内であっても、問題の解決をお約束するサービスではありません。

遠隔システム動作環境

OS (日本語版のみ)	<ul style="list-style-type: none">Windows10 Home、Pro、Enterprise、Windows11 Home、Pro、EnterpriseMacOS 10.15～13Android 5.0～13.xiOS 11.x～15.x (iPad OS 13.x～15.x)
ブラウザ	<ul style="list-style-type: none">Microsoft EdgeFirefox 35以上Chrome 40以上Safari 7.0以上
接続回線	ブロードバンド回線
CPU	Windows10: 1GHz以上 Windows11: 1GHz以上で2コア以上の64bit互換プロセッサメインメモリ
その他	ブロードバンドでインターネットに接続されておりHTTP、HTTPSの通過可能 Javascript/ActiveXが作動することを推奨※プロキシ環境においてツールを利用できない場合があります

「ひかり」インターネット接続サービス (ひかり de ネット)

サポート対象機器、ソフトウェアおよびサービスとサポート範囲

機器	(1) サポート対象 パソコン本体、スマートフォン、タブレット (2) サポート範囲 インターネット接続設定、家庭内ネットワークとの接続、マニュアルに記載された基本的操作
OS (日本語版のみ)	(1) サポート対象 • Windows10 Home、Pro、Enterprise、Windows11 Home、Pro、Enterprise • MacOS 10.15 ~ 13 • Android 5.0 ~ 13.x • iOS 11.x ~ 15.x (iPad OS 13.x ~ 15.x) (2) サポート範囲 インストール方法、個人利用を想定した基本的な操作方法、簡易診断
ソフトウェア	(1) サポート対象 ブラウザ、メール、メディアプレーヤー、ウイルス対策、文書作成、接続ツール (2) サポート範囲 インストール方法、初期設定、個人利用を想定した基本的な操作方法、診断
接続サービス	(1) サポート対象 FTTH サービス、プロバイダサービス、インターネット上の各種サービス (2) サポート範囲 インターネット接続設定、初期設定、個人利用を想定した基本的な操作方法

＜ご提供いただく情報の例＞

- ・オペレーション・システムの種類、バージョン・マシン名（名称、型番、シリアル番号等）・MAC アドレス
- ・ハードディスクドライブのボリュームシリアル番号・ハードディスクドライブの空き容量・デフォルトブラウザの種類、バージョン
- ・デフォルトメールソフトの種類、バージョン・CPU 種類、動作周波数・その他、本サービス提供に必要とされる情報等

メッシュ Wi-Fi B について

1. 本サービスのお申し込みには、当社が提供するインターネット接続サービス「ひかり de ネット」へのご加入が必要です。また、「ひかり de ネット」のご利用には、別途月額利用料、工事費などが必要です。
2. 追加申込の場合、初期費用 5,500 円（税抜 5,000 円）がかかります。
3. 機器は、レンタル品となります。ご解約の際は、撤去作業が発生します。紛失、故意による破損、ご返却のない場合には、損害金 8,000 円（不課税）/台をお支払いいただきます。
4. ご利用環境・ご利用機器・ご契約プランにより速度が遅くなる場合や電波が届かない場合があります。

ホームネットワーク用機器レンタルについて

■ホームネットワーク機器の取り扱いについて

本申し込みは、当社のインターネット接続サービスをご利用中のお客様のみに適用されます。

「ホームネットワーク機器」（以下「機器」といいます。）の取り扱いにつきましては、下記のとおりとなります。

最大速度：機器の実効スループット（単位当たりのデータ転送量）が回線速度以下の場合、その値が速度上限の目安となります。ご了承ください。

事務手数料：機器レンタルお申し込みにあたっては、事務手数料 1,100 円（税抜 1,000 円）をいただきます。
また訪問設置を希望される場合は、別途有償にて承ります。

故障時：お客様の責に帰すべき事由による故障につきましては、有償 3,000 円（不課税）にて機器交換を行います。

サービス解約時：直ちに当社カスタマーセンターへご連絡をお願いいたします。

その他:当社は、機器によるデータの破損・通信不具合などによる一切の責任を負いません。
お客様において善良な管理者の注意をもって機器を使用・保管していただきます。

■機器サポートについて

初期設置後の設置場所の移動、設定に関して当社カスタマーセンターではサポートすることができません。
機器添付マニュアルをご参照の上、メーカーサポートをご利用ください。
接続設定サポートをご希望のお客様は「あんしん訪問設定サポート」サービス（有償）または「遠隔サポート」サービス（有償）をご利用ください。詳しくはP15～P16をご覧ください。

@TNCについて

本サービスは、株式会社 TOKAI コミュニケーションズが提供する「TNC」をご利用中のお客様が、ひかり de ネットご加入時にお申し込みいただけるサービスです（「@ TNC」ご利用中の方の移転先継続を含む）。

■サービス内容について

- 「@ TNC」でご利用いただけるサービス内容は以下の通りです。
1. TNC アカウントのメールアドレス 3 個標準
 2. TNC 無料コンテンツの利用
 3. サポートサービスの利用
 - ・サポート内容：TNC アカウントのメールに関する設定・操作方法の説明等
 - ・お問い合わせ先：0800-600-1234（通話料無料）
- 受付時間：月～金 10:00～19:00
土日祝 10:00～18:00

■ご解約について

本サービスは、ひかり de ネットご解約時に自動解約となります。また、TNC が強制解約になった場合も、自動解約となります。予めご了承ください。

インターネットがつながらなくなったら

機器（D-ONU・PC 等）の電源が入っているか確認してください。コンセントが抜けている等のトラブルが増えています。D-ONU の再起動（電源の入れなおし）後、接続確認をしてください。また、ルーター・HUB 等を利用している場合には、こちらも再起動することをお勧めいたします。以上をご確認の上、当社カスタマーセンターへご連絡ください。

一時停止

1. お客様のご希望によるサービス提供の一時的な中断は 1 ヶ月単位を基本として受け付けております。なお、一時停止の際は当社指定の書面でのお手続きが必要です。
2. 停止最長期間と停止期間中の利用料金

インターネット接続サービス (ひかり de ネット)

停止最長期間…6ヶ月

停止期間中の利用料金…月額 550 円（税抜 500 円）/ 端末接続装置（D-ONU）1 台

※再開をご希望される場合は、当社カスタマーセンターまでご連絡ください。なお、再開の際も当社指定の書面でのお手続きが必要です。

ご解約について

解約時のご連絡はお引越し前、他社切替工事前にお願い致します。

ご解約時には次の撤去費および機器郵送代がかかります。

また、最低利用期間内でのご解約は違約金がかかります。但し、TOKAI グループの各ケーブルテレビ局にてインターネット接続サービスを継続利用する場合は、違約金が免除される場合があります。

屋外引き込み線撤去費	最大 21,120 円（税抜 19,200 円） ^{*1}
機器郵送代	4,400 円（税抜 4,000 円） ^{*2}
最低利用期間違約金	1 ヶ月分のサービス利用料相当額（不課税）

※ 1 屋外引き込み線撤去作業が発生する場合に限ります。屋外引き込み線撤去費は上記の金額を上限として、

24 ヶ月の利用期間に応じて低減し、利用開始月から起算した 24 ヶ月目に 0 円となります。

例：利用開始月から起算して 13 ヶ月目をご解約された場合、撤去費の (24-13) /24 を請求させていただきます。

※ 2 一度のご返却につき上記金額がかかります。複数サービスをご解約された場合は、対象機器をまとめてご返却いただけます。

機器は解約月の翌月末までにご返却をお願いいたします。ひかり de ネットパルクをご解約のお客様は、機器郵送代 3,080 円（税抜 2,800 円）となります。

お問い合わせ

当社インターネット接続サービスについてのお問い合わせは、トコサポ (<https://tokai-catv.co.jp/faq/>) をご覧ください。
ご不明な点は当社カスタマーセンターまでご連絡ください。

パソコン・無線 LAN 等の不具合については、各製品提供元のメーカーにご相談ください。

その他

1. ひかり de ネットはベストエフォートサービスです。常に表示の速度が出るものではありません。
2. 集合住宅（マンション・アパート・公営団地等）につきましては工事ができない場合があります。予めご了承ください。
3. 当社設備とお客様設備との責任分界点は、D-ONU の LAN インターフェイス部分となります。
4. D-ONU は当社からの貸し出し機器となります。お取り扱いには十分ご注意ください。またご解約時には当社へご返却ください。
5. 電子メール・ホームページのご利用によるお客様および第三者の利害の発生については、当社は一切の責任を負いかねます。

（インターネットによる株式売買、ホームページやオークションでの物品購入、インターネットによる競輪、競馬、競艇など投票券などの購入、等）
※インターネット接続サービスは、「インターネット接続サービス契約約款」に基づきサービスを提供いたします。

らくらくインターネット接続サービス (らくらくワイアレス)

らくらくワイアレスのご利用にあたり

■最低利用期間について

本サービスの最低利用期間は6ヶ月となります。最低利用期間に満たない契約解除があった場合には、解約違約金として2,980円（不課税）をお支払いいただきます。

■通信速度について

本サービスにおけるAXGPまたはLTE方式の最大通信速度は以下のとおりです。
下り概ね110Mbps／上り概ね10Mbps ※ベストエフォートサービスです。

■端末一式について

本体端末・ACアダプター・SIMはレンタル品となります。お取り扱いには十分にご注意ください。
また、解約時にはご返却ください。紛失、故意による破損、ご返却のない場合には、損害金20,000円／台（不課税）をお支払いいただきます。

■設置場所について

宅内の設置場所、建物状況、また窓の方角などにより、電波が弱くなり十分な通信速度が出ない場合があります。
その場合は本体端末の設置場所を変えてお試しください。

■通信の制限について

当社は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなった際は、本サービスの利用を一時的に中断することがあります。

ご利用料金について

本サービスのご利用料金のお支払方法は、クレジットカード決済に限ります。

1. 初期費用

事務手数料	3,300円（税抜3,000円）/回線
-------	---------------------

2. 月額利用料

月額利用料	3,278円（税抜2,980円）
-------	------------------

※月額利用料には、SIMカード及び端末のレンタル料が含まれております。

3. 手数料

SIMカード再発行手数料	3,300円（税抜3,000円）/枚
--------------	--------------------

※紛失した場合、SIMカード再発行手数料をお支払いいただきます。

4. 損害金

紛失・故意による破損	20,000円/台（不課税）
------------	----------------

サービス提供エリアについて

本サービスは、島田市、焼津市、沼津市、伊豆の国市の一部エリア限定でご利用できます。なお、サービスエリア内であっても電波状況によりご利用いただけない場合がございます。

インターネット接続サービス (らくらくワイアレス)

電話サービスについて

電話サービスは、建物の状況により、提供できない場合があります。

お申し込みについて

1. お申し込み時には、本人確認書類をご提示いただきます。
2. 「au スマートバリュー」、「自宅セット割インターネットコース」のお申し込みは、au/UQ mobile 取扱店でのお手続きが必要となります。「ソフトバンクおうち割」、「ワイモバイルおうち割 光セット (A)」のお申し込みは、ソフトバンク/ワイモバイルショップまたは TOKAI モバイルショップでのお手続きが必要となります。

番号ポータビリティについて

1. 番号ポータビリティをご利用いただけない場合は、新しい電話番号を提供いたします。
2. 番号ポータビリティ手続きの関係上、「ケーブルプラス電話」・「ひかり de トーク (S)」のご利用までには、HGW/TA (IP 電話アダプター) の設置後、アナログ電話からの切替で約 10 日、ひかり電話からの切替で約 1 ヶ月程度かかります。また、重畠型 ADSL・ISDN・他社ひかりプライマー電話サービスをご利用していた場合は、お客様にも手続きを行っていただく場合がございます。その場合、開通まで通常よりさらにお時間がかかります。NTT 西日本による番号ポータビリティ工事完了後、「ケーブルプラス電話」・「ひかり de トーク (S)」でのご利用開始となります。
3. 従来ご加入いただいた他社電話サービスにて登録されていた名義人や住所に相違がある場合は、電話番号ポータビリティ完了日が延びる場合がございます（アナログ電話からの切替で約 10 日間、ひかり電話からの切替で約 1 ヶ月程度の延長となります）。

電話サービス利用料のご請求について

電話サービス [ケーブルプラス電話]・[ひかり de トーク (S)] のご利用料金については、以下のとおり、1 ヶ月遅れでのご請求となります。なお、ご利用明細については、当社ホームページよりご確認ください。登録用の ID とパスワードについては、郵送にて通知いたします。

ご解約時には、解約月のご利用料をその翌月に請求させていただきます。

ケーブルテレビ放送サービスやインターネット接続サービス月額利用料ご請求のタイミングと異なります。予めご了承ください。

■ケーブルプラス電話ご請求イメージ

ご利用月	4月	5月	6月	2月	3月	4月
ご請求月	利用開始					ご解約	
ご請求内容							
		4月分月額基本料 (日割り) +4月分通話料	5月分月額基本料 +5月分通話料		1月分月額基本料 +1月分通話料	2月分月額基本料 +2月分通話料	3月分月額基本料 (日割り) +3月分通話料

■ひかり de トーク (S) ご請求イメージ

ご利用月	4月	5月	6月	2月	3月	4月
ご請求月	利用開始					ご解約	
ご請求内容							
		4月分月額基本料請求なし 4月分通話料のみ請求	5月分月額基本料 +5月分通話料		1月分月額基本料 +1月分通話料	2月分月額基本料 +2月分通話料	3月分月額基本料 (満額) +3月分通話料

ご注意! ひかり de トーク (S) ご利用のお客様が、ケーブルプラス電話への切替をした場合、切替月の翌月には、ひかり de トーク (S) の月額基本料（満額）・通話料に加え、別途ケーブルプラス電話の月額基本料（日割り）・通話料・ユニバーサルサービス料・電話リレーサービス料をご請求いたします。

停電時の通話について

停電時は、機器（TA、HGW 等）への電源の供給がされませんので、ご利用いただけません。予めご了承ください。

固定電話サービス (ケーブルプラス電話／ひかり de トーク (S) 共通)

「ケーブルプラス電話」に関する説明事項（重要）

本説明事項（重要）は「ケーブルプラス電話」に関するものです。

(1) サービス名称・〔区分〕

ケーブルプラス電話・〔IP 電話サービス〕

(2) 本サービスを提供する会社

JCOM 株式会社（以下「JCOM」）

ただし、電話番号の設定および緊急通報（110/118/119）については KDDI 株式会社（以下「KDDI」）

(3) お問い合わせ先

株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク カスタマーセンター

〈お問い合わせ〉 フリーダイヤル：0120-696-942

（受付時間） 9:30～18:00

故障に関するお問い合わせは 365 日 24 時間受付

URL : <https://tokai-catv.co.jp/>

(4) ご留意事項

①サービスについて

●料金やサービスは、改善等のため予告なく変更する場合があります。

●記載の内容は 2025 年 3 月現在の情報です。

②請求についてのご注意

●本サービスのご利用料金は、お申し込みいただいた TOKAI ケーブルネットワークから請求させていただきます。

※ただし国際オペレータ通話等の請求書は、ご利用発生の翌月に KDDI からご契約者に直接送付させていただきます。

③個人情報のお取り扱いについてのご注意

● KDDI および JCOM が本サービスのお申し込みに際して取得する個人情報の利用目的につきましては、本サービスの提供、料金請求業務、自己の既存サービス・新サービスのご案内、アンケート調査の実施、利用促進等を目的としたキャンペーンの実施、サービスの開発・評価・改善、その他契約約款等に定める目的に利用すること、とします。

④au ID について

●ケーブルプラス電話のお申し込みにより、ケーブルプラス電話の契約が登録された au ID を KDDI が払い出します。au ID は、My au のログインに利用します。なお、au ID の利用は KDDI の「au ID 利用規約」によります。

⑤その他

●本紙に記載しているサービス名称は一般に各社の商標または登録商標です。

(5) サービス内容

●国内加入電話、国際、携帯電話・PHS、IP 電話等向け通話をご利用いただけます。

●現在お使いの電話番号を継続して本サービスでご利用可能です（詳細については「(8)- ①番号ポータビリティをご利用の場合」をご確認ください）。

●「110（警察）」「118（海上保安庁）」「119（消防）」への発信が可能です。

●本サービスは ISDN をご利用いただけません。

●停電時はご利用になれません（携帯電話や PHS、または、お近くの公衆電話をご利用ください）。

固定電話サービス (ケーブルプラス電話)

- ホームテレfon・ビジネスfon、電話機能つきドアfonは、別途工事が必要となる場合がありますので、お客様にてサービス提供会社にご確認ください。ドアfon（電話機能付）をご利用の場合は、必要に応じて別に電話機をご用意ください。

(6) ご契約・お申し込みについて

- このお申し込みによる契約は、KDDI および JCOM のケーブルプラス電話サービス契約約款によるものとします。
- お申し込みを受付した場合でも KDDI または JCOM の設備の都合により、本サービスをご利用いただけないことがあります。
- 現在、110 番、119 番非常通報装置^{※1)}、または緊急通報等を行なう自動通報装置（電話機）^{※2)}を、ご利用のお客様は、本サービスで継続してご利用いただくことはできません。このため、本サービスはお申し込みいただけません。
- ※¹⁾ 非常ボタン等を押すことにより 110 番（警察）、119 番（消防）へ自動的に発信し、発信元の情報を自動音声で伝える装置。
- ※²⁾ 主に各自治体が高齢者の方や体の不自由な方などに提供している電話機で、ボタンを押すことにより緊急通報を行なうことができるものでペンダントタイプの場合もあります。「緊急通報システム」「あんしん電話」等の名称で呼ばれています。
- 本サービスはネットワークの保守メンテナンス等により、ご利用いただけない場合があります。
- お申込者が未成年の場合は、親権者の同意を得た上でお申し込みください。
- お申込者は、この契約に基づく契約者の地位を第三者に譲渡することはできません。
- 「au スマートバリュー」のお申し込みは、au ショップでのお手続きが必要となります。
- 迷惑電話自動ブロックのご利用にあたり、以下の内容にご同意いただいた上、迷惑電話自動ブロックをお申し込みください。同意いただけない場合、迷惑電話自動ブロックはお申し込みいただけません。
- ・ 迷惑電話自動ブロックでは、迷惑電話自動ブロックの利用者宛にかかってきた全ての通話について、迷惑電話かどうかを自動的に判定します。ただし、全ての迷惑電話の正確な判定を保証するものではありません。
- ・ 迷惑電話データベースの情報精度向上を目的に、利用者ごとに集計した以下の情報を 1 回 / 日の頻度でトビラシステムズ株式会社に提供します。

【トビラシステムズ株式会社に提供する情報】

通話ごとの情報：迷惑電話自動ブロック標準ブロックリストにある電話番号または利用者が着信拒否を設定したお客様指定ブロックリストから、利用者の固定電話にかかってきた通話についての次の情報

①発信日時②発信元電話番号（非通知等の場合はその旨）③迷惑電話自動ブロックによって着信を拒否・許可した状況④通話時間

利用者ごとの情報：①利用者の固定電話の電話番号（下 4 ケタは隠蔽）②その日の着信回数（発信番号通知・非通知別）

・ 契約者と利用者が異なる場合、上記情報がなされることについて契約者は利用者に説明します。

(7) 緊急通報（110 / 118 / 119）について

- 「110（警察）」「118（海上保安庁）」「119（消防）」へダイヤルした場合は、ご契約者の住所・氏名・電話番号が接続相手先（警察、海上保安庁、消防）に通知されます（一部の警察・海上保安庁・消防を除く）。なお、回線毎の非通知設定が適用されませんので、通知を拒否される場合は、一通話毎に「184」を付けてダイヤルしてください。

(8) 電話番号の継続利用について

①番号ポータビリティをご利用の場合

- 本サービスで利用する電話番号について、番号ポータビリティ（※）を利用することができます。

※番号ポータビリティとは、電話サービス提供会社（以下「事業者」）を変更しても同じ電話番号を継続して利用できるようにする取扱いです。

- KDDI および JCOM グループ会社以外の事業者（以下「他事業者」といいます）から本サービスへの番号ポータビリティを利用した移行に際し、現在ご利用中の電話サービスは終了（NTT加入電話、INSネット64は休止、NTT加入電話・ライトプラン、INSネット64・ライトを含む他事業者の電話サービスは解約）となります。他事業者への手続きは KDDI が行ないます。お客様による手続きは必要ありません。また、本サービスへの移行に際し、移行元の他事業者（以下「移行元事業者」といいます）より連絡がある場合があります。

※NTT加入電話、INSネット64からの番号ポータビリティを利用した移行の場合は休止工事費3,000円（税込3,300円）が別途NTT東日本・NTT西日本よりお客様に請求されます。その他の番号ポータビリティを利用した移行の場合は移行元事業者が定める提供条件により、解約に係る違約金、工事費等のお客様不利益事項が発生する場合がありますので、必要に応じ工事日までに移行元事業者へご確認ください。

※付加サービスも含めて自動的に解約となるかどうかについては、必要に応じお客様から移行元事業者へご確認ください。

- 移行元事業者による電話番号ポータビリティの設定完了をもって本サービスの利用開始となります。

- 番号ポータビリティの工事当日は、工事に伴い電話利用不可時間が発生する場合があり、その際は緊急通報機関からの折り返し含め電話が利用できない場合があります。

- 番号ポータビリティに関する取扱いにおいて、契約者名義、お客様連絡先、設置場所、工事希望日等の情報は、移行先事業者、移行元事業者および番号取得事業者との間で必要に応じて共有することができます。

- 番号ポータビリティは移行元事業者の契約者（名義人）の同意を得た上でお申込みください。

- 番号ポータビリティは以下の条件に合致した場合にご利用可能となります。

- ・お申込みの電話番号が、他事業者が提供する固定電話サービスでご利用中の0ABCで始まる番号（A、B、Cは0以外）であること。

- ・現在お申込者が使用している電話番号であり、ご利用場所の変更がないこと（ご利用場所が変更になる場合、番号ポータビリティをご利用いただけない場合があります）。

※番号ポータビリティをご利用いただけない場合は KDDI より新しい電話番号を提供いたします。

- ピンク電話、公衆電話、臨時電話で利用中の電話番号は、番号ポータビリティのお申込みができません。

- 移行元の電話サービスで利用していた ADSL、光ファイバ等のアクセス回線は、本サービスへの移行後も自動解約とならずに定額料金が発生する場合がありますので、必要に応じてお客様から解約の手続きを行なつてください。

②ホーム電話／ホームプラス電話／auひかり電話サービスからの同番移行の場合

- 本サービスで利用する電話番号について、同番移行（※）を利用することができます。

※同番移行とは、JCOM の電話サービス（本サービス／ケーブルプラス光電話）、JCOM グループの電話サービス（J:COM PHONE プラス／J:COM PHONE ひかり）または KDDI の電話サービス（ホーム電話／ホームプラス電話／auひかり電話サービス）を元に提供される電話サービス（JCOM の電話サービスおよび JCOM グループの電話サービスとあわせて以下「JCOM の電話サービス等」）ご利用中の電話番号を、他の JCOM の電話サービス等において利用することができるようになります。

- ケーブルプラス光電話／J:COM PHONE プラス／J:COM PHONE ひかり／ホーム電話／ホームプラス電話から本サービスへの同番移行に際し、ケーブルプラス光電話／J:COM PHONE プラス／J:COM PHONE ひかり／ホーム電話／ホームプラス電話は解約となります。解約手続は JCOM が行いますので、お客様からの手續は必要ありません。

- auひかり電話サービスから本サービスへの同番移行に際し、auひかり電話サービスは自動解約となります。解約手続はJCOMが行いますので、お客様による手続は必要ありません。
※auひかりネットサービス・テレビサービスの取扱いについては、KDDIまたはご契約のプロバイダへお問い合わせください。
 - ケーブルプラス光電話／J:COM PHONE プラス／J:COM PHONE ひかり／ホーム電話／ホームプラス電話でご利用中の付加サービスも解約となりますので、本サービスお申し込み時に改めてお申し込みください。なお、電話帳掲載につきましても改めてお申し込みが必要になります。
※付加サービスのうち「KDDI電話auで着信確認」サービスのみ、ホーム電話／ホームプラス電話／auひかり電話サービスでのご登録情報が自動的に引き継がれます。
 - ケーブルプラス光電話／J:COM PHONE プラス／J:COM PHONE ひかり／ホーム電話／ホームプラス電話からの番号継続は、以下の条件に合致した場合に可能となります。
 - ・ケーブルプラス光電話／J:COM PHONE プラス／J:COM PHONE ひかり／ホーム電話／ホームプラス電話のご利用場所とケーブルプラス電話のご利用場所が同一住所であること（ご利用場所が異なる場合、番号継続が出来ない場合があります）。
- ※同番移行が出来ない場合、KDDIより新しい電話番号を提供いたします。

(9) 本サービスの機能について

- ご利用いただけない通話・通信先がございます（詳しくはP29の「【別表1】接続可否」をご参照ください）。
- 「0088」等の事業者識別番号による電気通信事業者を指定した発信はできません。ACR機能は停止して利用することをお勧めします。
※「0088」等の事業者識別番号の後に国内・携帯・国際（自動ダイヤル）等の本サービスで提供可能な電話番号をダイヤルした場合、本サービスのご利用となりその通話料金が適用されます。
- 以下の機能・各種サービスはご利用いただけません（詳しくはP30【別表2】ご利用いただけない機能・サービス」をご参照ください）。

通信機能・サービス	
ISDN スーパーG3 FAX通信/BizFAXスマートキャスト	ユーザー間情報通知(UUI)
通話機能・サービス	
プッシュ回線の短縮ダイヤル機能	ボイスワープセレクト等ボイスワープの一部機能 電話機能付インターホン（ドアホン）
電話番号に関する機能・サービス	
i・ナンバー	代表組み ダイヤルイン

※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。

- 以下の機能・各種サービスはご利用いただけない場合があります。

機能・サービス	備考
モデム通信等	ガス・電気・水道等の遠隔検針
	セキュリティサービス
	ダイヤルアップによるインターネット接続
	その他モデム通信

※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。

(10) 104番号案内

- 104番号案内をご利用いただけます。

(11) ご利用料金

①料金に関するご注意

- 本サービスのご利用料金はお申し込みいただいた TOKAI ケーブルネットワークから請求させていただきます。
※国際オペレータ通話等の請求書は、ご利用発生の翌月に KDDI からご契約者に直接送付させていただきます。
- 請求書の発行時期、料金のお支払い方法については、TOKAI ケーブルネットワークの定めるところによります。
- 基本料についてはご利用開始月および解約月については日割料金となります。また、付加サービス利用料については利用開始月は無料（月途中加入の場合）、解約月は全額のご請求となります。ただし、基本料・付加サービス利用料について同じ月にご利用開始と解約を行なった場合は全額のご請求となります。
- ユニバーサルサービス料・電話リレーサービス料については毎月月末時点においてご契約中のお客様に全額^{*}をご請求させていただきます。
※支援機関が原則 1 年度ごとに算定し、総務大臣認可を経て決定される電話リレーサービス料の「番号単価」については、月によって適用される金額が異なることがあります。
- 実際の請求時の消費税の計算方法は、TOKAI ケーブルネットワークの定める方法となりますので、本紙に記載する料金の表示額の合計とは異なる場合があります。
- 本紙に記載する料金とは別に、開通または解約の際に TOKAI ケーブルネットワークが設定する工事費等がかかる場合があります。詳しくは TOKAI ケーブルネットワークにお問い合わせください。
- 保守費用につきましては実費を請求させていただきます。

②月額利用料

a. 基本料

基本料	1,463 円（税抜 1,330 円）
-----	---------------------

b. その他料金

通話明細発行 [*]	220 円（税抜 200 円）
---------------------	-----------------

※通話明細は JCOM よりご契約者に送付させていただきます。

③通話料

種別	通話料	
	通話料（税込）	通話料（税抜）
ケーブルプラス電話、ケーブルプラス光電話、ホーム電話向け通話 「J:COM PHONE プラス」「J:COM PHONE ひかり」向け通話 ^{*1)}	無料	
国内加入電話向け通話	市内通話	8.8 円／3 分
	県内市外通話 ^{*2)}	16.5 円／3 分
	県外通話 ^{*2)}	例：アメリカ本土宛 9 円（免税）／1 分 フィリピン宛 35 円（免税）／1 分 中国宛 30 円（免税）／1 分
国際通話 ^{*3)}	ダイヤル通話	17.05 円／1 分
	au/UQ mobile 宛 上記以外宛 ^{*4)}	17.6 円／1 分
携帯電話向け通話	IP 電話向け通話	11 円／3 分
	時報	8.8 円／3 分
特別番号への通話	番号案内 ^{*5)}	220 円／案内
	電報	KDDI エボルバ・NTT 東日本・NTT 西日本料金 ^{*6)}
	災害用伝言ダイヤル	8.8 円／1 分
	行政 1XY サービス（188・189）	NTT コミュニケーションズ設定料金
	ナビダイヤル等（NTT コミュニケーションズ）	NTT コミュニケーションズ／株式会社アイ・ピー・エス・プロ設定料金

固定電話サービス (ケーブルプラス電話)

- ※ 1) 「J:COM PHONE プラス」「J:COM PHONE ひかり」は JCOM 株式会社のグループ会社が提供する電話サービスです。
- ※ 2) 県内・県外の区分は郵政省令第 24 号(平成 11 年 7 月 1 日施行)によって定められた都道府県の区域に従っており、行政区分上とは異なる場合があります。
- ※ 3) その他の国・地域、オペレータ通話の通話料についてはお問い合わせいただくか、JCOM のホームページ (<https://www.jcom.co.jp/catv-service/phone/cableplus/charge/asia/>) でご確認ください。
- ※ 4) 衛星電話への通話等、一部通話料が異なる場合があります。詳細は JCOM のホームページ (<https://www.jcom.co.jp/catv-service/phone/variouscallcharges>) でご確認ください。
- ※ 5) 番号案内(104)は KDDI エボルバ番号案内サービスへ接続します。障がい者向け無料案内サービス「スマイル案内」をご利用希望の方は、初回利用時にご登録していただきます。
- ※ 6) KDDI エボルバの「でんぱっぽ」につながります。

④ユニバーサルサービス料

ユニバーサルサービス料	ユニバーサルサービス支援機関(TCA)が公表する認可料金の相当額
-------------	----------------------------------

※ユニバーサルサービス料は、1電話番号毎に請求させていただく月額利用料です。

※認可料金は、ユニバーサルサービス支援機関が原則 6ヶ月ごとに算定し、総務大臣認可を経て決定される「番号単価」を指します。詳しくは支援機関のホームページをご参照ください。[\(https://www.tca.or.jp/universalservice/\)](https://www.tca.or.jp/universalservice/)

※ユニバーサルサービス制度やお客様への請求につきましては、以下 URL をご参照ください。
(<https://www.jcom.co.jp/catv-service/universal/>)

⑤電話リレーサービス料

電話リレーサービス料	電話リレーサービス支援機関(電気通信事業者協会)が公表する認可料金の相当額
------------	---------------------------------------

※電話リレーサービス料は、1電話番号毎に請求させていただく月額料金です。

※認可料金は、電話リレーサービス支援機関が原則 1 年度ごとに算定し、総務大臣認可を経て決定される「番号単価」を指します。詳しくは支援機関のホームページをご参照ください。[\(https://www.tca.or.jp/telephonrelay_service_support/\)](https://www.tca.or.jp/telephonrelay_service_support/)

※電話リレーサービス制度やお客様への請求につきましては、次の URL をご参照ください。[\(https://www.jcom.co.jp/catv-service/telephonrelay/\)](https://www.jcom.co.jp/catv-service/telephonrelay/)

⑥手続きに関する料金

●初期費用

契約料	無料
番号ポートアビリティ	無料

●その他料金

番号変更	1 手続きあたり 2,200 円(税抜 2,000 円)
------	------------------------------

※加入月の翌月末日までの番号変更是無料です。

⑦付加サービス利用料

サービス名	月額利用料
割込通話	330 円(税抜 300 円)
発信番号表示	440 円(税抜 400 円)
番号通知リクエスト ^{※1)}	220 円(税抜 200 円)
割込番号表示 ^{※2)}	110 円(税抜 100 円)
迷惑電話自動ブロック	330 円(税抜 300 円)
着信転送 ^{※3)}	550 円(税抜 500 円)

※ 1) 発信番号表示の契約が必要です。また、利用にあたり利用開始の設定が必要です。詳しくは後日お送りする「ケーブルプラス電話ご利用ガイド」をご確認ください。

※ 2) 割込通話・発信番号表示の契約が必要です。

※ 3) My au からのお申し込みはできません。TOKAI ケーブルネットワークへご連絡ください。またお申し込みの際に、ケーブルプラス電話のご契約者本人に相違ないことを確認させていただきます。本人確認に必要な書類は、電気通信事業法に定める電気通信番号計画 別表第 4 本人特定事項の確認方法 1(1)および 6 にて指定された、運転免許証、パスポート、国民健康保険、健康保険、印鑑登録証明書等を指します。お申し込み後、転送先電話番号・転送パターンの設定が必要です。詳しくは後日お送りする「ケーブルプラス電話ご利用ガイド」をご確認ください。

⑧割引料金

1. auまとめトーク(ケーブルプラス電話からの発信通話について)^{*}auケータイからの発信通話についてはau→自宅割の適用条件によります

概要	JCOMに登録されたご契約者の連絡先電話番号にauまたはpovo1.0の携帯電話が登録されている場合で、ケーブルプラス電話とauまたはpovo1.0の携帯電話 ¹⁾ のご登録契約者氏名が同じ、もしくはご登録住所が同じ場合、以下の通話につき通話料相当額を割りし、無料といたします。 ①auひかり電話サービス ²⁾ ・auひかりちゅら電話サービス・ホームプラス電話・au one netの050電話サービス・コミュファ光電話 ²⁾ への国内通話 ②au携帯電話及びJCOMが指定する携帯電話サービス ³⁾ (以下あわせて「au携帯電話等」)への国内通話(au世界サービス対応機種への国外通話の場合、発信元は無料ですが、着信先に通話料がかかります) ※その料金月の月末において、対象のau携帯電話が解約・休止などの場合、UQ mobileの場合、本割引の対象外となります。 ※JCOMに登録されたご契約者の連絡先電話番号について、内容の変更 ⁴⁾ があった場合、あらためて届出が必要です。届出されていなかった場合、本割引の対象外となることがあります。 ¹⁾ au携帯電話等には沖縄セルラー電話株式会社に係るものも含みます。 ²⁾ 付加サービスの050電話サービスを含みます。 ³⁾ UQ mobile、povo1.0およびpovo2.0ならびにこれらの設備を利用した一部の携帯電話サービスを含みます。 ⁴⁾ 携帯電話番号ポータビリティによる事業者の変更を含みます。
注意事項	・料金月の月末において、登録されているauまたはpovo1.0の携帯電話が解約・休止等の場合、auまとめトークの割引はありません。 ・本割引の適用について、KDDI、沖縄セルラー電話株式会社およびTOKAIケーブルネットワークに通知されることについて、承諾していただきます。

2. オプションお得パックについて

概要	ケーブルプラス電話の回線で、割込通話、発信番号表示、番号通知リクエスト、割込番号表示および迷惑電話自動ブロック(以下あわせて「対象付加サービス」)の付加サービス利用料が同時に発生する場合 [*] 、その付加サービス利用料(月額利用料)の合計額1,430円(税抜1,300円)を、759円(税抜690円)に割引します(オプションお得パック)。 [*] オプションお得パックは、対象付加サービスの付加サービス利用料が発生する月のその付加サービス利用料に自動で適用されます。
----	---

(12) 宅内機器について

- 本サービスをご利用の際は、ご利用のTOKAIケーブルネットワークが設置する宅内機器をJCOMが指定する方法に則って接続してご利用ください。指定外の機器に交換したり、指定外の接続をされる場合、約款の規定に反する行為とみなしサービスの提供をお断りする場合があります。
- 宅内機器の電源は、常にONの状態でご利用願います。電源がOFFの状態では発信/着信ができなくなりますのでご注意ください。
- 本サービスは、宅内機器と接続された電話機からのみご利用いただけます。
- 宅内機器の仕様は、予告無く変更となる場合があります。
- 宅内機器には動作ソフトの自動バージョンアップ機能があります。バージョンアップの際には、機器の起動に時間を要したり、機器が再起動することがあります。また、再起動するとサービスが一旦停止します。
- 宅内機器に故障が生じた際はご利用のTOKAIケーブルネットワークが交換・修理対応をいたしますが、お客様責任による故障・紛失の場合は実費請求いたします。
- 宅内機器をラジオなどの電波を受信する機器の近くで使うと、受信障害(ノイズ)を引き起こすことがあります。このような場合は、宅内機器とラジオなどを離してご使用ください。

(13) 本サービスのご解約について

- 本サービスをご解約される場合にはTOKAIケーブルネットワークカスタマーセンターへお申し出ください。また、転居に伴うご解約に際し、転居先においてauひかり電話サービスへご加入予定で、その際現在の電話番号の継続利用を予定されている場合は、その旨を必ずTOKAIケーブルネットワークへお申し出ください。

固定電話サービス (ケーブルプラス電話)

- 番号ポータビリティを利用してご利用の本サービスの電話番号を他事業者が提供する電話サービスで継続してご利用される場合は、事前に、当該他事業者へ番号の継続利用を希望する旨、お申し出ください。
- 番号ポータビリティを利用して他事業者が提供する電話サービスに移行する場合、NTT西日本等での電話番号の継続利用の設定完了後、本サービスはご利用いただけなくなります。（ご申告いただいたてから移行先事業者での手続き完了までは本サービスでのご利用となります。）
- 番号ポータビリティを利用して他事業者が提供する電話サービスに移行しようとする場合、電話番号の継続利用に要する期間および料金等（移行可否を含む）については移行先事業者にて確認ください。
- 「NTT東日本・NTT西日本以外の電話事業者が払い出した電話番号」および「光IP電話サービス（ひかり電話）用としてNTT東日本・NTT西日本が払い出した電話番号」については、NTT東日本・NTT西日本の加入電話またはINSネットへの番号ポータビリティを利用した移行はできません。

【別表1】接続可否一覧表

発着区分	種別	ダイヤル	接続可否	説明	備考
電話をかける場合	1XYの3桁番号サービス(一部4桁)	104	○	番号案内	
		110	○	警察(緊急呼)	
		111	×	線路試験受付	
		113	×	故障受付	NTT東日本・NTT西日本の故障受付にはつながりません。
		115	○	電報受付	アルティウスリンク株式会社の「でんぱっぽ」につながります。
		116	×	営業受付	NTT東日本・NTT西日本の営業受付にはつながりません。
		117	○	時報	
		118	○	海上保安(緊急呼)	
		119	○	消防(緊急呼)	
		122	○	固定優先解除	122をダイヤルした後に続けて本サービスでご利用可能な事業者識別番号(0091で始まる番号を除く)をダイヤルした場合、そのダイヤルした事業者識別番号を利用せずに相手先へ電話をかけたことになります。
		125	×	でんわ会議	
		142	○	着信転送[JCOM付加サービス]	JCOMの「着信転送」サービスの設定変更が可能です。
		144	○	迷惑電話撃退、迷惑電話自動ブロック[JCOM付加サービス]	JCOMの「迷惑電話撃退」「迷惑電話自動ブロック」サービスの設定変更が可能です。
		147	×	ボイスワープセレクト	
		148	○	番号通知リクエスト[JCOM付加サービス]	JCOMの「番号通知リクエスト」サービスの設定変更が可能です。
		161～167	×	アクシミリ通信網等	
		171	○	災害用伝言ダイヤル	
		184-	○	発信者番号通知拒否	
		186-	○	発信者番号通知	
		188／189	○	行政1XYサービス	
	OAOから始まる電話番号	010-	○	国際電話	
		050-	○	IP電話	ほぼ全てのIP電話事業者と通話可能です。
		070-／080-／090-	○	携帯電話	
電話をかける場合	0AB0の4桁番号サービス	0120-	○	フリーダイヤル／フリーコールDX／フリーアクセス	フリーダイヤル等のご契約者の設定によりご利用いただけない場合があります
		0570-	○	ナビダイヤル等	ナビダイヤルのご契約者の設定によりご利用いただけない場合があります
		0800-	○	フリーダイヤル／フリーコールDX／フリーアクセス	フリーダイヤル等のご契約者の設定によりご利用いただけない場合があります
		0990-	×	災害募金サービス	
	OOXYの事業者識別番号(KDDI提供)	0077-	○	各種サービス(フリーコール等)	
		0051-0053-1-0053-9-0055-0057-	○	国際オペレータ通話等各種国際電話サービス	
	OOXYの事業者識別番号(他事業者提供)	OOXY-	×	「0088」等の事業者識別番号による電気通信事業者を指定した発信(0088フリーコールなど以下に記載のものは除く)	・ACR機能は停止して利用することをお勧めいたします。 ・事業者識別番号の後に国内・携帯・国際(自動ダイヤル)等の本サービスでご利用可能な電話番号をダイヤルした場合、そのダイヤルした事業者識別番号を利用せずに相手先へ電話をかけたことになります。
		0037-6-0044-0066-0088-	○	0037-6 着信課金サービス 0044 国際着信課金サービス 0066 国際国内着信課金サービス 0088 フリーコール	
	#ダイヤル	#4桁の番号	×	着信短縮ダイヤル、クイックナンバー等	
電話を受ける場合	他事業者サービスの着信	×	NTT東西のフリーアクセスの着信先回線としての設定・登録		

※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。ご不明な点はお問い合わせください。

【別表2】ご利用いただけない機能・サービス一覧表

機能・サービス		注意事項・備考
通信機能・サービス	ISDN	<p>現在INS64をご利用中の場合は以下の点にご注意願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本サービスではISDNの機能はご利用いただけません。 ・2ch利用はできません。1ch（1回線）での提供となります。 ・ISDN専用電話機やISDN専用端末はご利用いただけません。 ・DSU, TA（ターミナルアダプタ）を取り外してください。 ・ISDNのサブアドレス着信（相手先電話番号の後に「*」を付けてダイヤルする）等はご利用いただけません。
	スーパー G3 FAX 通信	G3 FAXは概ねご利用いただけます。
	BizFAX スマートキャスト	
	ユーザー間情報通知（UUI）	
通話機能・サービス	ポイスワープセレクト等	
	ポイスワープの一部機能	JCOM の転送サービスでは無応答時転送、応答後転送機能はご利用いただけません。
	電話機能付インターフォン（ドアフォン）	電話の発着信は利用できなくなりますので、必要に応じて別の電話機をご用意ください。
電話番号に関する機能・サービス	i・ナンバー	
	代表組み	
	ダイヤルイン	

※番号ポータビリティをお申込みの場合、NTT東日本・NTT西日本の付加サービス、割引サービスは自動的に解約となります。

※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。ご不明な点はお問い合わせください。

「ひかり de トーク (S)」について

「ひかり de トーク (S)」はソフトバンクグループと提携し、当社が提供するサービスです。

加入者どうし（当社のひかり de トーク S 加入者およびソフトバンク「BB フォン (M)」「BB フォン」「ケーブルライン」「おうちでのんわ」「ホワイト光電話」「おとく光電話」加入者およびソニーネットワークコミュニケーションズ「NURO 光でんわ」加入者）の通話が無料となる IP 電話サービスです。

ご契約について

○ご注意

1. 「ひかり de トーク (S)」は「ひかり de ネット」1 契約につき最大 3 番号まで契約が可能となります。

※ VDSL 設備については 1 番号のみのご契約となります。

2. 「ひかり de トーク (S)」のご契約にあたっては、「ひかり de トーク (S) 契約約款」にご同意いただきます。

3. 「ひかり de トーク (S)」は集合住宅にお住まいの方は建物の設備の状況等によりサービスのご提供ができない場合がございます。

4. インターホン機器の共用について

インターホン機器を共用している場合は、別途配線工事が必要となります。

このような追加工事はお客様のご負担となります。

5. ホームセキュリティサービスについて

電話回線を利用したホームセキュリティサービスはご利用いただけない場合がございます。

詳しくは、ご契約されている警備会社等へご連絡をお願いいたします。

6. ガス・水道検針、遠隔遮断システムについて

ガス漏れなどの自動通報サービスや遠隔遮断、その他電気、ガス、水道等の自動検針サービスをご利用されている場合には、「ひかり de トーク (S)」ではご利用できなくなる場合がございます。ご契約されているガス会社等へご連絡をお願いいたします。

7. ホームテレホン、ビジネスホン

一部機種によっては使用できなくなる場合があります。予めご了承ください。

8. FAX のご利用について

FAX については電話機器や回線の状況により、稀に使用できない場合がございます。FAX の送受信等についてのサポートは承りかねますので、各 FAX メーカーにお問い合わせください。

9. ACR/LCR/0036/0039 などの自動ダイヤル機能について ACR/LCR/0036/0039 などの自動ダイヤル機能をオンにしたまま利用すると、「ひかり de トーク (S)」をご利用できなくなりますので、その機能を解除していただきます。解除方法については各電話機メーカーにお問い合わせください。

10. 災害時優先通信について

「ひかり de トーク (S)」は「災害時優先通信」には対応しておりません。

「災害時優先通信」とは、災害発生時に総務省の特定する機関（例：病院、消防署等）の通信を優先して接続する機能です。

総務省の特定する機関であって災害時優先通信を必要とする場合は、当該機能を有する通信回線を別途ご利用いただく必要がございます。

11. 「ふれあい案内」について

「ひかり de トーク (S)」では、「ふれあい案内」はご利用になれません。

「ふれあい案内」とは、NTT 東日本および NTT 西日本が行っている福祉サービスで、各種障害者手帳をお持ちの方の一部を対象に、電話番号案内を無料とするサービスです。

12. 下記サービスをご利用中の場合、「ひかり de トーク (S)」をお申し込みいただけない可能性があります。NTT 東日本・NTT 西日本の「ご利用料金内訳書」等、現在ご利用中の電話会社からの請求書等で各項目についてご確認ください。

1. フリーダイヤルまたはフリーアクセスをご利用の場合

※フリーダイヤル・フリーアクセスとは、ご契約されている電話番号のほかに、0120 や 0800 等で始まる電話番号を契約し、外部から通信料金無料（受信者払い）の電話を受け付けるサービスです。

2. その他下記サービスをご利用の場合

- 110 番、119 番直接通報装置
- 高齢者向け緊急通報システム
- 0035 で始まる電話番号へ発信することができるサービス
- ボイスワープセレクト
- 0180 番号を利用して提供する、でんわばん、電話会議、メッセージイン等
- 視聴者参加型通信サービス

○住所

ご利用場所は、緊急通報受理機構「警察（110）、海上保安（118）、消防（119）」へ正しく通知するためにとても大事な情報になります。「ひかり de トーク (S)」でご登録いただくご利用場所が間違っていると、緊急通報受理機構から迅速な対応ができない場合がございます。

○「一般番号ポータビリティ」について

1. 「ひかり de トーク (S)」をお申し込みの際、それまで利用していた NTT 回線は利用休止または解除する必要があります。NTT 加入電話等からの切替の場合は、当社が代行して NTT 加入電話等の解除または休止のお手続きをさせていただきます。解除された場合は、NTT 加入電話等への再加入時に、施設設置負担金等が必要となります。また「一般番号ポータビリティ」サービスの手続きにおいて必要な各種契約者情報について、現在利用中の電話サービス提供事業者等とソフトバンク株式会社で共有いたします。
2. 「一般番号ポータビリティ」サービスにより、現在ご利用中の電話番号を引き続きご利用いただけます（一部ご利用いただけない電話番号があります）。また、新規に電話番号を取得する場合は、当社から新たに電話番号を付与させていただきます。
3. 現在ご利用されている電話番号を変えずに弊社電話サービスへの切り替えを行う場合、現在ご利用中のサービス提供事業者の電話サービスは弊社にて解約手続きを行わせていただきますので原則付加サービスを含め解約されますが、光回線等のアクセス回線の廃止が必要な場合等は、お客様から現在ご利用中のサービス提供事業者に廃止手続きを行っていただく必要があります。付加サービスの解約やアクセス回線の廃止等、詳しくは現在ご利用中のサービス提供事業者までご確認ください。
4. 現在ご利用中の電話サービスの解約に伴い、違約金や解約金等が発生する可能性がありますので必要に応じ現在ご利用中のサービス提供事業者へお問い合わせください。必要に応じてお申込書に記載の連絡先に現在ご利用

中のサービス提供事業者から連絡がある場合がございます。

5. 「一般番号ポータビリティ」ご利用の場合、電話の切替工事に伴い、緊急通報機関からの折り返し含め一時的に電話サービスをご利用いただけなくなる場合がございます。
6. ご利用場所（設置場所住所）の変更を伴う番号ポータビリティ工事の場合、変更先住所ではサービス提供エリア外等の理由により、現在ご利用中のサービスにはお戻りいただけない場合がございます。変更先住所でのサービスの利用可否につきましては、現在ご利用中のサービス提供事業者までご確認ください。
7. 総務省の定める同一番号区画内への移転と同時に「一般番号ポータビリティ」を利用して当社サービスをご契約いただく場合、移転先のご住所が現在ご利用中の事業者のサービス提供エリア外である等の理由により、現在ご利用中のサービスに戻れない可能性がございます。
8. 現行、総務省の定める番号区画と異なる市外局番でご利用の電話番号につきましては住所の変更を伴う場合、同一番号区画内であっても継続してご利用いただけない場合があります。
9. 「一般番号ポータビリティ」サービスはご利用にあたり、以下の提供条件があります。
※ 「一般番号ポータビリティ」参加事業者が提供する固定電話番号（0ABJ）であること。（ただし、NTT 地域会社の固定電話番号においては、電話種類が公衆電話、臨時電話、支店代行 電話以外の電話種類にて利用する番号であること）。
10. お客様が利用休止等する NTT 東日本・NTT 西日本の電話サービス等において、以下の NTT 東日本・NTT 西日本以外の契約会社のサービス等を利用されている場合、利用休止等の工事日までにお客様自らサービス等の契約会社等に対して、当該サービスの継続利用の可否をご確認していただき、必要に応じて廃止手続き等を実施していただきます。
①検針（電気・ガス・水道）、②セキュリティーサービス（警備会社）、③DSL 重畠型サービス、④フリーダイヤル・フリーアクセス等、⑤F ネット
11. お客様が利用休止等する NTT 東日本・NTT 西日本の電話サービス等が、NTT 東日本・NTT 西日本の通信機器端末等のリース料金・割賦代金の課金先電話番号となっている場合、利用休止等の工事日までにお客様自ら NTT ファイナンス株）へ連絡していただき、お支払い方法を変更していただきます。
12. お客様が利用休止等する NTT 東日本・NTT 西日本の電話サービス等において、以下のサービス等を利用されている場合は、NTT 東日本・NTT 西日本は以下のとおり取り扱います。お客様がその他の取り扱いをご希望する場合は、お客様自ら工事日までに NTT 東日本・NTT 西日本の 116 番に連絡していただき、その旨をお申し出ください。
 - * NTT 東日本・NTT 西日本のレンタル電話機等を利用している場合通信機器端末を NTT 東日本・NTT 西日本よりレンタルにてご利用している場合は、返却もしくは買取のお手続きが必要となりますのでお客様自ら NTT 東日本・NTT 西日本の 116 番へご連絡ください。当社から NTT 東日本・NTT 西日本に本回線の利用休止等について代行して申し込み手続きを行いますが、それまでにお客様からご連絡がない場合は、NTT 東日本・NTT 西日本から当社に対し、お客様から NTT 東日本・NTT 西日本の 116 番へ連絡が必要な旨、通知する場合があります。
 - * NTT 東日本・NTT 西日本の通信機器端末の定額保守料金の課金先電話番号となっている場合、お客様には定額保守を継続利用していただきます。定額保守料は、NTT 東日本・NTT 西日本から発行する電話料金の請求書とは別の請求書にて毎年お支払いください。
 - * NTT 東日本・NTT 西日本の「フレッツ」サービス等料金の課金先電話番号となっている場合 NTT 東日本・NTT 西日本から発行する電話料金の請求書とは別の請求書にて毎月お支払いください。

*お客様が利用休止等するNTT東日本・NTT西日本の電話サービス等において、代表番号サービス・ダイヤルインサービス・iナンバーサービスを利用されている場合、代表番号サービス等に関する電話番号の当該サービスを全て廃止させていただきます。

13. 番号ポータビリティ等お申し込みの円滑な実施等のため、NTT東日本・NTT西日本から当社に対し、NTT東日本・NTT西日本の電話サービス等に関する契約者情報（以下、当社のサービスの利用者に係わる本人性確認結果、権利の設定または差押えの有無に係わるものに限る。）を提供する場合があります。

ご利用にあたり

1. 「ひかりdeトーク(S)」のご利用にはTAが必要になります。TAはレンタルにてご提供いたします。なお、ご利用料金は「ひかりdeトーク(S)」月額基本料に含まれます。
※ TAは当社からの貸与品となりますので、解約時には返却していただきます。紛失した場合は別途損害金をお支払いいただきます。
2. 「ひかりdeトーク(S)」はインターネット回線を利用したIP電話サービスです。インターネット回線の状態によって利用できなくなる場合がございます。
3. 停電やブレーカーの停止によりD-ONUとTAの電源が強制的に落とされた場合にはD-ONU、TAのリセットをお願いいたします。
4. 「ひかりdeトーク(S)」の通話明細は、WEB明細（<https://webmeisai.itc.softbank.jp/web/resale-privatesite/cable/renewal-guide>）でご確認ください。URLやID・パスワードは開通後、お客様宛に郵送でお送りいたします。
5. 「ソフトバンクおうち割」、「ワイモバイルおうち割 光セット(A)」のお申し込みは、ソフトバンク／ワイモバイルショップまたはTOKAIモバイルショップでのお手続きが必要となります。

複数番号サービスについて

1. 「ひかりdeトーク(S)」はひかりdeネット1回線につき、最大3番号ご利用いただけます。
2. NTT西日本の加入電話等から番号ポータビリティせず複数番号サービスを新たに利用開始する場合、「ひかりdeトーク(S)」専用の電話番号になります。
3. 「ひかりdeトーク(S)」に対応したHUBをご利用いただく必要があります。（当社支給品）
4. 「ひかりdeトーク(S)」オプションサービスもご利用いただく場合は、月額基本料に当該オプションサービス月額利用料を加算して請求されます。（1番号毎）
5. 「ひかりdeトーク(S)」複数番号のご利用には別途工事費が必要です。
6. 複数番号のご利用には、月額基本料に加え、1番号ごとユニバーサルサービス料・電話リレーサービス料および通話料が別途必要となります。
7. 加入電話等でこれまで利用していた電話番号をそのまま利用する場合、NTTより別途加入電話等の休止工事費3,300円（税抜3,000円）（基本工事費2,200円（税抜2,000円）、交換等工事費1,100円（税抜1,000円））が請求されます。（1番号毎）
8. 「ホワイトコール24」サービスにおいて、1つの携帯電話番号につき、複数の「ひかりdeトーク(S)」電話番号を登録することはできません。
9. VDSL設備については、1番号のみのご契約となります。

お引越し時について

お引越し等で住所変更があった場合には、原則電話番号は変更となります。同番号を希望される場合一時的にNTT回線に移行し、再度「ひかり de トーク (S)」に番号ポータビリティを行う必要がございます。

電話帳掲載について

1. 電話帳掲載については無料となります。

ただし、重複掲載については電話帳発行毎（通常1年毎）1掲載につき、550円（税抜500円）となります。

※重複掲載は、同じ電話帳に複数のお名前を掲載する場合やお客様の電話番号地域以外の電話帳に掲載する場合に発生します。

2. 電話帳掲載情報について

お申し込みいただいた電話番号の電話帳掲載情報・104番号案内情報については、NTT東日本・NTT西日本以外の番号案内事業者、電話帳発行事業者にもNTT西日本より提供されています。

一部、NTT以外の電話帳発行事業者から発行される電話帳に掲載されない場合があります。

3. 電話帳の配布について

- 1) 電話帳の配布を希望される場合は、別途タウンページセンター（電話：0120-506-309）へご連絡ください。
- 2) 電話帳の配布は有料です。料金および支払い方法についても、あわせて上記タウンページセンターにご確認ください。

個人情報の取り扱いについて

お客様からお預かりする個人情報は、ソフトバンク株式会社と共同利用することを予めご了承ください。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス制度により、「ひかり de トーク (S)」をご利用いただいているお客様に、ユニバーサルサービス支援機関が公表する認可料金の相当額を「ユニバーサルサービス料」として1電話番号毎にお支払いいただきます。

※ユニバーサルサービス制度とは、NTT東日本・NTT西日本が提供しているユニバーサルサービス（加入電話・公衆電話・緊急通報などの国民生活に不可欠な電話サービス）を全国どの世帯でも公平で安定的に利用できる環境を確保する為に必要な費用を、電話会社全体で応分に負担する制度です。

※ユニバーサルサービス料の単価は半年に一度見直しを行うこととなっています。

※ユニバーサルサービス制度の詳細は、ユニバーサルサービス支援機構である社団法人電気通信事業者協会のホームページ（<https://www.tca.or.jp/universalservice/>）または電話受付（03-3539-4830）にてご確認ください。

※ユニバーサルサービス料は回線が開通した翌月よりご負担いただきます。また、解約月や契約の休止中も料金がかかります。

電話リレーサービス料について

電話リレーサービス制度により、「ひかり de トーク (S)」をご利用いただいているお客様に、1電話番号毎に「電話リレーサービス料」をお支払いいただきます。

※電話リレーサービス料は、電話リレーサービス（聴覚障害者等の電話による意思疎通を手話等により仲介する）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。

なお、電話リレーサービス支援機関（一般社団法人電気通信事業者協会）から1番号あたりの費用（番号単価）が公表されています。

※認可料金は、電話リレーサービス支援機関が原則1年度ごとに算定し、総務大臣認可を経て決定される「番号単価」を指します。

詳しくは支援機関のホームページをご参照ください。（https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/）

ご解約について

1. 「ひかり de トーク (S)」を解約し、ご利用いただいている電話番号を NTT 西日本など他事業者での利用に変更する場合は、NTT 西日本などの番号の変更先事業者へ事前に番号の継続利用希望の旨をご申請ください。NTT などの変更先事業者での番号ポータビリティの設定完了後、「ひかり de トーク (S)」はご利用いただけません。
2. 変更先事業者での番号ポータビリティに要する時間、料金などについては変更先事業者へご確認ください。
3. ライトプラン、i・ナンバーなどの電話番号で番号ポータビリティをされた場合、「ひかり de トーク (S)」解約後、同じ番号を利用できないことがあります。電話番号の継続利用可否につきましては、NTT のお手続き時にあわせてご確認ください。
4. NTT 回線の休止解除を行う際には、休止解除工事費等が別途 NTT 西日本より請求されます。
5. そのほか、電話回線の新規敷設に関わる工事費用が別途発生する場合がございます。詳しい工事内容、工事金額につきましては、NTT 西日本のお手続き時にあわせてご確認ください。

※「ひかり de トーク (S)」は「ひかり de トーク (S) 契約約款」に基づきサービスを提供いたします。

TCN スマート TV について

- 「TCN スマート TV」サービス（以下本サービス）のご利用には、当社ひかり de ネットへのご加入が必要となります。
※別途月額利用料がかかります。
- 本サービスのご利用にあたり、KDDI 株式会社が提供する、au ID が 1 つ払い出されます。本 ID のご利用にあたり、「au ID 利用規約」に同意いただきます。
- au ビデオパスをお申し込みされる場合、本サービスのホーム画面よりお申し込みいただき、「au かんたん決済会員規約」に同意いただきます。
- 本サービスのご利用にあたり、トレンドマイクロ社が提供する「ウイルスバスター for au」を無償でご利用いただきます。ご利用にあたり、「ウイルスバスター for au」の使用許諾（契約約款・利用規約 P21）に同意いただきます。なお、本サービスをご利用いただく場合は、「ウイルスバスター for au」が自動的に利用開始となることを承諾していただきます。

最低利用期間について

本サービスの最低利用期間は 12 ヶ月となります。

ご解約について

- 最低利用期間内にご解約される場合は、所定の撤去費のほかに、残月数分の月額利用料がかかります。
- 本サービスをご解約された場合、本サービスに付随する各サービスは自動的に解約されます。ただし、au ID は自動的に解約されません。不要な場合は、お客様ご自身にて au ID のホームページよりご解約手続きを行ってください。

アプリケーションについて

- 予め TCN スマート TV にインストールされているもの以外のアプリケーションの使用をご希望される場合は、各アプリケーションの利用規約に予め同意の上、ケーブルプラス STB-2 より au ID を利用して購入ください。
- au ID およびパスワード、暗証番号はアプリケーションをご購入・ダウンロード時に必要となります。au ID 利用規則に従い、大切に保管いただきますようお願いいたします。
- au マーケット以外でご購入・ダウンロードしたアプリケーションについて、映像視聴やインターネット利用に影響を及ぼす等の当社が想定しない挙動をする場合があります。お客様の責任においてご利用ください。
- 一部アプリケーションにおいて、時間指定等の起動設定を行った場合、映像視聴やインターネットご利用中にアプリケーションが起動する可能性があります。必要時以外はアプリケーションの起動設定をオフにしてご利用ください。
- お客様がダウンロードされたアプリケーションの内容については、お客様サポートを行うことを目的に、当社にて履歴管理いたします。

視聴年齢制限について

ケーブルプラス STB-2 にて視聴年齢制限を設定することが可能です。お子様などに見せたくない番組がある場合はケーブルプラス STB-2 にて設定を行ってください。

インターネットのご利用について

当社ひかりdeネットにご加入の場合、インターネットにアクセスが可能です。お子様などがケーブルプラス STB-2 を使ってインターネットをご利用になる場合には、有害サイトフィルタリングサービスを利用することで、インターネットの有害サイトを閲覧できないように制限をかけることができます。詳しくは、ケーブルプラス STB-2 の取扱説明書またはウイルスバスター for au の説明をご覧ください。

録画機能について

1. ケーブルプラス STB-2 に外付けハードディスク (USB 接続に限ります) を接続することで、番組を録画することができます。外付けハードディスクには推奨機器がございます。予めホームページ等でご確認ください。
2. ケーブルプラス STB-2 の機器交換や撤去を行った場合、録画番組が視聴いただけなくなります。なお、録画番組の消失、破損が生じた場合、当社は責任を負いかねます。予めご了承ください。
3. 本サービスを複数ご契約し、外付けハードディスクの付け替えを行った場合、外付けハードディスク設定時にハードディスクが初期化され録画番組が消去されます。予めご了承ください。
4. ホームネットワーク (DLNA など) で接続し、お客様側の機器の不具合により視聴・録画ができなかつた場合、当社は責任を負いかねます。予めご了承ください。

無線接続の環境について

1. 本サービスにおいては、Wi-Fi 機能（クライアント）をご利用いただけます。
Wi-Fi の特性上、ケーブルプラス STB-2 の設置場所や Wi-Fi ルーターの場所、建物の構造や材質等により、通信速度が遅くなる場合や、電波が届かない場合がございます。
2. 当社で行う工事は、ケーブルプラス STB-2 の設置までです。各機器に接続する端末の設定等につきましては、お客様ご自身にて行っていただきますようお願いいたします。
3. Wi-Fi 機能では、LAN ケーブルを使用する代わりに、電波を利用してパソコン等と無線アクセスポイント間での情報のやり取りを行うため、電波の届く範囲であれば自由に LAN 接続が可能であるという利点がございます。その反面、電波はある範囲内であれば障害物（壁など）を越えて全ての場所に届くため、セキュリティに関する設定を行っていない場合、通信内容を盗み見られる、もしくは不正に侵入されるなどの可能性がございます。ケーブルプラス STB-2 には標準でセキュリティが設定されていますので、設定を無効にせずそのままご利用されることをおすすめいたします。
4. セキュリティ対策を施さず、あるいは Wi-Fi 機能の仕様上やむを得ない事情によりセキュリティの問題が発生してしまった場合、当社はこれによって生じた損害に対する責任は負いかねます。予めご了承ください。
5. 本サービスでは、2.4GHz と 5GHz 帯域の電波を使用しています。2.4GHz 周波数帯では、電子レンジ等の産業・科学・医療機器のほか、他の同種無線局、工場の製造ライン等で使用される免許を要する移動体識別用構内無線局、免許を要しない特定小電力無線局、アマチュア無線局等（以下、「他の無線局」と略す）が運用されています。
 - 1) 使用する前に、近くで「他の無線局」が運用されていないことをご確認ください。
 - 2) 万一、「他の無線局」との間に電波干渉が発生した場合は、電波の発射を停止し混信回避のための処置について当社までご相談ください。
 - 3) その他、電波干渉の事例が発生した場合は、当社までお問い合わせください。

損害賠償について

1. 当社は、提供するアプリの内容を変更または終了することがあります。変更または終了によって生じる損害賠償には応じません。
2. 当社の責めに帰さない事由により発生したあらゆる事象に対しての損害賠償には応じません。
 - ・天変地異などによるサービスの停止および受信障害
 - ・機器が正常に動作しなかったことによる不具合
 - ・当社設備および機器に接続されたお客様の施設および接続機器などの損害
3. インターネットのご利用による第三者とお客様の間に生じた損害賠償義務および責任を当社は一切負いません。
4. 当社の責めに帰さない事由により有料アプリケーションがご利用できない場合、障害の原因となった提携事業者の責めにより提携事業者の規定に従い賠償するものとします。

機器について

1. 本サービスの提供に必要となるケーブルプラス STB-2 は貸出品です。故障の場合は当社までご連絡ください。
2. お客様の過失により紛失・破損された場合は損害金 40,000 円（不課税）を請求させていただきます。なお、破損品の回収・交換を実施する場合は、損害金に加え、別途出張費・交換費用（実費）がかかります。
3. ケーブルプラス STB-2 本体や AC アダプタに水をかけたりしないでください。感電・火災の原因となります。機器の開口部（通風口など）をふさがないように、ケーブルプラス STB-2 と壁の間に 10cm 以上の隙間を空けてください。通風口をふさぐと内部に熱がこもり、故障もしくは火災の原因となります。（その他、取り扱いに記載されている「安全上の注意」を必ずお守りください。）
4. ケーブルプラス STB-2 は、電源を切った状態でデジタル放送からの情報受信や端末のバージョンアップ情報などの通信を自動的に行ってています。異常時以外はコード類を抜かないようお願いいたします。
5. ケーブルプラス STB-2 に設定されているソフトウェアの更新通知が表示される場合があります。お手数をおかけしますが、画面内容に従いソフトウェアの更新を行っていただきますようお願いいたします。
6. ご解約時には、貸し出し品のご返却をお願いいたします。機器郵送代 4,400 円（税抜 4,000 円）をお支払いいただきます。解約月の翌月末までにご返却をお願いいたします。

※一度のご返却につき上記金額がかかります。複数サービスをご解約された場合は、対象機器をまとめてご返却いただきます。

個人情報の取り扱いについて

1. ケーブルプラス STB-2 の設置工事や運用・保守等のため、お客様情報の一部を委託先に開示いたします。
2. ケーブルプラス STB-2 上でご利用されたアプリケーションに関するお問い合わせ等の対応のために、本サービスご利用にあたって払い出された au ID を設定したケーブルプラス STB-2 の機器情報を、KDDI 株式会社および JCOM 株式会社に開示いたします。
3. ケーブルプラス STB-2 での視聴情報や、使用状況ならびに操作に関する記録について集計・分析を行い、個人が識別・特定できないように加工した統計資料を作成し、設備の保守および新規サービスの開発、サービスレベルの維持・向上に利用します。

動画配信サービス

Hulu サービスについて

このサービスは、HJホールディングス株式会社(以下、「HJホールディングス社」といいます。)が提供する動画配信サービス「Hulu」(以下、「Hulu サービス」といいます。)の月額利用料を、株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク(以下、「当社」といいます) サービスの月額利用料と合算してお支払いいただけるサービス(これにより利用できるサービスを総称し、以下「本件サービス」といいます)です。本件サービスは、当社が定める「Hulu サービスに関する利用規約」に基づいてご提供いたします。

本書は、本件サービスのご契約にあたり、お客さまにご確認いただきたい事項を説明しております。以下の内容について本件サービスのお申し込みまでにご確認いただき、予めご了承のうえご利用ください。

■ご契約条件について

1. 本件サービスをご契約いただくには、以下(1)号または(2)号のいずれかに当てはまり、かつ、(3)号から(5)号までのすべてに当てはまることが必要です。
 - (1) 当社サービスに新たにお申し込みいただくと同時に、Hulu サービスをお申し込みいただきご利用される方。
 - (2) 既に当社が提供する当社サービスにご加入いただいており、新たに Hulu サービスをお申し込みいただきご利用される方。
 - (3) 当社ケーブルテレビサービスおよびインターネットサービス提供エリアにお住まいの方。
 - (4) 個人名義でご契約され、かつ世帯内での視聴をされる方(法人名義でご契約の方を除く)。
 - (5) HJ ホールディングス社の定める利用規約(以下、「HJ ホールディングス社規約」といいます。)
URL:<https://www.hjholdings.jp/terms> に同意いただき、当社が定める方法にて、Hulu サービスの利用登録をいただけれる方。
2. 利用者は、本件サービスを利用するため、当社が提供するケーブル ID およびパスワードが必要となります。
3. ケーブル ID およびパスワードによる認証ができない場合、利用者は、本件サービスを利用することできません。
4. 本件サービスは、以下の各号のいずれか 1 つでも満たされなくなった場合、自動的に解除されます。(1) 第 1 項各号の条件を満たさなくなった場合
 - (2) Hulu サービスの利用登録を解除された場合
 - (3) Hulu サービスの月額利用料を、当社以外を指定して支払う場合
5. 当社サービスのご利用には、別途ご契約が必要です。また、月額利用料、工事費などが必要であり、別途定める契約約款に同意いただきます。

■本件サービスの内容について

1. 当社は、利用者に対し、Hulu サービスの月額利用料を契約(更新)日が属する月の翌月に当社サービスの利用料金と合わせて請求するものとします。
2. Hulu サービスの月額利用料は、利用者が当社に登録しているお支払方法(金融機関の口座からの自動振替またはクレジットカードによる決済手段)にて、当社サービスの月額利用料と合算してお支払いいただきます。
3. Hulu サービスは 1 契約者につき 1 契約とします。



動画配信サービス

■ Hulu サービスの月額利用料について

1. 月額利用料は以下の通りとします。
Hulu サービス月額利用料 1,026 円（税抜 933 円）
2. Hulu サービスの月額利用料は、HJ ホールディングス社規約に基づき、変更となる場合があります。この場合、HJ ホールディングス社は Hulu 規約に基づき、利用者に告知を行います。
3. Hulu サービスの月額利用料は日割計算いたしません。
4. Hulu ストアの作品は月額利用料に含まれません。別途課金情報を登録する必要があります。
5. 上記の金額は税込価格です。

■ プラス割について

1. 本件サービスをお申し込みいただいたお客さまについては、別表（P42）で定める対象サービスを利用する場合に自動的にプラス割が適用となり、対象サービスの月額利用料より割引いたします。当社が提供するケーブル ID につきプラス割の適用は 1 つまでとなります。また、本件サービスを解約された場合、プラス割についても自動的に適用外となります。
 2. プラス割の割引内容は以下となります。
 - (1) プラス割（動画配信 +NET）
別表（P42）で定めるインターネットサービスと本件サービスを同時にご利用いただいた場合、インターネットサービスご利用料金から 110 円（税抜 100 円）割引いたします。
 - (2) プラス割（動画配信 +STB）
別表（P42）で定める STB 関連サービスと本件サービスを同時にご利用いただいた場合、STB 関連サービスご利用料金から 550 円（税抜 500 円）割引いたします。
- ※但し、プラス割（動画配信 +STB）単体での割引はございません。プラス割（動画配信 +NET）との併用が条件となります。

■ お申し込み時の注意事項

1. お客さまが Hulu サービスの利用申込をする場合は、HJ ホールディングス社規約にご承諾のうえ当社の指定する方法にてお申し込みいただき、Hulu サービスの利用登録をしていただきます。
2. 当社は Hulu サービスの月額利用料の請求代行を行うものとし、利用者には承諾をいただくものとします。
3. Hulu サービスは、HJ ホールディングス社に Hulu サービス利用登録をした当日より 1 ヶ月単位でのご請求となります。その後、1 ヶ月ごとの自動更新となり、ご解約の際には再度お手続きが必要です。（月の途中で登録・解約した場合でも 1 ヶ月分の請求となります）
4. Hulu サービスの解約は当社の指定する方法によるものとします。
5. Hulu サービスのご利用によって生じる利用者の損害および HJ ホールディングス社のご利用により利用者が第三者に対して与えた損害については、当社は一切の責任を負いません。ただし、当社の故意または重大過失に起因する場合には、この限りではありません。
6. Hulu サービスのご利用にあたっては、規約に基づき当社が不適切と認めた利用者に対しては、Hulu サービスを即時解除する場合があります。なお、当社が提供する他のサービスについても、同様に契約を解除する場合があります。
7. 利用者は、Hulu サービスをスマートフォン・タブレット・その他の Hulu サービス対応デバイスでご利用いただけます。なお、当社は、各デバイスにおける Hulu の動作を保証しておりません。

<別表>

プラス割（動画配信+NET）対象サービス

サービス名
ひかり de ネット 10G
ひかり de ネット 3G
ひかり de ネット 1G
ひかり de ネット 50M
ひかり de ネット VDSL
ひかり de ネットマンション 1G
ひかり de ネットバルク N500
ひかり de ネットバルク N100
ひかり de ネットバルク N30
ひかり de ネットバルク G500
ひかり de ネットバルク G100
ひかり de ネットバルク G30
ひかり de ネットバルク 100
ひかり de ネットバルク 30
ひかり de ネットバルク C100 ◆
ひかり de ネットバルク C30 ◆
ひかり de ネット（ギガ速ホーム）◆
ひかり de ネットベーシック（ギガ速ホーム）◆
ひかり de ネット（ホーム）300M ◆
ひかり de ネットベーシック（ホーム）300M ◆
ひかり de ネット（スマール）50M ◆
ひかり de ネットベーシック（スマール）50M ◆
ひかり de ネット（マンション）300M ◆
ひかり de ネットベーシック（マンション）300M ◆
ひかり de ネット（ギガ速マンション）◆
ひかり de ネットベーシック（ギガ速マンション）◆
ひかり de ネット（VDSL）◆
ひかり de ネットベーシック（VDSL）◆
ひかり de ネット 10G (Ipv4) ◆
ひかり de ネット（マンションF2）300M ◆
ひかり de ネットベーシック（マンションF2）300M ◆
ひかり de ネット（マンションF4）300M ◆
ひかり de ネットベーシック（マンションF4）300M ◆
ひかり de ネット（マンションV）◆
ひかり de ネットベーシック（マンションV）◆
ひかり de ネットベーシックバルク G500 ◆
ひかり de ネットベーシックバルク G100 ◆
ひかり de ネットベーシックバルク G30 ◆
ひかり de ネットベーシックバルク 100 ◆
ひかり de ネットベーシックバルク 30 ◆
別途当社が定めるサービス

※◆は新規受付を行っておりません。

プラス割（動画配信+STB）対象サービス

サービス名
スマートビック
スマートベーシック
レギュラービック
レギュラーベーシック
ケーブルプラス STB-2
ファミ録 4K



ケーブルプラスシェアライフ

■ご契約について

1. 本重要事項は、株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク（以下「当社」という）と、「ケーブルプラスシェアライフ」お申込みに関する重要事項のご案内を承諾し、JCOM 株式会社（以下「JCOM」という）より当社を介してケーブルプラスシェアライフ（以下「本サービス」という）の提供を受ける者（以下「契約者等」という）との間における、料金の請求などについて適用されます。
2. 当社 および JCOM がホームページその他の手段により通知する事項も、本重要事項の一部を構成するものとします。
3. 「当社基本サービス」とは、当社のテレビサービス、インターネットサービス、電話サービスのいずれかの契約をいいます。
4. 商品の閲覧・注文・交換・ご利用状況の確認・ご解約は全て LINE（最初にご登録いただいたケーブルプラスシェアライフ公式アカウント）をご使用ください。
5. その他、お申込内容の変更は当社までご連絡ください。
6. 本重要事項を変更する旨および変更後の重要事項の内容は当社ウェブサイト（<https://tokai-catv.co.jp/agreement/>）に掲示します。

【ご利用料金】

初回物品発送の 2 日後から課金開始となります。ただし、本サービスを初めて利用する場合、初回物品発送の 33 日後から課金開始となります。

1. ご利用開始月は日割り計算に基づいて利用料金を請求いたします（日額 112 円（税別））。
2. ご解約月は日割り計算は行わず、月額を満額請求いたします。ただし、課金開始日までに商品を返却し、解約・退会手続きを完了された場合、利用料金は請求いたしません。

【サービスの期間・回数等】

1. 毎月月末までに解約されない場合、1 カ月ごと自動更新となります。
2. 同時に借りることができる物品の数は 1 個です。

【物品の交換】

新たに利用される物品のお届け指定日から 1 週間以内に、返却される物品を指定先に返却下さい。ご返却が 1 週間を過ぎた場合、1 日あたり 165 円（税込）の延長料が発生します。

【キャンセル・解約】

1. 本サービスの LINE 公式アカウントより、解約の申請が可能です。レンタル中の物品ご返却が完了した後に、解約申請が可能となります。
2. お申し込み後、1 年間初回ご利用物品の注文がない場合には、自動的にお申し込みが取り消されます。

【トラブル（破損・故障、紛失・盗難）】

1. 物品の破損・故障の際は、速やかに LINE のお問い合わせメニューよりサービス窓口へご連絡の上、物品をご返却ください。商品をご返却頂きましたら、修理代金の追加請求はございません。
2. 紛失・盗難など物品を返却できない場合、当該物品を再購入する代金を請求させて頂く場合があります。

【ご利用料金の支払い方法・時期】

1. 当社は、契約者等に対し、本サービスの月額利用料を契約更新日が属する月の翌月に請求させていただきます。
2. 本サービスの月額利用料のお支払方法は、クレジットカード決済を原則とします。
契約者等が当社基本サービスの契約がある場合は、当社に登録しているお支払方法（金融機関の口座からの自動振替またはクレジットカード決済）にて、当社サービスの月額利用料と合算してお支払いいただきます。

【サービスのご利用停止】

当社は、次の場合には本サービスの利用を停止することがあります。なお、利用停止期間中の本料金についても、契約者等はこれを支払うものとします。

- (1) 契約者等が過去に若しくは現に本重要事項のご案内に違反し、又は申込者が、当社の提供するサービスの利用に係る契約に違反する行為若しくは違反のおそれのある行為を行ったことがあるとき又は現に行っていると当社が判断したとき
- (2) 契約者等が本料金その他の本重要事項に基づく金銭債務を、支払期日を経過してもなお支払わないとき
- (3) 契約者等が当社サービス（本サービスを含む）の利用に係る料金その他の当社に対する金銭債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき

附則 この重要説明事項は、2025年6月末現在の内容となります。



ミライスピーカー

ミライスピーカーのご利用にあたり

■提供条件について

- (1) 本サービスの利用料金を、クレジットカード決済で支払うこと。
または、契約者が当社テレビサービス、インターネットサービス、電話サービスのいずれかの契約の契約がある場合は、当社に登録しているお支払方法（金融機関の口座からの自動振替またはクレジットカード決済）にて、当社サービスの月額利用料と合算して支払うこと。
- (2) 本サービスを当社に届け出た住所で利用すること。
- (3) その他、本サービス利用規約及び諸事項に定める条を満たしていること。

■ご利用料金について

月額額利用料 700 円（税抜 638 円）

■最低利用期間について

本サービスの最低利用期間は 6 ヶ月となります。最低利用期間に満たない契約解除があった場合には、解約違約金として月額利用料金 × 最低利用期間の残月数（最大 6 ヶ月）をお支払いいただきます。

■端末一式について

本体端末・AC アダプターはレンタル品となります。お取り扱いには十分にご注意ください。
また、解約時にはご返却ください。紛失、故意による破損、ご返却のない場合には、損害金 15,000 円 / 台（不課税）をお支払いいただきます。



AI 防犯カメラサービス

AI 防犯カメラサービスのご利用にあたり

■サービスについて

「AI 防犯カメラ」サービスは自宅の侵入窃盗や隣人トラブル等の有事を AI の画像解析を使用して監視する防犯カメラサービスです。また、映像録画データは 60 日間クラウドにて安全にお預かり致します。

【主な機能】

スマホからリアルタイム映像を確認できる「ライブ映像」機能 ※夜間は「赤外線」により映像確認できます。

AI 画像解析の動体検知で有事を録画する「録画」機能

AI 画像解析の動体検知をスマホに通知する「通知」機能

AI 画像解析の動体検知でライトを点灯する「フラッシュライト」機能

周囲集音やスピーカーを通した声かけに対応する「マイク・スピーカー」機能

録画した映像をクラウドにて安全にお預かりする「クラウド保存」機能 ※ 60 日間の有事映像を保存します

パソコン、スマートフォン問わず様々な端末、場所からアクセスできる管理アプリケーション「ダッシュボード」機能

■注意事項

カメラその他、機器一式は全てレンタル品となります。お取り扱いにご注意願います。

高所作業や屋外配線、機器一式の取付けや設定は全て弊社が行います。お客様自身での工事はお控えください。

機器類や管理アプリケーションは機能向上ためにアップデートを実施する事があり、管理アプリケーション内で事前にアップデート情報をお知らせします。あらかじめご了承ください。

クラウドの録画映像については 60 日間を超えると順次上書きされていきます。必要に応じてお客様自身の端末へ適宜保存してください。

本サービスは、設置環境によってカメラの誤検知または非検知となる場合（クラウドサーバーへ映像記録も含む）を含め、正確性、有用性、確実性および完全性を保証するものではありません。

別途お渡しする「防犯ステッカー」は譲渡及び転売を禁止します。

■契約について

本サービス期間のご利用単位は 1 日～末日までの 1 ヶ月間です。

本サービスの利用には別途、インターネット回線（上り 5Mbps 以上推奨）が必要です。

本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡や、機器の質入れ、または貸与する事は出来ません。

■ユーザー ID/ パスワードについて

ユーザー ID/ パスワードは契約時にお渡しする「契約内容確認通知書」に記載されています。紛失しないように十分注意して保管ください。第三者不正使用による損害については保障致しかねます。

ユーザー ID/ パスワードの紛失、失念時、当社から口頭にてお伝え出来ません。本通知書再発行をご希望の場合は郵送対応（有料）となります。

■解約について

解約には機器一式を撤去する工事が必要です。事前にお申し込みの上、日程を決定させていただきます。

解約日が期間途中であった場合でも、月末までご利用料金がかかります。



A | 防犯カメラサービス

■料金について

初期費用……33,000 円（税込）

月額料金……2,728 円（税込） ※カメラ 1 台目、機器レンタル代、クラウド利用料（60 日間保存）含む 2,508 円（税込） ※以降 1 台毎に（カメラ最大 4 台まで）

■最低利用期間について

本サービスの最低利用期間は設置月を含む 36 カ月間となります。期間内の解約については次の違約金が発生します。

■違約金について（最低利用期間内解約、いずれも不課税）

【最低利用期間内解約】

1 カ月～12 カ月	30,000 円（不課税）
13 カ月～24 カ月	20,000 円（不課税）
25 カ月～36 カ月	10,000 円（不課税）

【撤去費】

AI カメラ	4,400 円（税込）
セキュリティルータ	4,400 円（税込）
PoE インジェクター	4,400 円（税込）
屋外 LAN ケーブル	4,400 円（税込）
合計	17,600 円（税込）

※撤去時の復旧作業はコーティングによる防水処理となります。

■セット割について

本サービスと対象通信サービスを同時にご利用いただいた場合、本サービスの月額利用料金より 770 円（税抜 700 円）を割引いたします。

対象通信サービス……当社が提供する「ひかり de ネット ホーム」各コース

※対象通信サービスをご解約の場合は、翌月よりセット割引の対象外となります。

■映像データの取扱について

システム上の運営（サポート）、管理上の必要から「著作権」、「特許権」、「実用新案権」、「意匠権」、「商標権」を含む一切の権利は当社および関係する権利保有者に帰属します。（映像データの肖像権は含みません）

警察等の第三者から映像データの提供を求められた場合、お客様の判断にて対応をお願いします。



トコチャンモバイル LIBMO

- 電気通信事業者：株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク
- 名称：トコチャンモバイル LIBMO
- 種別：MVNO の携帯電話端末サービス
- お問い合わせ先について：MVNO サポートセンター 0120-628-023

受付時間／10:00～18:00（年中無休）※メンテナンスの関係上、お休みをいただく場合がございます。

■ご契約について

1. 本サービスは、株式会社 NTT ドコモ（以下、「ドコモ」といいます。）の通信網を使用しての音声通話 / データ通信サービスの提供により構成されます。
2. あらかじめ当社ホームページに掲載されている「トコチャンモバイル LIBMO 契約約款」「トコチャンモバイル LIBMO データ通信・音声通話サービス約款」「株式会社 TOKAI ケーブルネットワークプライバシーポリシー」「商品割賦販売契約約款」「10分かけ放題利用規約」および本書面の記載事項をご確認いただき、ご同意いただいた上、本サービスへお申し込みください。但し、お客様の意思にかかわらず本サービスの提供ができない場合があります。予めご了承ください。
3. 本サービスを受ける権利は、当社の事前の書面による承諾なしに、第三者に譲渡等をすることができません。当社の本サービスから発行されたユーザー ID、パスワードの管理責任についてはお客様が負い、ユーザー ID およびパスワードを忘れた場合や盗難された場合は、速やかに当社に届け出てください。理由の如何にかかわらず、すでにお支払いいただいた料金は払戻しいたしません。ユーザー ID およびパスワードは、マイページ (<https://www.mymb.jp/whmypage/login/index>) を参照する際に使用いたします。
4. お支払い期日を経過してもご利用料金をお支払いいただけない場合には、本サービスの提供を停止することができきます。サービス停止後の再開には数日かかる場合があり、ご利用いただけない期間についてもご利用料金の減免等は行いません。また、長期にわたりお支払いのない場合は、お客様と当社との間の本サービスに関する利用契約を解除することがございます。
5. 本サービスからのお知らせは、当社ホームページに掲載いたします。定期的にご確認ください。当社にて本サービスのお申し込みを受けた際には、お申し込み時にご登録いただいたメールアドレス宛に本サービスの申込受付内容を通知します。



トコチャンモバイル LIBMO

■お申し込みに必要なもの

- ◎ 本人名義のクレジットカード
- ◎ 当社からのメールが受信可能なメールアドレス

※ MNP による他社からのお乗り換えをされる場合は、元のキャリアメールアドレスは、手続き完了後、ご利用いただけなくなりますのでご注意ください。

※ 音声通話機能付き SIM カードを申し込まれる場合、上記に加え、下記の書類が必要となります。

「本人確認書類（運転免許証、日本国パスポート、健康保険証、外国人登録証明書など）」

また、お申し込みより 30 日を経過しても本人確認書類がご提出いただけない場合には、お申し込みを無効とさせていただきます。

※ 上記以外の本人確認書類（官公庁から発給・発行された書類）で音声通話機能付き SIM カードの申し込みをされる場合は、事前にお問い合わせください。また、法人名義でお申し込みをされる場合も、事前にお問い合わせください。

※ 音声通話機能付き SIM カードを個人名義で新規ご契約される場合は、お客様ご本人からのお申し込みが必要です。

代理人からのお申し込みは受けできません。

※ 20 歳未満の方はお申し込みいただけません。

※ 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット整備法）」に基づき、携帯電話のご利用者が 18 歳未満の場合には、保護者の方がその旨をお申し出いただくことが義務化されています。

■使用者情報について

1. ご契約には契約者情報の他に使用者情報が必要です。契約者と使用者が同一の場合は、別途ご提示いただく必要はございません。また、使用者は契約者のご家族に限ります。
2. 使用者が契約者と異なる場合、ご契約の SIM カード 1 枚ごとに下記の使用者情報のご登録が必要です。使用者情報とは、使用者名（漢字・フリガナ）・性別・生年月日・続柄（夫・妻・父・母・子・祖父・祖母等）です。
3. 使用者名を契約者名に変更することはできません。

■お支払い方法について

1. お支払い方法は、本人名義のクレジットカードによるお支払いとなります。
※ デビットカードはクレジットカード会社発行のものであってもご利用いただけません。
2. 一部お取り扱いのできないクレジットカードがございます。
3. 料金の振替日は、各クレジットカード会社によって異なります。
4. 本サービスの料金・割増料金のお支払いに遅延があった場合は、遅延期間につき年率 14.5% の遅延損害金を当社にお支払いいただきます。料金明細は、マイページにてご確認ください。

■お支払い方法の変更について

1. 本サービスのお支払い方法を変更される場合は、MVNO サポートセンター（0120-628-023）へお電話にてご依頼ください。
2. お申し出のタイミングにより、次回の決済日までに変更が間に合わない場合がございます。予めご了承ください。

■お申し込みについて

1. お申し込みの内容（氏名・住所・連絡先等）に虚偽があった場合、またはお申し込み内容の不備等により当社からの郵便物が届かない場合は、ご利用停止およびご契約の解除をさせていただく場合があります。
2. 審査内容により、契約をお受けできない場合があります。
3. お申し込みいただいた際の連絡先、もしくはご契約時の連絡先に、確認の連絡を取らせていただく場合があります。
4. 本条件等の記載内容について、予告なく変更する場合があります。予めご了承ください。

■契約事務手数料について

- ご契約に際して、契約事務手数料 3,300 円（税抜 3,000 円）がかかります。初回の月額利用料に合算してのご請求となります。
- 2枚目以降の SIM カード追加 1枚ごとに契約事務手数料 3,300 円（税抜 3,000 円）がかかります。

■月額利用料について

1. データ通信プラン基本料金

□月額利用料

ライトプラン	1GB プラン	3GB プラン	6GB プラン	10GB プラン	20GB プラン	30GB プラン
528 円 税抜 480 円 / 月	528 円 税抜 480 円 / 月	968 円 税抜 880 円 / 月	1,628 円 税抜 1,480 円 / 月	2,508 円 税抜 2,280 円 / 月	4,378 円 税抜 3,980 円 / 月	6,468 円 税抜 5,880 円 / 月

〈備考〉

- 月額利用料は、お客様がお申し込みされたご住所に SIM カードが到着したことを当社が確認した日の属する月から発生します。MNP での転入を伴う音声通話機能付き SIM カードの月額利用料については MNP 切替作業を行った日の属する月から発生します。サービス開始月の月額利用料は、課金開始日から月末までの日割り計算にて請求いたします。
- 1GB プラン／3GB プラン／6GB プラン／10GB プラン／20GB プラン／30GB プランにおいては、各プランに応じた高速通信データ容量（後述の「■高速通信データ容量について（P54）」をご参照ください。）を利用することができます。当該高速通信データ容量は、当社が毎月の初日においてお客様に割り当てるものとします。また、サービス開始月に付与される高速通信データ容量は、サービス開始日が暦月のいずれかの日であるかにかかわらず 1ヶ月分となります。
- 1つの契約でお申し込みいただける SIM カードは最大 3 枚となります。契約数の上限は、同一名義で最大 5 契約となります。なお、法人名義での契約の場合は、当社審査によります。
- 本サービス契約の解除日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、当該日の属する月の月額利用料は、上記基本料金において月額利用料として定める金額とします。
- データ通信プランは、同月内で 1 回、プラン変更を受けることができ、プランの変更は当社がプラン変更の受け付け、処理をした月の翌月 1 日に反映されます。なお、プラン変更の取り消しはできません。予めご了承ください。
- SMS 機能付き SIM カードは、音声通話機能は付いておりません。
- SMS 機能付き SIM カードは、国際ローミングには対応していません。
- データ通信専用 SIM カードは、新規・追加 SIM カード発行時に限り、以下に記載する SMS 機能および音声通話機能を付加することができます。

2. SMS 機能利用料

- 月額利用料 データ通信各プランの月額利用料に加え、SIM1枚につき 154 円（税抜 140 円）/月
- SMS 送信料金 国内への送信 1 通あたり 3.3 円～33 円（税抜 3 円～30 円）
国外への送信 1 通あたり 50 円～500 円（免税）
- SMS 受信料金 0 円

〈備考〉

- 月額利用料は、お客様がお申し込みされたご住所に SMS 機能付き SIM カードが到着したことを当社が確認した日の属する月から発生します。サービス開始月の月額利用料は、課金開始日から月末までの日割り計算にて請求いたします。
- SMS 機能付き SIM カードのご利用終了（SIM カードのご解約又は本サービス契約の解除のいずれによる場合も含みます。以下同じとします。）に係る日の属する月の月額利用料は、当該日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記 SMS 機能利用料において月額利用料として定める金額とします。
- SMS 機能付き SIM カードは、月額利用料に加え別途 SMS 送信料金がかかります。SMS 送信料金とは、SMS の送信に応じて、月額利用料とは別に支払いを要する料金として定めるものです。
- SMS 機能付き SIM カードには、音声通話機能は付いておりません。
- SMS 機能付き SIM カードは、国際ローミングには対応していません。
- SMS 機能付き SIM カードのご利用終了にかかわらず、SMS 機能のご利用が可能な場合があります。当該機能のご利用が確認された場合には、当該解除日がいつであるかにかかわらず、当該利用に係る料金を請求するものとします。



3. 音声通話機能利用料

- 月額利用料** データ通信各プランの月額利用料に加え、
SIM カード 1 枚につき 770 円（税抜 700 円）/月
- SMS 送信料金** 国内への送信 1 通あたり 3.3 円～ 33 円（税抜 3 円～ 30 円）
国外への送信 1 通あたり 50 円～ 500 円（免税）
国外からの送信 1 通あたり 100 円（免税）
- SMS 受信料金** 0 円
- 通話料金（国内）** 通話料金 30 秒あたり 22 円（税抜 20 円）
デジタル通信料金 30 秒あたり 39.6 円（税抜 36 円）
- 通話料金（国外）** ドコモが定める国際電話サービス契約約款において国際通話料として定められた額と同額（免税）
- 国際ローミング料金** ドコモが定める Xi サービス契約約款において国際アウトローミング利用料として定められた額と同額（免税）

〈備考〉

- ①ご提出いただく本人確認書類は、お申し込みいただいた内容と同一の内容が確認できるものをご提出ください。
- ②お申し込み手続きと本人確認が完了次第、SIM カードを本人確認書類に記載のご住所宛に「転送不要」にて発送します。お届け先住所の変更はできません。
- ③お申し込み内容に不備がない場合、お申し込み手続き後 1 週間ほどでお届けします。
- ④月額利用料は、お客様がお申し込みされたご住所に SIM カードが到着したことを当社が確認した日の属する月から発生します。MNP での転入を伴う音声通話機能付き SIM カードの月額利用料については MNP 切替作業を行った日の属する月から発生します。サービス開始月の月額利用料は、課金開始日から月末までの日割り計算にて請求いたします。
- ⑤音声通話機能付き SIM カードのご利用終了（SIM カードのご解約又は本サービス契約の解除のいずれによる場合も含みます。以下同じとします。）に係る日の属する月の月額利用料は、当該日が暦月のいずれの日であるかにかわらず、上記音声通話機能利用料金において月額利用料として定める金額とします。
- ⑥課金開始日から 1 年以内に音声通話機能付き SIM カードを解約する場合、音声通話機能解約違約金として、1ヶ月分のサービス利用料相当額（不課税）をお支払いただきます。MNP 転出手続きを行う場合は転出手数料 1,100 円（税抜 1,000 円）が別途かかります。
- ⑦国際ローミング利用時にデータ通信はできません。
- ⑧音声通話機能付き SIM カードには、SMS 機能が含まれます。
- ⑨音声通話機能付き SIM カードは、SMS 送信料金および別途通話料金等がかかります。
- ⑩音声通話機能付き SIM カードのご利用終了にかかわらず、SMS 機能のご利用が可能な場合があります。当該機能のご利用が確認された場合は、当該解除日がいつであるかにかかわらず、当該利用に係る料金を請求するものとします。

■高速通信データ容量のリチャージについて

1. リチャージ 100MB

- リチャージ料金** 1 回の追加ごとに 220 円（税抜 200 円）

2. リチャージ 1GB

- リチャージ料金** 1 回の追加ごとに 1,100 円（税抜 1,000 円）

〈備考〉

- ①高速通信データ容量は、リチャージを申し込むことにより、追加することができます。
- ②リチャージのお申し込みはマイページから行なうことができます。
- ③リチャージ料金は、リチャージの申し込みを当社が受付け、処理をした日の属する月に発生します。月額利用料とあわせて請求いたします。
- ④リチャージは同月内最大 5 回までご利用することができます。
- ⑤リチャージの申し込み後の取り消しはできません。予めご了承ください。
- ⑥リチャージで追加した高速通信データ容量の有効期限はお申し込みされた日から 90 日間です。
- ⑦リチャージで追加した高速通信データ容量は、有効期限の短いものから先に消費されます。

■音声通話機能付き SIM の付加サービスについて

1. 通話パック 30（月額）

通話パック 30 は、月額利用料 968 円（税抜 880 円）で、最大 30 分 1,320 円分（税抜 1,200 円分）の国内宛通話をご利用いただくことができます。

海外での発着信、国際電話、デジタル通信料（テレビ電話等）、(104) の番号案内料、SMS 送信料、(0570) (0180) などの他社接続サービス、(188) (189) の特番、衛星電話／衛星船舶電話などへの通話は対象外となります。

本サービスは、「10 分かけ放題」と同時にご契約いただくことはできません。

月額利用料 SIM カード 1 枚につき 968 円（税抜 880 円）/月

2. 10 分かけ放題（月額）

10 分かけ放題は、月額利用料 935 円（税抜 850 円）で、1 回あたり 10 分までの通話が何回でもご利用いただけます。

10 分を超過した場合には、11 円（税抜 10 円）/30 秒の通話料がかかります。また、国際通話は対象外です。なお、10 分かけ放題は、法人名義でご契約いただくことはできません。

月額利用料 SIM カード 1 枚につき 935 円（税抜 850 円）/月

<10 分かけ放題に関する注意事項>

①以下の番号は LIBMO かけ放題サービスの対象外となり、株式会社 NTT ドコモが定める所定の通話料がかかります。

- 緊急通報(110/118/119)、ナビダイヤル(0570)などの接続サービス
- 110 番、118 番、119 番、117 番、177 番などの 3 ケタの番号
- NTT コミュニケーションズのフリーダイヤル・ナビダイヤル・テレドーム・東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社の災害募金サービス等 0XX0 系の番号
- マイライン等の 00XX から始まる電話番号・060、020、もしくは、# で始まる電話番号
- 株式会社 NTT ドコモの「他の電話機からの遠隔操作」の発信番号・090-310-14xx(*a)・090-310-1655(*b)
- ソフトバンク株式会社の「転送・留守電・着信お知らせ機能サービス」に関する発信番号(*c)
(*a)<https://www.nttdocomo.co.jp/service/transfer/usage/index.html>
(*b)<https://www.nttdocomo.co.jp/service/sms/usage/>
(*c)http://www.softbank.jp/mobile/support/3g/voice_mail/

②通話を行うことを目的とせず、一方的または機械的な通信を繰り返す行為等に利用された一部の電話番号に対する発信は、通話開始時点より 11 円（税込）/30 秒を請求する場合があります。

③【国際電話をご利用いただく場合】

国際電話の通話料は、「10 分かけ放題」の対象外となりますので注意ください。

国際電話の通話料については下記ページをご参照ください。

<https://www.nttdocomo.co.jp/service/world/worldcall/call/>

④「10 分かけ放題」を追加でお申し込みされた場合、翌月 1 日よりご利用開始となります。

⑤「通話パック 30」「10 分かけ放題」を同時にご契約いただくことはできません。

3. 留守番電話（月額）

留守番電話は、電波の届かないところにいる場合や、携帯電話の電源を切っている場合などに、電話をかけてきた方からの伝言メッセージをお預かりします。

月額利用料 SIM カード 1 枚につき 330 円（税抜 300 円）/月



4. 割込通話（月額）

割込通話は、通話中の電話を保留にして、新たにかかってきた電話を受けることができるサービスです。

月額利用料 SIM カード 1 枚につき 220 円（税抜 200 円）/月

〈備考〉

- ① 音声通話機能付き SIM カードの付加サービス（以下、「付加サービス」といいます。）は、トコチャンモバイル LIBMO 申し込み時およびマイページよりお申し込みいただけます。
- ② 付加サービスの月額利用料は、付加サービスの提供が開始されたことを当社が確認した日の属する月から発生します。付加サービスの月額利用料は、課金開始日から月末までの日割り計算にて請求いたします。
- ③ 付加サービスの解除日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、当該日の属する月の月額利用料は、上記基本料金において月額利用料として定める金額とします。
- ④ 「通話パック 30」「10 分かけ放題」は、同月内で 1 回、プラン変更することができます。プランの変更是当社がプラン変更を受け、処理をした月の翌月 1 日に反映されます。なお、プラン変更受けの取り消しはできません。予めご了承ください。
- ⑤ 「通話パック 30」「10 分かけ放題」は、同時にご契約いただくことはできません。

■その他の付加サービスについて

あんしん訪問設定サポート

あんしん訪問設定サポートは、お客様のスマートフォン・タブレットの初期設定や操作などに関するお困り事に、お電話でお応えし、必要に応じてお客様のご自宅までお伺いし、解決させていただくサービスです。標準メニュー内の対応であれば、月 3 回まで無料で訪問設定いたします。電話でのご相談は何度でも無料でお受けいたします。

最大 2 ヶ月無料

あんしん訪問設定サポートサービス専用受付窓口
0120-205-010 受付時間／10:00～20:00

月額利用料 660 円（税抜 600 円）/月

※当社が定めるサービスエリアにお住まいのお客様のみご加入いただけます。本サービスは利用者の問題・課題等の特定、解決方法の策定、解決または解決方法の説明を保証するものではありません。

※当社は、当社スタッフの説明に基づいて利用者が実施した作業に伴い生じる利用者の損害について一切の責任は負いません。

※利用者が本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、利用者は自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。恒久的に不備なくご利用いただけることを保証するものではありません。

■ SIM カード追加について

1. データ通信 SIM (月額)

月額利用料 SIM カード 1 枚追加につき 132 円 (税抜 120 円) / 月

2. SMS 機能付き SIM (月額)

月額利用料 SIM カード 1 枚追加につき 286 円 (税抜 260 円) / 月

SMS 送信料金 国内への送信 1 通あたり 3.3 円～ 33 円 (税抜 3 円～ 30 円)

国外への送信 1 通あたり 50 円～ 500 円 (免税)

国外からの送信 1 通あたり 50 円～ 500 円 (免税)

SMS 受信料金 0 円

3. 音声通話機能付き SIM (月額)

月額利用料 SIM カード 1 枚追加につき 902 円 (税抜 820 円) / 月

SMS 送信料金 国内への送信 1 通あたり 3.3 円～ 33 円 (税抜 3 円～ 30 円)

国外への送信 1 通あたり 50 円～ 500 円 (免税)

国外からの送信 1 通あたり 50 円～ 500 円 (免税)

通話料金 (国内) 通話料金 30 秒あたり 22 円 (税抜 20 円)

デジタル通信料金 30 秒あたり 39.6 円 (税抜 36 円)

通話料金 (国外) ドコモが定める国際電話サービス契約約款において国際通話料として定められた額と同額 (免税)

国際ローミング料金 ドコモが定める Xi サービス契約約款において国際アウトローミング利用料として定められた額と同額 (免税)

〈備考〉

① SIM カードは、本サービスの新規お申し込みと同時に追加することができます。

② すでにサービスご契約中の方が SIM カードを追加する場合には、MVNO サポートセンター (0120-628-023) にその旨をご連絡いただき、当社から送付する申込書にて記入のうえ、ご返送いただく必要があります。

③ 1 つの契約につき、最大 2 枚まで SIM カードを追加することができます。(1 契約あたりの上限 3 枚まで)

④ 2 枚目以降の SIM カード追加 1 枚ごとに契約事務手数料 3,300 円 (税抜 3,000 円) がかかります。

⑤ 月額利用料は、お客様がお申し込みされたご住所に SIM カードが到着したことを当社が確認した日の属する月から発生します。

MNP での転入を伴う音声通話機能付き SIM カードの月額利用料については MNP 切替作業を行った日の属する月から発生します。

サービス開始月の月額利用料は、課金開始日から月末までの日割り計算にて請求いたします。

⑥ 追加 SIM カードの解除日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、当該日の属する月の月額利用料は、上記基本料金において月額利用料として定める金額とします。

⑦ 音声通話機能付き SIM をお申し込みされる場合、SIM カード追加 1 枚ごとに本人確認書類をご提出いただく必要がございます。

ご提出いただいた本人確認書類は、お申し込みいただいた内容と同一の内容が確認できるものをご提出ください。

⑧ 音声通話機能付き SIM をお申し込みされる場合、課金開始日から 1 年以内に音声通話機能付き SIM カードを解約すると、解約違約金として、1 カ月分のサービス利用料相当額 (不課税) がかかります。MNP 転出手続きを行う場合は転出手数料 1,100 円 (税抜 1,000 円) が別途かかります。

⑨ 国際ローミング利用時にデータ通信はできません。

⑩ 音声通話機能付き SIM カードには、SMS 機能が含まれます。

⑪ 音声通話機能付き SIM カードは、別途 SMS 送信料金および通話料金等がかかります。

⑫ SMS 送信料金とは、SMS の送信に応じて、月額利用料とは別に支払いをする料金として定めるものです。

⑬ SMS 機能付き SIM カードおよび音声通話機能付き SIM カードの利用の終了にかかわらず、SMS 機能の利用が可能な場合があります。当該機能の利用が確認された場合にあっては、当該解除日がいつであるかにかかわらず、当該利用に係る料金を請求するものとします。

⑭ SIM 追加枚数に応じて、ユニバーサルサービス料・電話リレーサービス料が別途発生いたします。



トコチャンモバイル LIBMO

■契約内容について

1. 历月のいずれの日であるかにかかわらず、本サービスを解約された場合、1ヶ月分の月額利用料をお支払いいただきます。その際ご利用されていない期間の日割り計算による清算は行っておりません。予めご了承ください。
2. ただし、ご利用を開始された月に本サービスを解約された場合の月額利用料は、課金開始日から月末までの日割り計算にて請求いたします。なお、SMS 送信料および音声通話料に係る料金は別途請求いたします。
3. SMS 機能／音声通話機能の有無はお申し込み時に選択いただけます。お申し込み後の機能の追加・削除はできません。
4. 月額利用料とは別に SIM の枚数に応じたユニバーサルサービス料が発生いたします。
5. 月額利用料とは別に SIM の枚数に応じた電話リレーサービス料が発生いたします。
6. 当社指定のお申し込み方法によりお申し込みいただくことで、以下の内容に同意されたものとみなします。
「トコチャンモバイル LIBMO 契約約款」
「トコチャンモバイル LIBMO データ通信・音声通話サービス約款」
「株式会社 TOKAI ケーブルネットワークプライバシーポリシー」
「商品割賦販売契約約款」
「10分かけ放題利用規約」
7. お客様が、本サービスに係る契約や約款に違反した場合、当社は、本サービスの利用停止やこれに係る契約の解除を行うことがあります。また、お客様の当該違反により当社が損害を被った場合には、お客様に対して賠償請求をすることがありますのでご注意ください。

■提供エリアについて

1. 本サービスは日本国内においてドコモが提供するサービスエリアをご利用になれます。（Xi サービスの利用可能エリアに準じます。一部エリアでは、本サービスをご利用いただけない場合がございます。）データ通信専用 SIM カードおよび SMS 機能付き SIM カードでは、ドコモが提供する海外ローミングサービスはご利用いただけません。
2. お申し込みの際には、ドコモが提供するエアマップにてサービス提供エリア内であることをご確認ください。
3. 本サービスに基づく通信は、電波を使用しているため、提供エリア内でも屋内や周辺の障害物（建物・地形）などによりご利用できないことがあります。また、高層ビル、マンションなどの高層階で見晴らしの良い場所であっても、ご利用できないことがあります。
4. ドコモにおける設備の変更や新設・撤去等により、提供エリアが変更になる場合があります。

■青少年有害情報フィルタリングサービスについて

1. 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」に基づき、携帯電話のご使用者が 18 歳未満の場合には、フィルタリングサービスのご加入・設定が義務付けられています。
① 18 歳未満の方が携帯電話をご使用される場合は、保護者の方がその旨をお申し出いただくことが義務化されています。
② お子さまが安心・安全に携帯電話をご使用するためには、フィルタリング設定だけでなく、携帯電話の使い方についてご家族でしっかりと話し合い、保護者の見守りと、お子さまが携帯電話のマナーを身につけるルールづくりが大切です。
2. インターネットには、役立つサイト以外にお子さまにとって有害なサイトも、数多く存在しています。フィルタリングサービスは、お子さまが安全かつ安心してインターネットをご利用できるよう、有害サイトへのアクセスを防止します。
① 利用者ご自身や学校などのサイト・コミュニティサイト（SNS やブログなど）や掲示板などへの接続も、制限される場合があります。
② 本サービス取り扱い端末をご使用される方が 18 歳未満の場合、「青少年インターネット環境整備法」に基づき、フィルタリングサービスをご利用ください。
3. 保護者の方は、以上をご理解いただいたうえで、次の 2 つの中からいずれかをお申し出いただく必要があります。
① フィルタリングサービスを提供している各種セキュリティサービスを利用する。
② フィルタリングサービスを利用しない。（※以下のいずれかの条件にあてはまる場合のみ。）

-
- 本人が仕事をしており、加入すると支障がでるため
 - 本人の障がい、病気等により加入すると支障がでるため
 - 保護者が利用状況を把握し、安全にインターネットを利用させるため

■高速通信データ容量について

1. その月の通信容量として、当社がプランに応じて月の初日にお客様に付与する高速通信（次項参照）が可能となる一定の通信容量を高速通信データ容量といいます。
2. 高速通信データ容量の有効期限は、高速通信データ容量が付与された日から翌月末日までです。なお、データ通信容量は有効期限の古いものから消化されます。
3. ライトプランについては、最大 200kbps での通信となります。
4. 高速通信データ容量をすべて消費した後の通信については、最大 128Kbps での通信となります。
5. 本サービス開始月の高速通信データ容量は、サービス開始日が暦月のいずれかの日であるかにかかわらず 1 ヶ月分となります。

■高速通信時の通信速度について

1. 高速通信は、LTE 通信のことを指します。
2. 高速通信の場合は、通信方式（通信機器が対応した方式に限ります。）に合わせた通信速度でご利用いただけます。
3. 各データ通信プラン（以下、プランとする。）における通信速度およびチャージ時の通信速度は、下り最大 375Mbps 以下とします。ただし、対応エリア、契約者が利用する端末機器の性能その他環境等により、理論上の最大速度は異なります。また、プランによって別途通信速度を定めている場合、プラン毎の通信速度が適用されます。
4. ベストエフォート方式による提供となり、実際の通信速度は通信環境やネットワークの混雑状況に応じて変化します。

■通信の最適化について

1. 本サービスにおいては、通信の最適化を行うにあたり、静止画圧縮、テキスト圧縮、動画ペーシング、SSL ペーシングを行っております。通信の最適化の解除をご希望される場合には、MVNO サポートセンター（0120-628-023）までお問い合わせください。
2. 通信の最適化の内容につきましては、予告なく変更することがあります。予めご了承ください。

■ SIM カードについて

- 1.SIM カードは当社からの貸与品となります。
- 2.SIM カードサイズは申し込み時に標準 SIM、microSIM、nanoSIM からご選択いただきます。
3. データ通信専用 SIM カード、SMS 機能付き SIM カードでは、SIM カードに割り当てられている電話番号での音声通話の発着信はできません。
- 4.SIM カードの紛失・破損などにより利用不可となった場合または SIM カードのサイズ変更を行う場合、MVNO サポートセンター（0120-628-023）へお問い合わせください。SIM カードの再発行を行います。その際、SIM カード再発行手数料として 3,300 円（税抜 3,000 円）が発生します。
- 5.SIM カードの再発行に伴う本サービスをご利用いただけない期間については、料金の減免等は行いません。
- 6.お客様は、適切に SIM カードを維持、管理するものとし、そのご利用にあたっては次の行為等をしてはいけません。
 - ① SIM カードの第三者への譲渡、担保供与、転貸その他の処分
 - ② SIM カードの分解、解析、改造、改変等
 - ③ SIM カードの滅失、損傷等
 - ④ SIM カードの著しい破損（シール貼付、切削、着色など）
 - ⑤ SIM カードの本来の用途以外の使用



- ⑥本サービスに係る契約外の不正使用
- ⑦その他公序良俗に反する、又は他人の権利を侵害すると当社が判断した行為

■接続について

- 1.あるお客様の大量の通信より、他のお客様の通信に影響が発生する、または当社の電気通信設備に支障が出ると当社が判断した場合は、当該お客様の通信を制限または切断します。
- 2.一定時間以上にわたって接続を継続する場合には、当該接続を切断する場合があります。
- 3.一定時間以上無通信状態が続く場合には、当該接続を切断する場合があります。

■ SIM カード配送について

1. SIM カードを配送する場合、申込書にいただいたご契約住所に「転送不要」でお送りします。
2. 受領されない場合は、ご契約の解除をさせていただく場合があります。
3. 在庫状況、自然災害、道路状況、宅配業者の都合その他の事由によって発送が遅れる場合があります。

■登録情報の変更について

- 1.お申し込み内容その他の情報の変更については、マイページ（<https://www.mymb.jp/whmypage/login/index>）および MVNO サポートセンター（0120-628-023）にて承ります。
- 2.マイページのご利用にあたっては、本サービスから発行されたユーザー ID およびパスワードが必要となります。
- 3.住所や連絡先電話番号、メールアドレスなど、ご契約時にご登録いただきました内容に変更があった場合は、必ず変更のお手続きをお願いいたします。ご住所の変更手続きをしなかった場合、または料金のお支払いを滞納された場合には、本サービスのご利用を停止させていただくことがあります。予めご了承ください。

■トコチャンモバイル LIBMO ご契約の解除、SIM カードの解約手続きについて

- 1.トコチャンモバイル LIBMO ご契約の解除、SIM カードの解約手続きは、MVNO サポートセンター（0120-628-023）にて承ります。

トコチャンモバイル LIBMO ご契約の解除	トコチャンモバイル LIBMO サービスの退会（SIM カードの解約も含む）。
SIM カードの解約手続き	トコチャンモバイル LIBMO ご契約は継続のまま、追加 SIM カードのみ解約される場合。

- 2.トコチャンモバイル LIBMO ご契約の解除、SIM カードの解約手続きをされた際には、当該 SIM カードを当社が定める期日までに当社宛に返却するものとします。なお、SIM カード返却に要する費用は、お客様のご負担とします。

株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク	〒410-0053 静岡県沼津市寿町 8 番 28 号 メディアプラザ沼津
-----------------------	---------------------------------------

3.SIM カード返却に関するご注意

- SIM カードをご返却される際、お客様の私物を誤って混入されませんようご注意ください。
- お客様の私物が混入されていた場合、当社では私物の紛失、毀損等については一切責任を負いかねます。予めご了承ください。
- SIM を返却された際に誤って私物を混入された場合には、速やかにお問い合わせください。私物の確認にはお時間を頂戴する場合がございます。また、お問い合わせいただいても私物が見つからない場合もございます。予めご了承ください。
- 誤って混入された私物は、当社到着後 90 日間保管いたしますが、保管期間内にお客様からのお問い合わせが無い場合は、保管期間経過後に処分いたします。
- 原則、お客様へ私物を返却する場合の送料はお客様負担といたします。

■ MNPについて

1. MNP 転入には、MNP 予約番号が必要です。MNP 予約番号には有効期限がございますのでご注意ください。
2. MNP 転入は他社電話番号 1 回線につき、本サービス 1 回線のお申し込みができます。
3. MNP 予約番号取得後、速やかに申込手続きおよび本人確認書類のご提出を行ってください。
当社受領時点で 7 日以上有効期限が残っていない場合、再度手続きが必要となります。
4. MNP 転入の際は、ご利用中の携帯電話会社に登録されているご契約者情報と本サービスへの登録情報（ご契約者名、フリガナ、性別、生年月日）がすべて一致している必要があります。
5. KDDI(au) やソフトバンクのスマートフォンについては、通信方式の違いや SIM ロックを解除できないことからご利用できないケースが多いため、ご利用中の携帯電話会社の販売店またはカスタマーサポート窓口までお問い合わせください。
6. MNP 転入を伴う音声通話機能付き SIM カードの場合、SIM カードの到着後、MNP 切替手続きを行うことでご利用開始となります。
7. 前項の手続後、ご利用中の携帯電話会社の SIM カードがご利用いただけなくなると同時に、お届けした SIM カードが利用可能となります。
8. MNP 予約番号の有効期限前日までに第 6 項の手続きが行われなかった場合、MNP 予約番号の有効期限最終日に、自動的に MNP 切替の手続きが行われます。
9. MNP 転入を伴う音声通話機能付き SIM カードを受け取りられない場合、MNP 予約番号の有効期限最終日に、当社にて MNP 切替の手続きを行わせていただく場合があります。
10. 本サービスの MNP 転出を当社が確認次第、本サービスは自動的に解約となります。
11. 本サービスの MNP 転出を行った月の音声通話機能付 SIM カード利用料は日割りせず、満額ご請求いたします。
12. MNP 転出時、予約番号の発行が翌営業日以降となる場合があります。予めご了承ください。

■支払いについて

SMS 送信料、音声通話料等の従量料金はご利用の翌々月にご請求します。
一部料金については更に遅れてのご請求となる場合があります。

■加入時のご注意点について

本サービスの月額利用料に関するサービス開始月の取り扱いは次の通り定めております。下記については、サービス開始月の月額利用料は、課金開始日から月末までの日割り計算にてご請求いたします。

- データ通信プラン基本料
- SMS 機能利用料
- 音声通話機能利用料
- 音声通話機能付き SIM の付加サービス



トコチャンモバイル LIBMO

■解約時のご注意点について

本サービスの月額利用料に関するサービス開始月の取り扱いは次の通り定めております。下記については、サービス解除月の月額利用料は、サービス解除日が歴月のいずれかの日であるかにかかわらず1ヶ月となります。

- データ通信プラン基本料
- SMS機能利用料
- 音声通話機能利用料
- 音声通話機能付きSIMの附加サービス

※ただし、ご利用を開始された月に本サービスを解約された場合の月額利用料は、課金開始日から月末までの日割り計算にてご請求いたします。

■最低利用期間・音声通話機能解約違約金

1. 音声通話機能付きSIMカードの最低利用期間は課金開始日より1年間となります。
2. 最低利用期間内での音声通話機能付きSIMをご解約、MNP転出時には解約違約金として、1ヶ月分のサービス利用料相当額(不課税)をお支払いいただきます。

■音声通話機能付きSIMカード高額利用時の制限

1. お客様の通話料金が、平均的なユーザーのご利用実績又はお客様のご利用実績と比較して著しく高額となっていることが確認された場合、当社はお客様に対してご利用状況の確認を行うことがあります。連絡不能等により、その確認ができない場合、当社は、ご利用の回線を停止することがあります。
2. 本サービスのご解約後であっても、回線処理の状況によりSMS送信や音声通話などの機能がご利用可能な場合があります。当該機能のご利用が確認できた場合は、本サービスご解約日がいつであるかにかかわらず、当該利用に起因する料金をご請求いたします。
3. 国際電話や国際ローミングには月間利用額が一定額を超えたときに、本サービスの利用を停止する目安として、国際電話2万円、国際ローミング5万円を設定します。利用停止目安金額の変更はできません。
4. 国際ローミングでは、海外で着信した場合でも通話料がかかります。
5. 本サービス運用上の都合により、利用制限の対象となつても直ちに利用制限されない場合があります。その場合、利用停止目安額を超過することがあります。予めご了承ください。理由の如何にかかわらず、発生した通話料等については、お客様ご自身にてお支払いをいただきます。なお、国際電話、国際ローミングは初期状態で有効となっており、無効にはできません。

■本サービスのご利用に必要なもの

- LTEに対応し、技術基準に適合した(技適マークの付いた)モバイル端末。

※ご利用される端末は、利用可否(SIMロックの解除等)を事前に提供元へご確認ください。

■その他注意事項

お申し込み手続き完了後のキャンセルはできません。

■個人情報の利用について

1. 個人情報については、当社プライバシーポリシー (<https://tokai-catv.co.jp/privacy/>) に基づいて取り扱いいたします。
2. 当社は、お客様にかかる個人情報について、プライバシーポリシーに定める目的のほか、今後の電気通信業務その他関連する業務の健全な運営またはお客様の利便性向上等を目的として、その目的の遂行に必要な範囲で利用します。
3. 前項の規定によるほか、当社は、お客様にかかる個人情報について、プライバシーポリシーに定めるところにより、当社が別に定める共同利用者と共同で利用する場合があります。
4. 前二項の規定によるほか、当社は、お客様にかかる個人情報について、お客様が本サービスのご契約を締結した場合には、SIMカードの発行、SIMカードの配送、端末の設定、端末の発送等を目的として、その目的の遂行に必要な範囲で、当社の委託先に提供することがあることに予め同意するものとします。
5. 当社は、当社が保有するお客様にかかる個人情報について、次のとおり第三者に提供する場合があります。
 - ① 当社が必要と判断した場合、当社は、お客様に対し本人確認書類の提出を求める場合があります。当社は、本人確認書類提出の求めに応じないことにより利用停止措置（契約の解除を含みます。）を受けたお客様に係る個人情報を、他の電気通信事業者その他の第三者に提供する場合があります。
 - ② 当社は、本サービス契約の申込受付時に提示された本人確認書類の記載内容について確認が必要と判断した場合、不正な加入を防ぐことを目的として、お客様の個人情報を、本人確認書類の発行元機関その他の第三者に提供する場合があります。
 - ③ 当社は、不正な契約又は料金不払いの発生等を防ぐことを目的として、お客様又はご契約申込者により提示された偽造又は改竄された証明書に関する個人情報（住所、氏名、生年月日、証明書種別、証明書番号、逮捕情報、偽造の手口、契約審査結果等を含みます。）を、他の電気通信事業者その他の第三者に提供する場合があります。
 - ④ 当社は、緊急通報受理機関（警察機関、海上保安本部、消防機関等を含みます。）に対して、お客様に係る個人情報（住所、氏名、発信された場所に関する情報等を含みます。）を提供する場合があります。
 - ⑤ 当社は、迷惑メール送信行為等の契約者の義務違反等が認められた場合、契約者に係る個人情報を、他の電気通信事業者間及びその他の第三者との間で交換する場合があります。
 - ⑥ 当社は、支払い期日を経過したにもかかわらず、お客様がこの約款に定める料金を支払わない場合、料金不払いの発生を防ぐことを目的として、お客様にかかる個人情報を、他の電気通信事業者その他の第三者に提供することがあります。
 - ⑦ 前各号のほか、当社は、当社が保有する個人情報を、個人を識別できない形に加工した上で、第三者に提供する場合があります。

■料金の改定について

当社は、租税の改定、本サービス回線の仕入料金値上げその他社会・経済情勢の変動に応じて、本サービスの料金を改定できるものとします。この場合、当社が定める改定日より、改定後の料金が適用されるものとします。なお、当社は、改定後の料金を事前に当社ホームページで告知するものとします。

■責任の限定について

本サービスは、ドコモが提供するドコモの移動無線通信にかかる通信網において通信が著しく輻輳した場合や、電波状況が著しく悪化した場合に、通信の全部または一部の接続ができないことや接続中の通信が切断されることがあります。

当社は、このような場合においてお客様または第三者に発生した損害について、当社に故意又は重大な過失がない限り、何ら責任を負うものではありません。また、当社は、本サービスについて、その通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について保証するものではありません。

■一定期間におけるご契約の解除のお取り扱い（初期契約解除制度）について

1. トコチャンモバイル LIBMO 音声通話機能付き SIM は、初期契約解除の対象サービスとなります。
2. ご契約内容確認書を受領した日から起算して 8 日以内は、解約する意思と解除対象のご契約を特定するために必要なお客様の情報をお申し出いただくことで、契約解除（初期契約解除）ができます。ただしお客様が法人または団体等で別途、覚書や見積もり等のやり取りが当社と発生する場合は、初期契約解除の権利行使はできません。
3. 定められた期間に初期契約解除のお申し出をされた場合、以下の取り扱いをいたします。
① ご契約の解除に伴う損害賠償もしくは違約金の請求をされることはありません。



② ただし、ご契約の解除までの期間において利用者が提供を受けた電気通信役務に対して、月額利用料は日割り計算での請求となります。また、契約事務手数料、端末機器代金についてはかかった費用を請求させていただきます。

③ 初期契約解除された時点でお客様が受け取っていない特典・割引については、提供を受けることができません。

④ 既に当社が金銭等を受領しており、それが初期契約解除に関連して当社が請求する金額を超えている場合は、その差額をお客様に返還いたします。

4. 当社が提供していないサービスの解除については、別途サービス提供元へのお手続きが必要です。

5. 当社並びに当社の代理店等が初期契約解除に関する事項について不実の内容を告げたことによりお客様が誤認をし、また威迫したことにより困惑して初期契約解除を行わなかった場合、当社から初期契約解除の取り扱いについて記載された書面を交付します。お客様がその書面を受領した日から起算して8日以内にお申し出された場合、初期契約解除できるものとします。

6. 契約の解除があった場合に、SIMカードや端末機器を既に受け取っているとき、もしくは解除後に受け取ったときはSIMカードや端末機器代金相当額をご請求させていただく場合があります。また、端末機器代金の分割払いを希望されていた場合でも、初期契約解除される前にお支払いいただいた分の端末機器代金を総額から除いた額を一括でご請求いたします。

7. [初期契約解除のお電話でのお申し出の場合]

以下の問い合わせ先までご連絡ください。

MVNO サポートセンター

電話番号：0120-628-023 【通話料無料】 受付時間：10:00～18:00（年中無休）

※メンテナンスの関係上、お休みをいただく場合がございます。※電話番号は、お間違えないようお願いいたします。

8. [書面でのお申し出の場合]

初期契約解除制度の効力は、お客様が書面を発したとき（郵便消印日付）から生じます。

以下の必須事項をご記入のうえ、下記住所まで郵送してください。

〈必須事項〉

- ①お申込日
- ②ご契約内容確認書受領日
- ③ご契約サービス名
- ④ご契約者名
- ⑤ご連絡先電話番号
- ⑥ご契約住所
- ⑦初期契約解除の旨の申し出文（例：上記契約を解約します）

〈送付先住所〉

株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク

〒410-0053 静岡県沼津市寿町8番28号 メディアプラザ宛

※「Xi」は株式会社 NTT ドコモの登録商標です。

※iモードなど NTT ドコモが提供するサービスを利用することはできません。また、@docomo.ne.jp のメールアドレスの提供はございません。

※本サービスはすべてのアプリケーションやサービスの動作を保証するものではありません。

※本サービスはすべてのデータ通信端末の動作を保証するものではありません。

※その他、本サービスの詳細については、当社ホームページをご覧ください。

※本サービスを解約される際には、SIMカードは当社宛にご返却いただきます。



トビラフォンについて

ご利用条件

- トビラフォンのご利用には各電話会社の提供する着信番号表示サービスへのご加入が必要です。※別途有料

注意事項

- トビラフォンは、すべての迷惑電話の着信拒否を保証するものではありません。
- お使いの電話機、電話回線によっては、機器が利用できない場合があります。
- ビジネスフォン、ISDN回線、ホームテレホン、ドアホンでご利用される場合は動作しない環境もございますので、ご相談ください。

※迷惑電話防止サービス「トビラフォン」は「迷惑電話データベースの提供サービス利用規約」に基づきサービスを提供いたします。

プライバシーポリシー

個人情報保護方針

株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク（以下「当社」といいます）は、お客様の個人情報を安全かつ適切に保管・利用することを当然の責務と考えます。お客様に信頼され、ご満足していただけることが当社の事業活動の基盤であり、重大な社会的責務であることを認識し、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令、国が定める指針その他の規範ならびに業界ガイドライン等を遵守して個人情報保護の確実な履行に努めます。

個人情報の取り扱いについて

1. 個人情報の定義

個人情報とは、次の（1）または（2）に該当するものをいいます。

- (1) 生存する個人に関する情報であって、氏名、生年月日、電話番号、メールアドレスその他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（その記述等のみによっては特定の個人を識別することができないものの、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます）
- (2) 個人識別符号が含まれるもの（運転免許証番号・パスポート番号・健康保険証番号・マイナンバーなどが含まれるもの）

なお、個人情報には、お客様本人の個人情報に加え、ご家族やお届け先の情報等も含まれます。

また、当社は、単体では個人情報に該当しないお客様個人に関する情報（「個人関連情報」）を取得することがあります。当社は、個人関連情報を他の情報と照合することにより特定のお客様を識別する場合があり、この場合には、当該個人関連情報を個人情報として取り扱います。

個人関連情報についてはこちら <<https://tokai-catv.co.jp/privacy/personal/>>

2. 個人情報取扱事業者の名称等

お客様からお預かりした個人情報は、当社が責任をもって管理してまいります。

株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク

〒 410-0053 静岡県沼津市寿町 8 番 28 号

代表取締役社長 岩本 光司

3. 利用目的

お客様の個人情報は、当社およびTOKAIグループ各社（以下、当社およびTOKAIグループ各社を合わせて「TOKAIグループ各社」といいます）における次の利用目的のために利用させていただきます。

【商品・サービス等の提供】

- ・ TOKAI グループ各社の各種商品・サービス等のご提供
- ・ TOKAI グループ各社のアフターサービス等のお客様サポート
- ・ TOKAI グループ各社のお客様からのご相談・お問い合わせへの対応

【お客様への提案】

- ・ TOKAI グループ各社の各種商品・サービス、キャンペーン、イベント等のご案内
- ・ TOKAI グループ各社提携先 *1 の各種商品・サービス等のご案内

-
- ・TOKAI グループ各社のご優待特典および会員サービス等のご案内やご提供

【商品・サービス等の安定性の確保】

- ・TOKAI グループ各社の各種商品・サービス等の運用・保守
- ・TOKAI グループ各社の各種商品・サービス等における不正契約・不正利用・不払いの防止や発生時の対策

【各種調査・分析】

- ・TOKAI グループ各社の新商品・新サービスの開発、ならびに各種商品・サービスの品質改善のための調査・分析
- ・お客様の趣味嗜好に応じたお客様への提案・マーケティングのための調査・分析

なお、上記以外の目的のうち、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて個人情報を利用させていただく場合には、都度、その利用目的を明確にし、お客様から事前の同意をいただきます。

*1 TOKAI グループ各社の販売代理店、取次店、紹介店、または TOKAI グループ各社が販売代理店、取次店、紹介店となる相手方をいいます。

TOKAI グループ各社の一覧はこちら
<<https://www.tokaiholdings.co.jp/privacy/group.html>>

4. 利用目的の変更

当社は、前項に記載した利用目的を変更する場合、変更された利用目的について、メールによる送信、当社ホームページにおける公表、その他当社が適当であると判断する方法によりお客様へ通知または公表します。

5. 共同利用

【TOKAI グループ】

TOKAI グループ各社は、2011 年 4 月 1 日の株式会社 TOKAI ホールディングス設立および組織再編に伴って新たな共同利用関係を開始しており、第 3 項記載の利用目的の範囲内で、お客様から取得する個人情報を TOKAI グループ各社との間で共同利用します。ただし、お客様からの請求があれば、TOKAI グループ各社はお客様の個人情報の共同利用を停止します。

(1) 当社と共同利用する者の範囲

TOKAI グループ各社

(2) 利用目的

第 3 項に記載した利用目的に同じ

(3) 共同して利用する個人情報の項目

①氏名・住所・電話番号・メールアドレス等のお客様の属性に関する情報

②ご購入・ご契約時またはサービス提供の際に取得するお客様やお客様のご家族に関するすべての個人情報

プライバシーポリシー

③キャンペーン・懸賞等にご応募いただいたお客様の個人情報、または、その他お客様からいただいたすべての個人情報

(4) 共同利用における管理責任者

株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク
〒410-0053 静岡県沼津市寿町 8 番 28 号
代表取締役社長 岩本 光司

TOKAI グループ各社の一覧はこちら

<<https://www.tokaiholdings.co.jp/privacy/group.html>>

【株式会社ケイアイリンク スポーツジム・RETIO BODY DESIGN[レシオボディデザイン]】

当社は、当社との提携に基づき提携事業者が提供するサービスに関する個人情報の利用について同意いただいたお客様の個人情報に限り、個人情報保護法の規定にもとづき以下のとおり共同利用します。

(1) 当社と共同利用する者の範囲

株式会社ケイアイリンク（提携事業者）

(2) 利用目的

- ①株式会社ケイアイリンクが実施するイベント及びキャンペーン等に関する電話・電子メール、ダイレクトメールによるご案内・連絡のため
- ②第 3 項に記載した利用目的に同じ

(3) 共同して利用する個人情報の項目

- ①氏名・住所・電話番号・メールアドレス・生年月日等のお客様の属性に関する情報
- ②ご購入・ご契約時またはサービス提供の際に取得するお客様やお客様のご家族に関するすべての個人情報
- ③キャンペーン・懸賞等にご応募いただいたお客様の個人情報、または、その他お客様からいただいたすべての個人情報

(4) 共同利用における管理責任者

〒410-0053 静岡県沼津市寿町 8 番 28 号
代表取締役社長 岩本 光司

共同利用する株式会社ケイアイリンクはこちら

<<https://k-i-link.jp/>>

6. 第三者への開示・提供

当社は、法令に定められている場合（警察等公的機関より法令に基づき開示要請を受けた場合など）、お客様が同意

された場合以外は、お客様の個人データを第三者へ開示・提供することはありません。

なお、共同利用または業務委託または事業承継により提供する場合は、第三者への開示・提供には該当しません。

7. 第三者からの取得

当社は、法令に定められている場合、お客様が同意されている場合以外は、お客様の個人データを第三者から取得しません。なお、共同利用または業務委託または事業承継による場合は、第三者からの取得には該当しません。また、当社が第三者から個人情報の提供を受けた場合は、提供元の名称、住所、代表者氏名、取得の経緯等法令で定められた事項を確認・記録して、一定期間保存することにより個人情報の適正な取得を確保します。

8. 匿名加工情報・仮名加工情報の取り扱い

当社において、匿名加工情報・仮名加工情報を作成する場合は、個人情報の保護に関する法律その他の法令に従い適切にこれを実施します。

匿名加工情報の取り扱いについての詳細はこちら

<<https://tokai-catv.co.jp/privacy/anonymous/>>

仮名加工情報の取り扱いについての詳細はこちら

<<https://tokai-catv.co.jp/privacy/pseudonym/>>

9. 第三者への委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内で第三者に対して個人情報の取扱業務の全部または一部を委託することができます。委託にあたっては、これら第三者との間で、安全管理措置、秘密保持、再委託の条件、委託契約終了時の個人情報の返却等その他個人情報の取り扱いに関する事項について適正な契約を締結し、必要かつ適切な管理・監督を行います。

10. 開示等の請求手続き

1. お客様が、お客様の個人情報等の開示を希望される場合

お申し出をされた方がお客様ご本人であることを当社にて確認したうえで、法令に基づき、合理的な期間内に適切な対応を行います。

2. お客様が、お客様の個人情報の訂正・追加・削除・利用停止・第三者提供停止を希望される場合

お申し出をされた方がお客様ご本人であることを当社にて確認したうえで、お客様の個人情報について事実関係等を確認し、適切な対応を行います。

開示等の請求手続きについての詳細はこちら

<<https://tokai-catv.co.jp/privacy/disclosure/>>

11. 契約終了後の個人情報の利用

当社は、お客様との契約が終了した後であっても、第3項の利用目的の実施に必要な範囲内で個人情報を利用する場合があります。

12. 安全管理措置

当社は、個人情報の取り扱いにおいて、当該データへの不正アクセス、漏えい、滅失または毀損を防止するため、厳正な管理のもとで安全管理措置を講じるとともに、継続的に見直しを行うよう努めます。当社が講じている安全管理措置の内容については、第14項のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

13. プライバシーポリシーの改定

お客様の個人情報の取り扱いにつきましては、従うべき法令の変更に合わせる等の事情により、内容を適宜見直し、改善してまいります。改定した場合は、当社ウェブサイトにおいて速やかに公表します。

14. お問い合わせ窓口

個人情報についてのお問い合わせは、次の窓口までご連絡ください。

- (1) ※お問い合わせに正確にお答えするため、通話を録音させていただいている。

株式会社TOKA | ケーブルネットワーク

個人情報取扱窓口

電話：0120-696-942

受付時間：9:30～18:00

(当社夏期・冬期休暇時には時間が必要になる場合がございます。詳しくはHPにてお知らせいたします。)

- (2) 認定個人情報保護団体の名称および苦情解決の申出先

当社は、「個人情報保護に関する法律」に基づく認定個人情報保護団体である「個人情報保護センター（一般社団法人 放送セキュリティセンター）」の対象事業者です。当社の個人情報の取り扱いについて疑問等が残り、ご相談が必要な場合は次の窓口までご連絡ください。

一般財団法人放送セキュリティセンター内

個人情報保護センター

URL：<https://www.sarc.or.jp/hogo/soudan/kaiketu.html>

(附則)

2012年4月2日 制定

2022年4月1日 改定

2024年2月7日 改定

2025年4月1日 改定

契約約款・利用規約

放送施設加入約款	1 ページ
インターネット接続サービス契約約款	3 ページ
らくらくワイヤレス 利用規約	6 ページ
Security Z 利用規約	8 ページ
あんしん訪問設定サポート会員規約	9 ページ
遠隔サポート利用規約	11 ページ
ケーブルプラス電話ご利用規約	13 ページ
ひかり de トーク (S) 契約約款	15 ページ
TCN スマート TV (ケーブルプラス STB-2)	
サービス加入契約約款	20 ページ
ウィルスバスター for au 使用許諾契約書	21 ページ
Hulu サービスに関する利用規約	23 ページ
ミライスピーカー Home / ミライスピーカー Mini 利用規約 ..	24 ページ
AI 防犯カメラサービス契約約款	25 ページ
トコチャンモバイル LIBMO 契約約款	28 ページ
トビラフォンサービス規約	
迷惑電話データベースの提供サービス利用規約	30 ページ
TOKAI グループ TLC 会員サービス約款	32 ページ
TLC ポイントサービス規約	33 ページ
クレジットカード決済利用規約	34 ページ

本書に記載の契約約款・利用規約は 2025 年 6 月現在のものです。
最新の内容および料金表については、当社ホームページ (<https://tokai-catv.co.jp/>) にてご確認ください。
通信環境がない場合や、ご不明な点がございましたらカスタマーセンター（0120-696-942）までご連絡ください。
本書に記載のないサービスにつきましては、当社ホームページにてご確認ください。

岡地域の情報ではありません。静岡県の情報は県内放送局をご覧下さい。

第21条(約款の変更)

甲は、この約款を変更することができるものとします。この約款が変更された場合は、当該変更後の約款が乙に適用されるものとし、本件サービス提供条件等は、当該変更後の約款によるものとします。
2.この約款の変更に当たっては、甲は、乙に対して、その変更内容を電子メールによる送信、甲ホームページにおける公表その他甲が適切であると判断する方法により乙に事前に通知します。

第22条(特約事項)

甲は、視聴状態の確認を行うために、第19条(個人情報の保護)の規定を遵守した上で乙が使用する、甲が定める条件を満たした環境下の対象STBと、電気信号による通信を行うことができるものとします。

第23条(反社会的勢力の排除)

乙は、現在または過去5年以内において、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜する者または特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

違反した場合は利用契約を解除することができます。ただし、法令により取引が義務付けられているものを除きます。

- (1)反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2)反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3)自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- (4)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5)役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2.乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- (1)暴力的な要求行為
- (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3)取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4)相手方の業務を妨害する行為、または妨害するおそれのある行為
- (5)風説を流布し、または偽計もしくは威力を用い、相手方の名誉や信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為

(6)その他前各号に準ずる行為

乙が、第1項の規定に基づく確約に違反し、または前項各号のいずれかに該当する行為をした場合には、相手方は即時に利用契約を解除することができるものとします。その他、契約関係を継続し難い重大な事由が発生した場合も同様とします。

第24条(協議)

この約款に定めなき事項あるいは疑義が生じた時は、甲乙誠意をもって協議のうえ、解決にあたるものとします。

第25条(準拠法)

この約款は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

第26条(合意管轄)

この約款に関する一切の紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則 この約款の改定は、令和7年7月1日より適用します。

(12)本サービスの運営を妨げ、又はその信用を毀損する行為
(13)その他当社が不適切であると判断する行為

第41条(契約の解除等)

当社は、契約者が次に定める事項に該当した場合、契約者に通知や催告なくサービスの提供を停止し、または契約の解除をする場合があります。

- 本件料金を2ヶ月以上滞納した場合
- 本約款に違反する行為が認められた場合

第42条(相互接続事業者のインターネット接続サービス)

契約者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、契約者は、当社が、契約者が締結した相互接続利用契約により生じることとなる相互接続業者の契約者に対する債権を当社が譲り受けたものとして、本約款に基づき料金を請求することを承認いたします。

2.契約の解除があった場合は、その解除があった時に、契約者と当社の相互接続事業者との間のインターネット接続サービス利用契約についても解除があつたものとします。

第43条(技術的事項及び技術資料の閲覧)

当社は、当社が別に定める本サービス取扱所において、本サービスに係る基本的な技術的事項及び契約者が本サービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

第44条(営業区域)

営業区域は、当社が別に定めるところによります。

第45条(問合)

本約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は当社のホームページにおいて閲覧に供します。

第45条の2(通知・連絡等)

本約款において別段の定めがない限り、当社は、書面による郵送、ホームページへの掲載、その他当社が適当であると判断する方法により、契約者(契約申込者を含むものとし、本条において以下同様とします。)に随時必要な事項的通知・連絡等を行ふものとします。

2.当社が、ホームページへの掲載により契約者に通知・連絡等を行う場合は、当該通知・連絡等を掲載してから24時間経過したときに、その他の手段による通知・連絡等の場合は、当社が契約者に当該通知・連絡等を発信したときに、その効力を生じるものとします。

第46条(国立研究開発法人情報通信研究機構「NOTICE」プロジェクトへの協力)

国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「機構」といいます。)が行う特定アクセス行為(国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成11年法律第162号。以下「機構法」といいます。)の平成13年1月6日から施行の附則第8条第4項第1号に定めるものをいいます。)に係る電気通信の送信先の電気通信設備の調査を目的とし、当社は、総務省に技術的条件の認可を受けたサイバー攻撃禁止の技術的条件を定める事業者として、特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備のIPアドレスを取得し、それを機関に提供する場合があります。

2.当社は、機構法に基づき機関がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバー攻撃(事業法第116条の2第1項第1号に定めるものをいいます。)により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、当社が必要と認める限度で、その特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備のIPアドレス及びその電気通信の送信日時から、その電気通信設備を接続するインターネット接続サービス利用契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。

第47条(個人情報の保護)

当社は、契約者の個人情報を別途オンライン上に提示する「プライバシーポリシー」(<https://tokai-catv.co.jp/privacy/>)に基づき、適切に取り扱います。

2.当社は、契約者の個人情報を、当社およびTOKAIグループ各社(以下、当社およびTOKAIグループ各社を合わせて「TOKAIグループ各社」といいます。)における次の利用目的のために利用します。

【商品・サービス等の提供】

・TOKAIグループ各社の各種商品・サービス等のご提供

・TOKAIグループ各社のアフターサービス等の契約者サポート

・TOKAIグループ各社の契約者からのご相談・お問い合わせへの対応

【契約者への提案】

・TOKAIグループ各社の各種商品・サービス、キャンペーン、イベント等のご案内

・TOKAIグループ各社提携先*1の各種商品・サービス等のご案内

・TOKAIグループ各社のご優待特典および会員サービス等のご案内やご提供

【商品・サービス等の安定性の確保】

・TOKAIグループ各社の各種商品・サービス等の運用・保守

・TOKAIグループ各社の各種商品・サービス等における不正契約・不正利用・不払いの防止や発生時の対策

【各種調査・分析】

・TOKAIグループ各社の新商品・新サービスの開発、ならびに各種商品・サービスの品質改善のための調査・分析

・契約者の趣味嗜好に応じた契約者への提案・マーケティングのための調査・分析

なお、上記以外の目的のうち、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて個人情報を利用する場合には、都度、その利用目的を明確にし、契約者から事前の同意を得ます。

*1 TOKAIグループ各社の販売代理店、取次店、紹介店、またはTOKAIグループ各社が販売代理店、取次店、紹介店となる相手方をいいます。

第48条(反社会的勢力の排除)

乙は、現在または過去5年以内において、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼう団体または特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

違反した場合は利用契約を解除することがあります。ただし、法令により取引が義務付けられているものを除きます。

- (1)反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2)反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3)自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不正に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- (4)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5)役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2.乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

(1)暴力的な要求行為

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4)相手方の業務を妨害する行為、または妨害するおそれのある行為

(5)風説を流布し、または偽計もしくは威力を用い、相手方の名譽や信用等を毀損し、ま

たは、毀損するおそれのある行為

(6)その他前各号に準ずる行為

乙が、第1項の規定に基づく確約に違反し、または前項各号のいずれかに該当する行為をした場合には、相手方は即時に利用契約を解除することができるものとします。その他、契約関係を継続し難い重大な事由が発生した場合も同様とします。

契約約款附則

(約款実施前の手続きの効力等)

1.この約款実施前に、改正前の約款の規定により行った手続きその他の行為は、この約款中にこれに相当する規定

があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

2.この約款実施の際、現に改正前の約款の規定により提供している電気通信サービスは、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款に基づいて提供しているものとみなします。

3.この約款実施前に、改正前の約款の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかったインターネット接続サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4.令和7年1月10日より適用します。

容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であつて電気通信事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することができます。

2.通話が著しく躊躇したときは、通信が相手方に着信しないことがあります。

3.契約者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限することがあります。

4.契約者が、無線回線を使用することができない場合、本サービスを利用することはできません。

5.本サービスにおいては、前項に規定するほか、次に挙げる理由により、その無線回線による通信の伝送速度が低下もしくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は本サービスが全く利用できない状態(通信に著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下「無線特性に起因する事象」といいます)となることがあります。

- (1)無線回線に係る回線距離及び無線基地局設備の設備状況
(2)他の電気通信サービスに係る電気通信回線設備からの信号漏洩による電波障害及び電波干渉等
(3)電気製品及び特殊医療機器等からの電磁波等の発生による電波障害及び電波干渉等

(4)遮蔽物による電波障害

(5)無線回線の終端に接続される移動無線装置の故障

6.当社は、技術上のやむを得ない理由等により、事前の通知なく、無線基地局設備の点検又は全部若しくは一部を移設・増設若しくは減設(以下「移設等」といいます)することがあります。この場合、業務区域であっても通信を行うことができなくなる場合があります。

7.当社は、前項の規定により無線基地局設備の点検又は移設等を行なうときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。

8.通信は、その据置型端末が、当社が定める本サービス提供区域内に在籍する場合に限り行なうことができます。しかし、その提供区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等、電波の伝わりにくいところでは、通信を行なうことができない場合があります。

第 5 章 料金等

第 1 節 料金

第 19 条(料金の適用)

当社が提供する本サービスの料金額の適用は、当社が別に定める料金表の規定によります。

第 2 節 料金の支払義務

第 20 条(利用料等の支払義務)

契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスの利用開始日から起算して、契約の解除若しくは休止があつた日の属する月の月末までの(端末接続装置の廃止についても同様)期間について、当社が提供する本サービスの態様に応じて料金表に規定する金額(以下「利用料等」といいます)以下この条において同じとします)の支払を要します。

2.利用料等の支払単位は毎月とします。

3.料金表に従い、利用料を当社の指定する方法に従い、当社の定める期日までに支払うものとします。

4.前項の期間において、利用の一時中断等により本サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払は、次によります。

5.契約者は、次に挙げる場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の利用料等の支払を要します。

区画

契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認めた時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。

支払を要しない利用料等そのことを当社が認めた時刻以後の利用できなかつた時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスについての利用料等(その料金が料金表の規定により利用の都度発生するものを除きます。)

6.当社は、支払を要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、それに相当する利用料等を返還します。

第 21 条(事務手数料の支払義務)

契約者は、第 5 条(契約申込の承諾)の規定に基づき契約の申し込みを行い当社がこれを承諾したときは、料金表に規定する事務手数料の支払を要します。

第22条(料金の支払方法)

契約者は、本サービスを利用する場合、当社が定める初期費用、利用料金等を、当社が指定する以下の決済方法により、決済を行うものとします。また、当社が決済手段を指定した場合又は変更を求めた場合、契約者はこれに応じるものとします。

(1)クレジットカード決済

当社が承認したクレジットカード会社の発行する契約者保有のクレジットカードによる、当該クレジットカード会社の契約書に基づき引き落し

(2)その他、当社が定める支払方法

2.契約者と前項のクレジットカード会社との他集金代行業者との間で利用料金その他の債務を巡って紛争が発生した場合、当該当事者間で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

3.契約者は、決済に関して手数料等が発生する場合、これを負担するものとします。

4.契約者は、当社に対し、理由の如何を問わず、支払い済み対価の返還を請求することはできないものとします。

第 3 節 増税金及び延滞利息

第 23 条(割増金)

契約者は、利用料等の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の二倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

第 24 条(延滞利息)

契約者は、利用料等の他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5% の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払があつた場合は、この限りではありません。

第 6 章 保守

第 25 条(当社の維持責任)

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和 60 年郵政省令第 30 号)に適合するよう維持します。

第 26 条(契約者の維持責任)

契約者は、自営端末設備、自営電気通信設備を、技術基準に適合するよう維持していただきます。

第 27 条(設備の修理又は復旧)

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、全部を修理し、又は復旧することができないときは、電気通信事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行なうことを要する通信を優先的に取り扱つため、当社が別に定める順序でその電気通信設備を修理又は復旧します。

第 28 条(契約者の切分け責任)

契約者は、本サービスが利用できなくなったときは、自営端末設備、自営電気通信設備等に故障がないことを確認の上、当社に修理の請求をしていただきます。

2.前項の確認に際して、契約者が請求があつた場合には、当社又は当社が指定する者が当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3.当社は、前項の試験によりモバイル端末及び当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した場合、その結果を契約者に報告した後、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあつたとき、契約者はそれに係る費用の支払いをします。但し、故障の原因がモバイル端末及び当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備にあつた場合は、この限りではありません。

第 29 条(責任の制限)

当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後、その状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に限りません。)について、24 時間に日数を計算し、その日数に対応する本サービスの利用料等の金額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。但し、当社が認知していない場合、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかった契約者は、その権利を失うものとします。

第 30 条(免責)

当社は、契約者または第三者が本サービスの利用に関する損害を被った場合、前条(責任の制限)の規定によるほかは、何らの責任も負いません。

2.当社は、本規約等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)をすることとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

3.料金表にある最大回線速度は最高速度を表記しており、当社はそのインターフェースに規定する符号伝送速度を保証するものではありません。

第 8 章 総則

第 31 条(承諾の限界)

当社は以下のような業務遂行上の支障がある場合、その請求を承諾しないことがあります。

(1)請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき
(2)利用料等その他債務の支払を現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき 等

この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

第 32 条(利用に係る契約者の義務)

契約者は、当社又は当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求められた場合は、これに協力するものとします。

2.契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を接続しないこととします。ただし、天災、事変、その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。

3.契約者は、故意に契約回線を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行なわないことをとします。

4.契約者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、附加部品等を取り付けないこととします。

5.契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良に管理者の注意をもつて保管することとします。

6.契約者は、規定に違反して電気通信設備を失し、又は破損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

第 33 条(提供区域)

本サービスの提供区域は、当社が定めるところによります。

2.前項に定める提供区域内であっても、電波状況等の環境により、本サービスを利用できない場合があります。当社は、その場合においていかなる保証もおこないません。

第 34 条(通信区域)

本サービスの通信区域は、当社が別に定めるところによります。

2.前項に定める通信区域内であっても、電波状況等の環境により、本サービスを利用できない場合があります。当社は、その場合においていかなる保証もおこないません。

第 35 条(閲覧)

本規約において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第 36 条(合意管轄)

契約者と当社との間で本規約に関連して訴訟の必要が生じた場合、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(実施期日)

本規約は、令和4年7月1日から実施するものとします。

料金表

本サービスに関する料金額の適用については、この料金表の規定によります。

1 サービス名称

らくらくワイヤレス

2 初期費用

事務手数料	3,300 円(税抜3,000円)/回線
-------	----------------------

3 月額利用料

通信区域	最大通信速度	データ量	月額利用料
当社指定の区域	下り概ね 110Mbps	無制限	3,278 円(税抜2,980円)
	上り概ね 10Mbps		

*利用料には、SIM カード及び端末のレンタル料が含まれております。

4 手数料

SIM カード再発行手数料	3,300 円(税抜3,000円)/枚
---------------	---------------------

5 最低利用期間(6 ヶ月以内)違約金

解約違約金	2,980 円(非課税)
-------	--------------

6 損害金

紛失・故意による破損	20,000円(非課税)/台
------------	----------------

Security Z 利用規約

第1条(規約の適用)

株式会社TOKAIケーブルネットワーク(以下「当社」といいます。)は、このSecurity Z 利用規約(以下「本規約」といいます。)に基づき、Security Z SAFE
並びにSecurity Z ONE サービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

第2条(用語の定義)

本規約において、次の用語は、次の各号に定める意味で用いるものとします。

- (1)「本サービス」とは、本ソフトウェアのダウンロードをする機会および本サービスに関するサポートを提供するサービスの総称をいいます。
- (2)「本ソフトウェア」とは、株式会社TOKAIコミュニケーションズを通じてエフセキュア株式会社(以下「エフセキュア」といいます。)が提供するサブスクリプションに基づき提供され、エフセキュアが提供および使用許諾をするソフトウェア(最新プログラムモジュールを含みます。)をいいます。
- (3)「利用契約」とは、本サービスを利用するための本規約に基づく契約をいいます。
- (4)「使用許諾契約」とは、エフセキュアが定めるエフセキュアと利用者間で締結される本ソフトウェアの使用許諾契約(F-SECURE®ライセンス約款)をいいます。
※F-Secure社の「F-SECURE®ライセンス約款」につきましては、下記URLをご確認ください。(https://www.f-secure.com/jp-ja/legal/terms)

第3条(規約の適用)

本規約は、当社と本サービスの契約をする者(以下「契約者」といいます。)との間の、本サービスに関する一切の関係に適用されます。
2 本規約に定める内容と使用許諾契約との間に齟齬が生じた場合、本規約に定める内容が優先して適用されるものとします。
3 利用規約等は、名目の如何にかかわらず、この本規約の一部を構成するものとします。
4 本規約に定めのない事項については「インターネット接続サービス加入契約款」およびエフセキュアの定める「使用許諾契約」の関連条項を適用または準用いたします。

第4条(規約の適用範囲)

本規約は、契約者が個人の場合には契約者と契約者が利用を許諾した者(以下、「利用者」といいます。)、法人契約の場合には契約者である法人または団体とその法人や団体に属する人(以下「法人関係者」といいます。)に適用されるものとし、契約者は利用者および法人関係者に対して、本規約において自己に課されている義務と同等の義務を課し、これを遵守させるものとします。
2 契約者、利用者または法人関係者(以下、「契約者等」といいます。)が、第13条(禁止事項)各号のいずれかの行為を行い、当社に損害を被らせた場合は、その行為を契約者の行為とみなし、この規約の各条項が適用されるものとします。
3 契約者等が管理する状況の中で、第三者に本サービスを利用させ、当社に損害を被らせた場合も、その行為を契約者の行為とみなし、この規約の各条項が適用されるものとします。

第5条(規約の変更)

当社は、本規約を任意に予告なく変更することが出来るものとし、契約者等は変更後の規約に従うものとします。なお、変更の場合は、契約者等は変更後の新規約を適用するものとします。
2 当社は、前項の変更を行う場合は、変更後の規約の内容を当社の定める方法により契約者等に通知するものとします。

第6条(本サービスの内容)

当社は本サービスを日本国内においてのみ提供します。
2 本サービスは、1契約につき別表に定める台数の端末(パソコン、スマートフォン、タブレット等)を指します。(以下同じ。)まで利用できるライセンスが付与されます。
3 当社は本サービスの動作条件等の利用上の詳細条件について、利用規約等で提示するものとします。

第7条(利用契約の申し込み・成立)

利用契約の申し込みは、本サービスを利用しようとする者(以下、「利用希望者」といいます。)が本規約および使用許諾契約に同意のうえ、当社が別途定める手続きに従い申し込みを行うものとし、当社がこれを承諾したときに成立します。
2 当社は、利用希望者に本規約または使用許諾契約に反する事由がある場合、または本サービスの利用申込が適当でないと当社が判断する事由がある場合またはその虞がある場合には、申込を承諾しないことがあります。

第8条(本サービスの利用開始)

本サービスは第7条1項が成立した後、契約者が利用開始の申告を当社が指定する方法で行い、本ソフトウェアを所有するデバイスへインストール完了したときに利用開始できるものとします。

第9条(サポート等)

当社は、当社が別途定める条件および方法に従い、本サービスの利用に関して必要なサポートを契約者に対して提供いたします。契約者は自らが本サービスの利用を認めた利用者に対してサポートを行うものとします。利用者に対するサポートは提供致しません。

第10条(譲渡禁止)

契約者等は、本規約に基づく権利義務の一部または全部を第三者に利用させる行為の他、譲渡、貸与、または質入等の担保権の設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。

第11条(権利の帰属)

本サービスおよび本サービスに付随して作成される資料等に関する著作権、特許権、商標権、意匠、ノウハウ等の知的財産権およびその他一切の権利は、当社またはエフセキュアに帰属します。

第12条(利用料金)

契約者は、別表に定める本サービスの月額利用料金を別途当社が定める支払方法に従い、当社に毎月支払うものとします(当社が指定するインターネット接続サービスコースに限り、本サービスを内包する場合があります)。
2 本サービスの課金開始日は、利用契約が成立した日を含む以後の日とします。

3 本サービスの課金開始日を含む月の翌月および終了月の利用料金は、原則として月額利用料金を支払うものとし、日割計算は行いません。

4 契約者がすでに支払った利用料金は、いかなる場合においても返還されないものとします。

第13条(遅延損害金)

契約者は、前条に定める利用料金の支払期日を経過してもなお当社に対して支払わない場合には、その免れた額のほか、未払い金につき年率14.6% (1年を365日とする日割計算による)の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第14条(禁止事項)

契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1)本サービスを自己使用以外の商用その他不正の目的をもって利用すること
- (2)本サービスに閲覧して使用される当社または第三者の著作権、商標権その他一切の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
- (3)リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブル、修正、翻訳、その他改造行為
- (4)本サービスまたは接続しているサーバもしくはネットワークを妨害したり混亂させたりすること
- (5)コンピュータウイルス、スパムメールその他の送信など、当社による本サービスの提供を妨害し、またはその支障となる行為
- (6)上記各号に該当する恐れのある行為、またはこれに類する行為
- (7)本規約に反する行為

(8)使用許諾契約において定める禁止行為

(9)その他当社が合理的な理由に基づいて、不適切・不相当と判断する行為

第15条(損害賠償)

契約者等が、本サービスの利用に関して契約者等の責に帰すべき事由により当社またはエフセキュアに損害を与えた場合、契約者は当社が被った損害を賠償するものとします。

2 契約者等が本サービスの利用に関して第三者に損害を与えた場合、または第三者と紛争を生じた場合、契約者は、自己の責任と費用でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。また、当社が他の契約者や第三者から責任を追求された場合は、契約者はその責任と費用において当該紛争を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

第16条(保証・責任の制限)

当社は、本サービスおよび本ソフトウェアの内容について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとします。

2 本ソフトウェアのダウンロードおよびインストールは契約者等が自己の責任および費用で行うものとし、その完全性や正確性等につき、いかなる保証も行わないものとします。

3 契約者等は、本サービスを本規約に従い、自己の判断と責任で利用するものとします。

4 契約者等が本サービスを利用するにあたり、または本規約に違反することにより、第三者(他の契約者を含む)に損害を与えた場合または第三者との間で紛争が生じた場合、契約者は自己の責任と費用をもって解決するものとし、当社に何ら迷惑をかけたり、損害を与えないものとします。

5 本サービスを提供する機器の故障、トラブル、停電、通信回線の異常ならびにシステム障害等の当社の予想を超えた不可抗力により契約者等の情報その他の契約者等に関するデータが消失、紛失、遅延等することがあります。当社は、当社に故意または重大過失がある場合を除いて、かかる事態の発生により契約者等の情報その他の契約者等に関するデータが消失、紛失、遅延等した場合、これにより発生した損害につき一切責任を負わないものとします。

6 契約者等が、第13条(禁止事項)に違反することにより発生した損害については、当社は一切責任を負わないものとします。

第17条(本サービスの中止)

当社は、以下の場合、契約者に何らの催告をすることなく本サービスの一切の利用を中止させることができるものとします。この場合、契約者は本サービスを一切利用することができません。

(1)契約者が本規約または使用許諾契約に反する行為をし、または当社が不適切と認める行為があつたとき

(2)本サービスその他当社が提供するサービスについて、当社に対する債務の支払いを怠ったとき

(3)事由の如何を問わず当社インターネットサービスの利用を停止または終了したとき

(4)その他当社が当該契約者による本サービス利用の継続が不適切と判断するとさ

2 前項により本サービスが中止された場合、契約者は、本サービスの利用料金その他本サービスに関連して当社に對して有する一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、当該債務の全額を直ちに支払うものとします。

第18条(本サービスの変更)

当社は、自らの判断により契約者に予め通知することなく、本サービスの全部または一部の変更または追加ができるものとします。

2 当社は、契約者に対して通知することにより、本サービスの全部または一部を終了させることができるものとします。かかる終了について、当社は契約者等に対して、いかなる責任も負担しないものとします。

第19条(利用の制限)

当社は、以下のいずれかの事態が発生した場合には、契約者に事前に通知を行うことにより、または緊急を要するときは通知を行うことなく、本サービスの全部または一部を停止できるものとします。

(1)当社、またはエフセキュアのサーバ等の設備、その他本サービスを提供するために必要なシステムの保守点検・更新を定期的にまたは緊急に行なう場合。

(2)火災、停電、天災、労働争議、戦争、テロ、暴動その他不可抗力または第三者による妨害等その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあり本サービスの提供が困難な場合。

(3)電気通信事業者の役務が提供されない場合。

(4)その他、本サービスの運用上あるいは技術上の理由により、本サービス停止が必要ないし適切と当社が判断した場合。

2 前項に従い、当社が本サービスの停止を行った場合、当社は契約者およびその他の第三者に対して、いかなる責任も負担しないものとします。

第20条(契約者による解約)

契約者は、当社が別途定める手続に従い、本サービスの解約を行なうことができるものとします。

2 前項による解約は、契約者から解約の申入れが当社に到達した日をもって効力を生じるものとします。

第21条(当社による解除)

第17条(本サービスの中止)の措置に至った場合、当該契約者に対して是正を勧告したにも関わらず、改善に至らなかった場合には、当社は利用契約を解除できるものとします。

2 前項による利用契約が解除された場合、契約者は、本サービスの利用料金その他本サービスに関連して当社に對して有する一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、当該債務の全額を直ちに支払うものとします。

第22条(利用契約終了後の措置)

契約者等は、利用契約が終了した場合には、本サービスの利用にあたりインストールした本ソフトウェアをアンインストールし、およびその他本サービス利用にあたり作成した本ソフトウェアの複製物等すべて破棄するものとし、以後一切利用してはならないものとします。

2 当社は、利用契約終了後は、契約者に対しサポートの提供その他本サービスに関する一切の責任を負わないものとします。

3 事由の如何を問わず、利用契約が終了した場合における本サービス利用中に係る契約者の一切の債務は、利用契約の終了後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。

第23条(準拠法)

本規約およびこれに関する一切の法律関係については、日本国法を準拠法とし、本規約は日本国法に従って解釈されるものとします。

第24条(合意管轄)

本規約に関連して生ずる一切の紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則

本規約は、2025年3月17日より施行します。

・放送サービス

株式会社TOKAIコミュニケーションズが提供するサービス

・TNCケーブルひかり

附則

令和6年7月1日より適用します。

以上

- 3.当社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を要請するものとします。
- 4.当社は、本サービス用設備等の設置、維持および運用に係る作業の全部または一部（修理または復旧を含みます。）を当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

第23条(個人情報の取り扱い)

- 1.契約者は、本サービスの提供に不可欠な当社の提携事業者から請求があつたときは、当社がその契約者の氏名および住所等をその事業者に、秘密保持と厳重管理を確認のうえ、通知する場合があることについて、同意するものとします。
- 2.契約者は、当社及び当社の提携事業者が本サービスの提供のため、本サービスの提供の過程において契約者の個人情報を新たに知り得てしまう場合があることについて、同意するものとします。
- 3.当社は、本サービスの提供に当たって、契約者から取得した個人情報の取り扱いについては、当社がホームページ上に定めます。
- 第6章 利用中止および停止**
- 第24条(保守等による本サービスの中止)**
- 1.当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中止することができます。
- (1)当社の別途定める、本サービス用設備保守指定時間の場合。
 - (2)当社の本サービス用設備の保守上または工事上やむを得ない場合。
 - (3)登録電気通信事業者等が電気通信サービスを中止した場合。
 - (4)契約者に対して、電話、FAX、電子メール等による連絡がとれない場合、または契約者宛に発送した郵便物が宛先不明で当社に返送された場合。
- 2.当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、やむを得ない場合はこの限りではありません。また、前項の措置をとったことで、当該契約者が本サービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第25条(利用の停止)

- 1.当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用を即時に停止することができます。
- (1)支払期日を経過しても本サービスの利用料金を支払わない場合。
 - (2)本サービスの利用料金の決済に用いる契約者の指定クレジットカードの利用が解約、更新その他の理由により確認できなくなった場合。
 - (3)本サービスの利用料金の決済に用いる契約者の指定クレジットカードが紛失等の事由により利用不能となり、クレジットカード会社から緊急に停止すべき旨の連絡が当社に来た場合。
 - (4)契約者に対する破産の申し立てがあつた場合、または契約者が成年後見開始の審判、保佐開始の審判もしくは補助開始の審判を受けた場合。
 - (5)本サービスの利用が第19条(禁止事項)の各号のいずれかに該当する場合。
 - (6)契約者が過度に頻繁に問い合わせを実施し、または本サービスの提供に係る時間を延伸し当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと、当社が判断したとき。
 - (7)前各号のほか本規約に違反した場合。
- 2.当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめ停止の理由を契約者に通知します。ただし、当社の責めに帰すべき事由に因らない理由により、通知することができない場合にはこの限りではありません。
- 3.当社は、本条第1項第2号または第3号の事由による本サービスの利用停止の場合、契約者の希望により、契約者が一時的にクレジットカード以外の決済方法を用いて利用料金を支払い、さらに後日新たに別のクレジットカードを登録することを条件に、本サービスを継続して使用することを認めることができます。ただし、本項の規定は当社の義務を定めるものではありません。
- 4.契約者が、本サービスの利用料金その他の債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年14.6%の割合で計算した金額を延滞損害金として、本サービスの利用料金その他の債務と一緒にして、当社が指定する方法で指定した日までに支払うものとします。また、その支払いに必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。
- 5.本条の定めは、当社が契約者に対して損害賠償を請求することを制限するものではありません。

第7章 損害賠償等

第26条(損害賠償の制限)

- 1.当社は、本規約で特に定める場合を除き、契約者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず、契約者が当社に支払う12ヶ月分の利用料金を超えて賠償の責任を負わないものとします。ただし、契約者が本サービスの利用に関して当社の故意または重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。
- 2.当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、真偽、正確性、最新性、信頼性、有用性または第三者の権利を侵害していないことを一切保証しないものとします。
- 3.当社は、契約者からの問い合わせを遅延無く受け付けることを保証するものではありません。
- 4.当社は、本サービスの提供をもって、契約者の問題・課題等の設定、解決方法の策定、解決または解決方法の説明を保証するものではありません。
- 5.本サービスは、メーカー、ソフトウェアハウスおよびサービスの提供事業者が提供する正規サポートを行なうサービスではありません。問い合わせの内容によっては、問い合わせの対象となる機器、ソフトウェア、サービスをそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス、サービス提供事業者のホームページを紹介することや、それぞれに對して契約者自身で直接問い合わせすることを依頼するに留まる場合があります。
- 6.当社は、オペレーターの説明に基づいて契約者が実施した作業の内容について保証するものではありません。
- 7.当社は、オペレーターの説明に基づいて契約者が実施した作業の実施に伴い、生じる契約者の損害について、一切の責任は負いません。
- 8.当社は、第24条(保守等による本サービスの中止)、第25条(利用の停止)、第14条(本サービスの廃止)の規定により本サービスの保守等によるサービスの中止、利用の停止ならびに本サービスの廃止に伴い生じる契約者の損害について、一切の責任は負いません。
- 9.サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した損害については、本規約の規定外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社は一切責任を負いません。（サイバーテロとは、コンピュータネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータシステムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家または社会のコンピュータシステム基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）
- 10.当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは専用電話番号を変更することができます。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

附則

令和5年2月13日より適用します。

以上

別紙 本サービスの詳細

[本サービスの利用方法]

遠隔サポート:

「遠隔サポート」とは、契約者のパソコンに関するお問い合わせにオペレーターがお電話でお応えすることおよび、遠隔地にある契約者のパソコンにネットワーク経由でアクセスし、直接支援、操作することで、契約者のパソコンに関するトラブルシューティング、ソフトウェインストール、ウイルスチェック等を支援するサービスです。

<システム動作環境>

OS (日本語版に限ります。)	・Windows 10 Home、Pro、Enterprise Windows 11 Home、Pro、Enterprise ・Mac OS 10.15～13.x ・Android 5.0～13.x ・iOS 11.x～15.x (iPad OS 13.x～15.x)
ブラウザ	・パソコン Windows ・Microsoft Edge ・Firefox 35以上 ・Safari 7.0以上 ・Chrome40 以上
接続回線	・ブロードバンド回線
CPU	Windows 10:1GHz以上 Windows 11:1GHz以上で2コア以上の64bit互換プロセッサメインメモリ
ネットワーク環境	・ブロードバンドでインターネットに接続されておりHTTP、HTTPSの通過可能。 Javascript/ActiveXが作動することを推奨。 ※プロキシ環境においてツールを利用できない場合があります。

<サポート対象機器、ソフトウェアおよびサービスとサポート範囲>

遠隔サポートの主なサポート対象およびサポート範囲は以下の通りです。なお、本別紙により規定するサポート対象と範囲以外は本サービスの対象外となります。また、サポート対象およびサポート範囲内であっても、問題の解決をお約束するサービスではありません。

機器	・サポート対象 パソコン本体、スマートフォン、タブレット、モニタ、キーボード、マウス、ルーター、無線LANアクセスポイント、ネットワーク接続可能なゲーム機器。 ・サポート範囲 インターネット接続設定、家庭内ネットワークとの接続、マニュアルに記載された基本的操作。
OS (日本語版に限ります。)	・サポート対象 Windows 10 Home、Pro、Enterprise Windows 11 Home、Pro、Enterprise Mac OS 10.15～13.x Android 5.0～13.x iOS 11.x～15.x
ソフトウェア	・サポート対象 ブラウザ、メール、メディアプレーヤー、ウイルス対策、文書作成、接続ツール。 ・サポート範囲 インストール方法、初期設定、個人利用を想定した基本的な操作方法、診断。
接続サービス	・サポート対象 FTTHサービス、DSLサービス、データ通信カード、プロバイダサービス、インターネット上の各種サービス。 ・サポート範囲 インターネット接続設定、初期設定、個人利用を想定した基本的な操作方法。

別紙 料金表

<月額ご利用料金>

遠隔サポート:660円(税抜600円)

令和5年2月13日より適用します。

端末設備貸出サービスに関する契約条項

1.ホームゲートウェイ機器の貸出

(1)当社は、お客様に対し、そのお客様との間で締結している1のケーブルプラス電話契約につき、1の当社が別途指定するホームゲートウェイ機器(種類の異なる複数のネットワークを接続するための機器であって、通信プロトコル変換及びIPルーティング等の機能を有するものを言います。以下「ホームゲートウェイ機器」といいます。)を無償で貸します。

2.ホームゲートウェイ機器の設置及び撤去等

- (1)当社は、前項に基づきお客様に貸与するホームゲートウェイ機器をお客様が指定した設置場所(但し、電話サービスの提供を受けることができる場所に限ります。)に設置し、その設置した日からお客様に対する当該ホームゲートウェイ機器の貸与が開始されるものとします。
- (2)お客様は、ホームゲートウェイ機器とお客様の機器とを接続しようとするときは、その接続方法及び設定内容等について当社の指示に従うものとします。
- (3)ホームゲートウェイ機器とお客様の機器との接続に必要となる物品等及びホームゲートウェイ機器を使用するにあたり必要となる電源等は、お客様の責任と費用負担で準備するものとします。
- (4)当社はお客様に対して、貸与開始においてホームゲートウェイ機器が正常な機能を備えていることのみを担保し、ホームゲートウェイ機器の商品性およびお客様の使用目的への適合性については一切担保しません。

3.ホームゲートウェイ機器の使用及び保管等

- (1)お客様は、ホームゲートウェイ機器を善良なる管理者の注意をもって使用及び保管するものとします。
- (2)お客様は、ホームゲートウェイ機器を第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させ、ホームゲートウェイ機器を改造若しくは改変し又はお客様が利用契約において指定した当該ホームゲートウェイ機器の設置場所以外の場所に移転してはならないものとします。また、お客様は、電話サービスを利用する目的以外にホームゲートウェイ機器を使用してはならないものとします。
- (3)お客様は、ホームゲートウェイ機器に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知します。当社はその通知を受領後、故障品と同一機種もしくはほぼ同等の機能を有する正常なホームゲートウェイ機器(以下「代替品」といいます。)を提供し、お客様は、故障、毀損等の生じたホームゲートウェイ機器(以下「故障品」といいます。)を当社に返却するものとします。
- (4)前項の規定に拘らず、当社は、お客様の責に帰すべき事由によりホームゲートウェイ機器に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、お客様に対し、別表2「ホームゲートウェイ機器購入代金相当額」に定める額を請求できるものとします。

4.責任の範囲

- (1)当社およびKDDI等(以下合わせて「当社等」といいます。)は、当社等の責めに帰すべき事由に基づくホームゲートウェイ機器の故障、滅失又は毀損等によりお客様が損害を被った場合、約款に規定された電話サービスに係る定額利用料に相当する額を限度としてその損害を賠償します。但し、当社等に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。
- (2)当社等は、端末設備の修理等にあたって当社等の責めに帰すべき事由によりお客様の機器その他の物品等に損害を与えた場合、約款に規定された電話サービスに係る定額利用料に相当する額を限度として損害を賠償します。但し、当社等に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。
- (3)前二項の場合において、当社等は、当社等の責めに帰すべからざる事由によりお客様が被った損害について、その責任を一切負わないものとします。
- (4)当社等は、お客様の責めに帰すべからざる事由によりホームゲートウェイ機器を全く使用することができない状態(ホームゲートウェイ機器を全く使用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社等が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときは、そのことを当社等が知った時刻以降の使用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する約款に規定された電話サービスに係る定額利用料の支払いを要しないものとします。但し、当社等の故意又は重大な過失により、ホームゲートウェイ機器を全く利用できない状態が生じたときは、そのことを当社等が知った時刻以降の使用できなかった時間について、その時間に対応する約款に規定された電話サービスに係る定額利用料の支払いを要しないものとします。

別表1

[工事費]

区分	対象者	工事内容	単位	建物形態	
				戸建住宅	集合住宅
本サービスの利用開始	ひかりdeテレビ/ひかりdeネット未契約者	新規工事	1ケーブルプラス 接続回線ごと	¥16,500 (税抜¥15,000)	¥16,500 (税抜¥15,000)
	ひかりdeテレビ/ひかりdeネット既契約者	追加工事	1ケーブルプラス 接続回線ごと	¥16,500 (税抜¥15,000)	¥16,500 (税抜¥15,000)
本サービスの解除	ケーブルプラス電話契約者	機器郵送代	1ケーブルプラス 接続回線ごと	¥4,400 (税抜¥4,000)	¥4,400 (税抜¥4,000)

*ホームゲートウェイは貸出品となりますので、解約時にはご返却をお願いいたします。

複数サービスを同時にご解約された場合は、対象機器をまとめてご返却いただきます。

*パリック対応物件に限り、機器郵送代は3,080円(税抜2,800円)となります。

*上記の料金について、電気通信事業法施行規則第22条の2の13の2第2号の規定の適用があるときは当該規定に従って取扱います。

別表2

ホームゲートウェイ機器購入代金相当額

1 端末ごとに

ホームゲートウェイ機器購入代金相当額 | ¥15,000 (不課税)

13.当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

14.ひかりdeトーカー(S)契約者に係る個人情報のお取り扱いについて

1.当社は、ひかりdeトーカー(S)契約者の個人情報を別途オンライン上に提示する「プライバシーポリシー (<https://tokai-catv.co.jp/privacy/>)」に基づき、適切に取り扱います。

2.当社は、契約者の個人情報を、当社およびTOKAIグループ各社(以下、当社およびTOKAIグループ各社を合わせて「TOKAIグループ各社」といいます)における次の利用目的のために利用します。

【商品・サービス等の提供】

・TOKAIグループ各社の各種商品・サービス等のご提供

・TOKAIグループ各社のアフターサービス等の当社サポート

・TOKAIグループ各社の契約者からのご相談・お問い合わせへの対応

【契約者への提案】

・TOKAIグループ各社の各種商品・サービス、キャンペーン、イベント等のご案内

・TOKAIグループ各社提携先¹の各種商品・サービス等のご案内

・TOKAIグループ各社のご優待特典および会員サービス等のご案内やご提供

【商品・サービス等の安定性の確保】

・TOKAIグループ各社の各種商品・サービス等の運用保守

・TOKAIグループ各社の各種商品・サービス等における不正契約・不正利用・不払いの防止や発生時の対策

【各種調査・分析】

・TOKAIグループ各社の新商品・新サービスの開発、ならびに各種商品・サービスの品質改善のための調査・分析

・契約者の趣味嗜好に応じた契約者への提案・マーケティングのための調査・分析

なお、上記以外の目的のうち、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて個人情報を利用する場合には、都度、その利用目的を明確にし、契約者から事前の同意を得ます。

*1 TOKAIグループ各社の販売代理店、取次店、紹介店、またはTOKAIグループ各社が販売代理店、取次店、紹介店となる相手方をいいます。

15.電気通信番号の利用

ひかりdeトーカー(S)契約者は、第24条(発信電気通信番号通知)の規定等により通知を受けた音声通信番号の利用にあたっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重していただきます。

16.ひかりdeトーカー(S)契約者からの端末回線の設置場所の提供等

(1)端末回線の終端のある構内(これに準する区域を含みます。以下この16において同じとします。)又は建物内において、当社が端末回線を設置するために必要な場所は、そのひかりdeトーカー(S)契約者から提供していただきます。

(2)当社は、端末回線の終端のある構内又は建物内において、ひかりdeトーカー(S)契約者から管路等の特別な設備を使用して端末回線を設置することを求められたときはひかりdeトーカー(S)契約者の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

(3)当社がひかりdeトーカー(S)契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、ひかりdeトーカー(S)契約者から提供していただごとがあります。

17.時報サービス等

当社は、次により時報サービス、災害用伝言ダイヤルサービス及び電報受付機能を提供します。

(電気通信番号)

(区分別)

・時報サービス

(内容)

日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス

(番号)

117

(区分別)

・災害用伝言ダイヤルサービス

(内容)

災害が発生した場合等に、当社が別に定める通話等について、メッセージの蓄積、再生等を行うサービス

(番号)

171

(区分別)

・電報受付機能

(内容)

別に定める協定事業者の電報サービス契約約款に規定する電報サービスへ接続するサービス

(番号)

115

18.新聞社等の基準

(区分)

1.新聞社

(基準)

次の基準すべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社

(1)政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。

(2)発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。

(区分)

2.放送事業者

(基準)

放送法(昭和25年法律第132号)第2条第23号に規定する基幹放送事業者及び同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者

(区分)

3.通信社

(基準)

新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

TCNスマートTVサービス（ケーブルプラス STB-2）

加入契約約款

株式会社TOKAIケーブルネットワーク

株式会社TOKAIケーブルネットワーク（以下「甲」といいます）と甲が提供するTCNスマートTVサービスを受ける者（以下「乙」といいます）との間に締結される契約（以下「加入契約」といいます）には、この約款を適用するものとします。

第1条(提供サービス)

この約款において、TCNスマートTVサービスとは、甲が、ケーブルプラスSTB-2（以下「CPSTB2」といいます）及びその付属品（以下「CPSTB2等」といいます）を用いて提供するサービスをいいます。
2.TCNスマートTVサービスは放送サービスへのご加入及び甲の提携事業者が提供するセキュリティサービスご利用の同意が必要となります。
3.TCNスマートTVサービスに係る料金は、別紙1に定める月額利用料、初期費用、手数料等（以下「料金等」といいます）とします。

第2条(提供サービスに係る約款等の適用)

この約款に別に規定する場合を除き、甲が提供する放送サービスについては「放送施設加入約款」が適用されるものとします。この場合において、CPSTB2等については、当該約款に定めるデジタルセットトップボックス等として、当該約款の規定が適用されるものとします。

2.この約款に別に規定する場合を除き、甲が提供するインターネット接続サービスについては「インターネット接続サービス契約約款」「SecurityZ利用規約」「カスペルスキーマルチプラットフォームセキュリティ利用規約」が適用されるものとします。
3.甲の提携事業者が提供するセキュリティサービスについては、トレンドマイクロ株式会社がウイルスバスターを提供します。TCNスマートTVサービスの提供を受けるためには、トレンドマイクロ株式会社が別に定める規約に同意し、利用条件等を遵守していただくことが必要です。
4.前2項の提携事業者が提供するサービスについては、提供事業者により、サービスの一部又は全部を変更もしくは終了される場合があります。甲は、このサービスを利用した場合に生じた情報等の破損や滅失等による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、甲の故意又は重大な過失による場合を除き、その責任を負わないものとします。

第3条(加入契約の成立)

加入契約は、加入申込者があらかじめこの約款を承認し、別に定める加入申込書に所定事項を記載のうえ甲に提出し、甲がこれを承諾したときに成立します。加入申込者から加入申込書の提出があった場合でも、甲は、次の場合には、加入申込者の申し込みを承諾しないことがあります。

- (1)加入申込者が料金等その他この約款に定める債務の支払いを怠るおそれがあると認められる場合
- (2)その他加入申込者がこの約款に違反するおそれがあると認められる場合
- (3)加入申込者が成年被後見人であり後見人が代理していない場合、又は加入申込者が未成年者であり法定代理人の同意を得ていない場合
- (4)その他やむを得ない事由がある場合

第4条(料金等の支払)

乙は、別紙1に定める料金等を、次の各号の定めに従い甲に支払うものとします。

- (1)乙は、甲に対し、加入契約時に初期費用を支払うものとします。
- (2)乙は、甲に対し、TCNスマートTVサービスの提供を受け始めた日が属する月の翌月から月額利用料を支払うものとします。
- (3)乙は、甲に対し、甲が指定する銀行口座への口座振替により、料金等を支払うものとします。この場合において、領収書は発行しません。なお、甲と乙の合意により、その他の方法で料金等を支払うこともできるものとします。

第5条(au ID の提供)

乙は、KDDI株式会社が別に定める「au ID 利用規約」に同意するものとします。またCPSTB2 1台につき「au ID」1個が予め提供されますので、加入申込時に暗証番号を設定するものとします。

2.乙は、CPSTB2上で利用されたコンテンツに対する課金及び問い合わせ等の対応の為に、甲が、前項で払い出された「au ID」が設定されているCPSTB2の機器情報をKDDI株式会社およびJCOM株式会社へ提供することについて承諾するものとします。

3.第1項で提供された「au ID」は、乙がTCNスマートTVサービスを解約した場合でも自動的には解約されません。なお、解約を希望する場合には、乙が、KDDI株式会社に対し解約手続きを行いうるものとします。

第6条(最低利用期間)

TCNスマートTVサービスの最低利用期間は、1年とします。

2.乙は、最低利用期間満了日前に加入契約を解約する場合は、料金表に定める解約手数料に加え、最低利用期間満了日までの利用料を違約金として甲に対して別途支払うものとします。

第7条(加入契約の有効期間)

加入契約の有効期間は、加入契約成立日から1年間とし、加入契約期間満了までに甲及び乙いすれからも、更新しない旨の意思表示のない場合、加入契約は、引き続き1ヶ月の期間をもって自動的に更新するものとし、以後も同様とします。

第8条(責任事項)

甲が、甲の責に帰すべき事由により、TCNスマートTVサービス全ての提供を、1ヶ月のうち連続して引き続き10日以上行わなかった場合は、当該月分の料金は第1条第3項の規定にかかわらず無料とします。

2.天災・衛星の機能停止その他の甲の管理が及ばない事由により、TCNスマートTVサービスの提供ができなかつた場合には、乙は甲に対して料金等の減免又は賠償の請求ができるないものとします。

3.第2条第3項に規定するセキュリティサービスについて、そのセキュリティソフトウェアに不具合が発生した場合及びそのセキュリティソフトウェアの動作不良等により損害が発生した場合には、乙は甲に対して料金等の減免又は賠償の請求ができるないものとします。

第9条(料金等の変更)

甲は、社会情勢の変化、TCNスマートTVサービスの内容の変更等に伴い、第1条第4項の料金等を改定できるものとします。この場合において、甲は、改定の1ヶ月前までに乙に通知します。

第10条(約款の変更)

甲は、必要に応じ、この約款を変更することができるものとします。この約款が変更された場合は、当該変更後の約款が乙に適用されるものとし、TCNスマートTVサービスの提供条件等は、当該変更後の約款によるものとします。

2.この約款の変更に当たっては、甲は、乙に対して、その変更内容を電子メールによる送信、甲のホームページにおける公表その他甲が適切であると判断する方法により、事前に通知します。

第11条(準用)

放送施設加入約款第9条（一時停止）、第11条（名義変更）、第12条（加入契約の解除・解約）、第14条（乙の義務違反による停止・解除）、第20条（個人情報の保護）、第23条（特約事項）の規定は、TCNスマートTVサービスについて準用します。この場合において、それぞれの規定中「本件サービス」とあるのは「TCNスマートTVサービス」と、「第3条」とあるのは「第1条第4項」と読み替えるものとします。

第12条(協議)

この約款に定めなき事項あるいは疑義が生じた時は、甲乙誠意をもって協議のうえ、解決にあたるものとします。

第13条(準拠法)

この約款は日本法に準拠し、日本法に從て解釈されるものとします。

第14条(合意管轄裁判所)

この約款に関する一切の紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則 令和6年1月1日より適用します。

スしたWebページのWebサーバ側の仕様が、お客様が入力した情報等をURLのオプション情報として付加しWebサーバへ送信する仕様の場合、URLのオプション情報にお客様の入力した情報(ID、パスワード等)などを含んだURLがトレンドマイクロ(本号においてその子会社を含みます)のサーバに送信される。この場合、トレンドマイクロでは、お客様がアクセスするWebページの安全性の確認のため、これらのお客様より受領した情報にもとづき、お客様がアクセスするWebページのセキュリティチェックを実施します。

8. 本契約は、日本国法に準拠するものとします。本契約に起因する紛争の解決については、東京地方裁判所が第一審としての専属的管轄権を有するものとします。

トレンドマイクロ株式会社 2013年5月

Hulu サービスに関する利用規約

第1条(総則)

株式会社TOKAIケーブルネットワーク（以下「当社」といいます。）は、当社サービスの加入者に対し、Huluサービスに関する利用規約（以下「本規約」といいます。）の定めに従い、HJホールディングス株式会社（以下「HJホールディングス社」といいます。）が提供する定額制動画配信サービス（以下「Huluサービス」といいます。）を媒介します。また、当社は、当社が指定した方法によりHuluサービスの利用を開始したお客さま（以下「利用者」といいます。）に対し、Huluサービスの月額利用料を請求し、利用者はこれを支払います（これら一連の流れにより利用できるサービスを総称し、以下「本件サービス」といいます。）。予め本規約に同意されない場合、本件サービスをお申し込みおよびご利用いただくことはできません。

1. 利用者は、本件サービスのお申し込みに際し、HJホールディングス社の定める利用規約（以下「HJホールディングス社規約」といいます。）への同意が必要です。予め同規約に同意されない場合、本件サービスをお申し込みおよびご利用いただくことはできません。

【HJホールディングス社規約】<https://www.hjholdings.jp/terms>

2. 当社は、利用者の承諾を得ることなく、本規約を変更または廃止することがあります。当社が本規約を変更した場合、本件サービスの内容および提供条件は、変更後の規約によるものとします。なお、当社は、変更後の本規約の効力発生日までに、変更後の本規約を当社所定のホームページに掲載することにより、変更後の本規約の内容をお客さまに通知するものとします。

3. HJホールディングス社は、HJホールディングス社規約の定めに従い、HJホールディングス社規約を変更することができます。HJホールディングス社規約が変更された場合、本規約で当社が特に定めている部分を除き、Huluサービスの内容および提供条件は変更後のHJホールディングス社規約によるものとします。

4. 利用者は、本件サービスを利用するため、当社が提供するケーブルIDおよびパスワードが必要となります。

5. ケーブルIDおよびパスワードによる認証ができない場合、利用者は、本件サービスを利用することできません。

6. 本件サービスは1ケーブルIDにつき1契約とします。複数契約はできません。

第2条(定義)

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
HJホールディングス社	HJホールディングス株式会社
Huluサービス	HJホールディングス社が提供する定額制動画配信サービス
本件サービス	当社の媒介によりHuluサービスに加入し、当社が指定する方法によりHuluサービスを開始することで、Huluサービスの月額利用料の支払いを行うことができるサービス
利用者	本件サービスの加入者
本件契約	利用者および当社間で締結される本件サービスの契約
HJホールディングス社規約	HJホールディングス社が定めるHuluサービスにかかる利用規約
当社サービス	当社が別に定める加入契約款または利用規約に基づき当社が提供するサービス

第3条 (本件契約の成立および継続)

1. 本件契約は、当社サービスの契約者が、本件サービスの利用を当社に申し込み、当社がこれを承諾した時点で成立するものとします。

2. 当社は、次の場合には、本件契約の申し込みを承諾しないことがあります。

- (1) 本件契約の申込者が、本件サービス以外の当社の提供するサービス利用契約に違反したことがある場合、現に違反している場合または違反のおそれがあると当社において判断した場合
- (2) Huluサービスの利用料がHJホールディングス社の利用規約に違反すると当社において判断した場合
- (3) 当社が本件サービスを提供するにあたり、当社の業務遂行上支障が生じる場合またはそのおそれがあると当社において判断した場合
- (4) その他利用申込者を利用するところが不適切であると当社において判断した場合
3. 当社は、本件契約により、利用者に対し、Huluサービスの月額利用料をHuluサービスの開始日が属する月の翌月に当社サービスの利用料と合わせて請求するものとします。
4. 利用者は、HJホールディングス社規約の定めにかかわらず、前項に定める請求により、当社サービスの利用料金の支払のために当社に登録をしている支払い方法により、Huluサービスの月額利用料を支払うものとします。
5. 当社は、利用者の承諾を得ることなく、本件サービスの全部または一部を変更し、または廃止できるものとします。当社は、本件サービスの変更または廃止により利用者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

第4条(Huluサービス)

1. Huluサービスの内容および初月利用料無料等のHJホールディングス社がHuluサービスに対し提供する特典等については、HJホールディングス社がHJホールディングス社規約に基づき提供するものとします。

2. Huluサービスの月額利用料はHJホールディングス社が定めるところによります。

3. Huluサービスの利用方法はHJホールディングス社が定めるところによります。

4. 当社は、HJホールディングス社規約の変更または廃止により利用者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

5. 当社は、第5条第1項に定める場合を除き、Huluサービスの月額利用料その他の本規約等に基づき利用者から支払われた一切の金員について、解約取り消し解除その他の事由の如何を問わず返還しないものとします。

第5条(本件契約の撤回等)

1. 利用者は、事業法その他の法令により初期契約解除制度の適用がある場合、契約は契約書面受領日から起算して8日を経過するまでの間、文書によりその申し込みの撤回または本件契約の解除（以下「初期契約解除」といいます。）を行なうことができます。

2. 前項の規定による撤回等は、同項の文書を発したときにその効力を生じます。

3. 本条第1項の規定による撤回等を行った者は、実際に支払ったHuluサービス月額利用料の返付を請求することができます。ただし、予め加入申し込みの撤回をする意思をもって契約の申し込みを行った場合等、契約の申し込みをしようとする者に対する保護を図ることとする本条の規定の趣旨に反していると明らかに認められるときは、この限りではありません。

4. 本条第1項の規定にかかわらず本件契約締結後、本件サービスを利用された場合には、本件サービスの利用者はその利用に関し当社が負担した全ての費用を負担するものとします。

第6条 (利用者による解約)

利用者が本件契約を解約しようとすることは、利用者は当社所定の方法により当社に通知するものとします。当該通知の当社への到達日から起算する最短で到来する契約更新日の前日をもって、本件契約が解約されるものとします。

第7条 (当社による本件契約の解除)

1. 利用者が以下の各号のいずれかに該当した場合、当社は、通知催告等何らの手続を要することなく、本件サービスの提供を停止し、本件契約を解除または利用者の資格を取り消すことができるものとします。

- (1) 利用者が、本規約の定めに違反し、または違反するおそれのある行為を行い、当社から当該行為の是正を求められたにもかかわらず、相当の期間内にこれを是正しなかった場合
- (2) 利用者が、当社の提供する本件サービス以外のサービスの利用にかかる契約に違反した場合または違反のおそれがあると当社において判断した場合
- (3) 利用者が、HJホールディングス社規約に違反した場合または違反のおそれがあると当社において判断した場合

(4) 当社が本件サービスを提供するにあたり、当社の業務遂行上支障が生じる場合またはそのおそれがあると当社において判断した場合

(5) その他、利用者が本件サービスを利用することが不適切と当社において判断した場合

2. 利用者は、前項に基づき本件契約が解除された場合であっても、当該提供停止日または解除日の属する月にかかるHuluサービス月額利用料の支払義務を免れないものとします。

第8条(通知)

1. 当社が、本件サービスに関して利用者へ通知を行う場合、当社のWebサイト、利用者への電子メールの送信またはその他当社が適当と認める方法により行うものとします。

2. HJホールディングス社は、Huluサービスに関する利用者へ通知を行う場合、HJホールディングス社規約の定めに従い、告知を行なうものとし、当社はこれに何ら関与しないものとします。

第9条(本件サービスの一時中断等)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用者の同意を得ることなく、本件サービスの全部もしくは一部の提供を一時中断または一時停止することができるものとします。

- (1) 火災、停電、天災等の不可抗力その他当社の責めに帰すべき事由に起因して本件サービスの提供が不可能または困難になった場合
- (2) 交通事情、気象状況等により本件サービスの提供が当社の事業遂行上支障があると判断する場合
- (3) その他、当社が合理的な理由により、本件サービスの提供を一時中断または一時停止する必要があると判断した場合

2. 前項に基づき当社が行ったサービスの一時中断または一時停止に関して、当社は利用者に対していかなる責任も負いません。

第10条(免責)

1. 当社は、Huluサービスについて、その安全性、正確性、確実性、有用性、発生したトラブルの解決、利用者が意図する特定の目的との適合性等を何ら保証するものではありません。

2. 当社は、前条に定める場合を除き、利用者が本件契約の有効期間中にHuluサービスを利用できなかつたことおよびHuluサービスの提供が遅延したことについて一切の責任を負いません。ただし、当社の故意または重大な過失に基づく場合には、この限りではありません。

3. 当社は、本規約等に定める範囲を超える異議、苦情および請求等について何ら責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重大な過失に基づく場合には、この限りではありません。

第11条 (個人情報の取り扱い)

1. 当社は、利用者に係る氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居所または請求書の送付先、生年月日、性別、メールアドレス等の情報（以下「個人情報等」といいます。）を、当社が当社Webサイト上で公開する個人情報の保護方針、ご提供いただく個人情報の利用目的、取り扱い目的に準じて管理します。

2. 当社は、利用者の個人情報を本件サービスおよびこれに関連するサービスの提供、運営、料金の請求および品質向上、マーケティング分析ならびに利用者にとって有益と考える情報（当社の提供する商品もしくはサービスに関する情報廣告を含みますがこれに限りません。）の選定および配信の目的に利用します。

3. 当社は、利用者のケーブルID、キャンペーンコード、会員区分、メールアドレス、サービスコード、氏名、性別、生年月日、事業者コード、事業者名、加入者識別子に関する情報を契約者サポート、利用者への通知および本件サービスを提供する目的のため、HJホールディングス株式会社に第三者提供いたします。

4. 当社は、利用者のケーブルID、Huluサービスの開始日、Huluサービスの終了日、ケーブルIDごとに発生するHuluサービスの月額利用料およびHuluサービスの月額利用料請求の完了未完了に関する情報を契約者サポート、利用者への通知および本件サービスを提供する目的のため、HJホールディングス株式会社と共同利用いたします。

5. 前二項に基づく第三者提供および共同利用にかかる手段または方法は情報を暗号化し、報交換対応者を限定したセキュアな交換方法とします。

6. 第4項に基づき、共同利用する個人情報は、申込書、インターネット、ハガキなどを通じて当社が取得したものとします。

第12条(分離可能性)

本規約等のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約等の残りの規定は、継続して有效地に存続するものとします。

第13条(譲渡禁止)

利用者は、本規約等に基づく権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または自己もしくは第三者のために担保に供してはならないものとします。

第14条(債権譲渡)

利用者は、当社が第三者に、当社が有する利用者に対するHuluサービスの月額利用料その他のについての債権を譲渡することがあることを予め承諾いたします。

第15条(準拠法)

本規約の効力・履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第16条(協議事項)

本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、当社と契約者は誠意をもって協議の上、その解決にあたるものとします。

第17条(管轄裁判所)

利用者および当社との間で本規約に関連し訴訟の必要性が生じた場合は、静岡地方裁判所をもって第一審の専属的管轄裁判所とします。

付則

この利用規約は、2022年4月1日より適用します。

・TOKAIグループ各社提携先 *1の各種商品・サービス等のご案内
・TOKAIグループ各社のご優待特典および会員サービス等のご案内やご提供
【商品・サービス等の安定性の確保】
・TOKAIグループ各社の各種商品
・サービス等の運用・保守
・TOKAIグループ各社の各種商品
・サービス等における不正契約・不正利用・不払いの防止 や発生時の対策

【各種調査・分析】

・TOKAIグループ各社の新商品・新サービスの開発、ならびに各種商品・サービスの品質改善のための調査・分析
・契約者の趣味嗜好に応じた契約者への提案・マーケティングのための調査・分析
なお、上記以外の目的のうち、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて個人情報を利用する場合には、都度、その利用目的を明確にし、契約者が事前の同意を得ます。
*1 TOKAIグループ各社の販売代理店、取次店、紹介店、またはTOKAIグループ各社が販売代理店、取次店、紹介店となる相手方をいいます。

3.契約者は、当社がシステムの運営、管理上の必要から、契約者の個人情報、個人データ、機器一式に関するデータについて、ソフトウェア開発企業に開示する場合があることをあらかじめ同意するものとします。

第38条(著作権等)

契約者が取得した映像データ等を除き、本サービスに関する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の権利を含む一切の権利は、当社および関係する権利保有者に帰属します。契約者は、本サービスのコンテンツを当社に無断で、複製、改変、蓄積、転送等をすることはできません。

2.契約者が本条の規定に違反した場合、当社は本サービスの提供を停止することがあります。

第39条(映像データ等の管理責任)

本サービスにより契約者がクラウドサーバーから取得した映像データ等は、契約者の自身の責任において管理し、保管するものとします。

2.当社は、前項に定める映像データ等の管理体制等について、一切関知しないものとし、責任を負わないものとします。

第40条(機密保持)

契約者および当社は、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、利用契約終了後といえども相手方の同意なしに第三者に開示・提供しないものとします。

2.当社は、刑事訴訟法第218条(令状による差押え・捜索・検証)その他同法の定めに基づく強制的処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。

3.当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、機密情報の照会に応じることができるものとします。

4.当社は、第1項の規定にかかわらず、当社と秘密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者等に、当社が業務上必要な契約者の機密情報を提供することができます。

第41条(情報の削除等)

当社は、契約者による本サービスの利用が第42条(禁止事項)各号に該当する場合、当該利用に関して、第三者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断したときは、当該契約者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

- (1)第42条(禁止事項)各号に該当する行為をやめるように要求します。
- (2)第三者との間で、クレーム等の解消のための協議を行なうよう要求します。
- (3)契約者に対して、表示した情報の削除を要求します。
- (4)事前に通知することなく、契約者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または第三者が閲覧できない状態に置きます。

2.前項の措置は、契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

第42条(禁止事項)

契約者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行うことができないものとします。

- (1)機器一式を譲渡、買入する行為、または当社から貸与した機器一式を転貸する行為。
- (2)機器一式を変更・分解・改変または付加物等を取り付ける行為。ただし、天災、地変、またはその他の非常事態に際して保護する必要があるとき、もしくは保守の必要があるときは除外
- (3)本アプリを変更し、またはパーエンジニアリング(主にソフトウェアの内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します。)、逆コンパイル、逆エンジニアリングその他のこれらに類する行為
- (4)本アプリの全部または一部を複製・翻案する行為
- (5)本アプリの全部または一部、有償、無償を問わず公衆送信、頒布、譲渡、貸与その他利用する行為
- (6)本サービスを第三者が利用できる状態にする行為、またはそのおそれのある行為。ただし利用開始日より事前に、契約者から当社に対して申し出があり、当社がその申し出を特に認める場合はこの限りではない。
- (7)本サービスを利用して営利目的で活動する行為、またはしようとする行為
- (8)IDおよびパスワードを不正使用する行為
- (9)当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (10)当社および第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (11)当社および第三者を不適切に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社および第三者への不当な差別を助長し、またはその名譽もしくは信用を毀損する行為
- (12)詐欺、児童売春、預金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
- (13)わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
- (14)薬物犯罪、規制薬物等の滥用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行なう行為
- (15)無限連鎖講(スキミング)を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (16)当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
- (17)第三者に不正に本サービスを利用する行為
- (18)ウイルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信または掲載する行為
- (19)無断で当社および第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上当社および第三者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
- (20)違法な賭博・ギャンブルを行なう、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (21)違法行為(けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を請け負い、仲介または誘引(他人に依存するこを含む)する行為
- (22)人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (23)人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介する等の行為
- (24)火災や事故等の危険な事象を引き起こすおそれのある行為
- (25)その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
- (26)犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不適切に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- (27)公序良俗に違反し、または当社および第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為
- (28)法令に違反し、またはそのおそれのある行為
- (29)その他、本サービスの運営を妨げる等、当社が不適当と判断する行為

第43条(契約者の義務)

契約者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行う義務を負うものとします。

(1)契約者がネットワーク(国内外)を経由して通信を行う場合、経由する全てのネットワークの規則に従うこと
(2)契約者は、サーバ内に保管された契約者のデータおよび本アプリ内のデータについて全ての責任を持ち、そ
のデータのバックアップは契約者の責任において行うこと

(3)契約者は、本アプリおよび本サービスを利用する契約者端末のブラウザソフトウェアは全て最新のものをダウ
ンロードおよびインストールすること

2.契約者が本条の規定に違反した場合、当社は本サービスの提供を停止することができます。

第44条(損害賠償の免責および特約事項)

当社が、第16条(当社が行う本サービス提供の停止)、第17条(当社が行う本サービス提供の制限)、第18条(当社が行う本サービス提供の休止)、第45条(本サービスの廃止)の規定により、本サービスの提供を停止・制限・休止・廃止したことによって、契約者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。ただし、第23条(契約者の支払い義務)第8項ただし書きの適用がある場合には、同条ただし書きが適用されるものとします。

2.契約者が、第34条(契約者の維持責任)、第43条(契約者の義務)に規定する行為を怠ったことにより起因し、本サービスに休止・制限等が発生したことによって、契約者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

3.第13条(名義変更)の規定により、名義変更を行なったことによって契約者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

4.契約者が、本サービスの利用により第三者に損害を与えた場合、当該契約者は自己の責任と費用において解決するものとし、当社およびソフトウェア開発企業は一切責任を負わないものとします。

5.ID・パスワードおよび機器一式の使用の過誤により契約者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

6.契約者が、第21条(IDおよびパスワードの管理)第2項、第34条(契約者の維持責任)第1項、第38条(著作権等)、第40条(機密保持)第1項、第42条(禁止事項)および第43条(契約者の義務)について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当社は、当該契約者に対して相応の損害賠償請求を行うことができるものとします。

7.第17条(契約者が行う利用契約の解約)および第20条(当社が行う利用契約の解除)の規定により利用契約が解除されたことにより、当社が損害を被った場合には、当社は、当該契約者に対して相応の損害賠償請求を行うことができるものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により利用契約が解除された場合はこの限りではありません。

8.当社は、本サービスの提供の状態を確認するために、第37条(個人情報の保護)の規定を遵守した上で、契約者の使用的する関連端末と電気信号による通信を行なうことができるものとします。

9.当社は、次の各号に定める目的の範囲内で、契約者の本サービスの利用状況や機器一式の条件設定履歴等のログ情報、映像データ等を取得できるものとし、利用契約の終了後は、当社は当該契約者のデータ等について削除する権利を有するものとします。

(1)本サービスの運用管理

(2)本サービスの障害発生時の原因究明とその障害復旧

(3)本サービスの利便性の向上

(4)本サービスの付加価値サービスの調査開発

10.当社は前項の目的についての分析・調査および助言等を専門的に行なう第三者に、ログ情報を開示できるものとします。ただし、その場合、個人を特定できない形式に加工、抽象化した上で開示するものとします。

11.当社は、サーバに保管する契約者データについて、サーバ障害の復旧作業等による当該データ削除または契約者による当該データ削除に起因して契約者が損害を被った場合、一切の責任を負わないものとします。

12.当社は契約者に対し、当社が認めた各種情報を電子メール等により提供することができるものとします。

13.契約者は、天災、地変、またはその他の非常事態の際に第36条(機器一式)第2項、第3項に規定する修理、交換、その他必要な措置が速やかに実施できない場合があることにあらかじめ同意するものとします。

14.設置環境については、契約者が自己の責任により確保するものとします。なお、契約者は、設置環境により、本サービスの一部または全部の機能に制限が発生すること、または継続的に提供されない場合があることにあらかじめ同意するものとします。

15.本サービスは、設置環境によって誤検知または非検知となる場合を含め、正確性、有用性、確実性および完全性を保証するものではありません。

16.当社は、本サービスに係る工事完了の確認、障害時の対処その他緊急事態の場合にのみ契約者の承諾のもと、映像データ等の閲覧等を行うものとします。なお、当該行為にかかる責任は全て契約者が負うものであり、その後当社に対して一切の異議を唱えないことを、あらかじめ承諾するものとします。

第45条(本サービスの廃止)

当社は、業務上の都合により本サービスを廃止することができます。この場合、本サービスを廃止する日をもって利用契約は終了するものとし、この日を本サービスの提供終了日と定めます。

2.当社は、前項の場合には、契約者に対し本サービスを廃止する日の3カ月前までに当社ホームページ上の掲載等、当社の定める方法により本サービスを廃止する旨を告知します。

3.当社は、都合により特定の関連端末を任意の月の末日付で廃止する場合があります。この場合、契約者は第12条(加入申込書記載事項の変更)第3項の規定に基づき別の関連端末への変更を請求することができます。請求を行なわなかつた契約者に関しては、別途当社が定める場合を除き、本サービスを廃止する日をもって当該契約者の利用契約を解除します。

4.当社は、前項の場合には、当該関連端末を利用する契約者に対し当該関連端末を廃止する日の3カ月前までに、当社ホームページ上の掲載等、当社の定める方法により当該関連端末を廃止する旨を告知します。

第46条(関連法令の遵守)

当社は、本契約に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

第47条(国内法令の準拠・合意管轄)

本契約は日本国国内法に準拠するものとし、利用契約により生じる一切の紛争等については静岡裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第48条(定めなき事項)

本契約に定めなき事項が生じた場合は、当社、および契約者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

付則

(1)当社は特に必要があるときに、この契約に特約付することができるものとします。

(2)本契約は、2025年7月1日より施行します。

1. 月額利用料金

(1) 基本利用料

契約1件につき、以下の基本利用料が発生します。

また、本サービスには別途契約によるインターネット通信加入回線が必要です。

本サービス 月額利用料金

1契約目 (*1)	2,728円(税抜2,480円)
2契約目 (*2)	2,508円(税抜2,280円)
3契約目 (*2)	//
4契約目 (*2)	//
5契約目	2,728円(税抜2,480円)
6契約目 (*3)	2,508円(税抜2,280円)
7契約目以降	以降同様

(*1)別表の(2)の全てを利用している本サービス契約者とします。

(*2)別表の(2) 1契約目を利用中、且つAIカメラ1台のみ追加した場合の本サービス契約者とします。

(*3)別表の(2) 5契約目を利用中、且つAIカメラ1台のみ追加した場合の本サービス契約者とします。

(2) 関連端末レンタル

関連端末 月額利用料金

AIカメラ(*1)	上記に含む
セキュリティルーター(*1)	上記に含む
PoEインジェクター (*1)	上記に含む

(*1) セキュリティルーター、PoEインジェクター1台に対してAIカメラ最大4台の接続に限ります。

(3) クラウドサーバー利用料

映像データ保存期間	月額利用料金
60日間(*1)	上記に含む

(*1) 1契約毎に上記の期間が適用されます。

2. 初期費用

初期費用	33,000円(税抜30,000円)
------	--------------------

3. 機器損害金(不課税)

機器一式	機器損害金
AIカメラ	40,000円/台
セキュリティルーター	50,000円/台
PoEインジェクター	5,000円/台

4. 最低利用期間

最低利用期間	36ヵ月
--------	------

※本サービスの期間内解約には途中解約違約金(不課税)がかかります。

5. 途中解約違約金(不課税)

利用期間	途中解約違約金
初月～12ヵ月	30,000円
13ヵ月～24ヵ月	20,000円
25ヵ月～36ヵ月	10,000円

6. 撤去費用

対象機器/配線	撤去費用
AIカメラ	4,400円/台(税抜4,000円/台)
セキュリティルーター	4,400円/台(税抜4,000円/台)
PoEインジェクター	4,400円/台(税抜4,000円/台)
屋外LANケーブル	4,400円(税抜4,000円)

※本サービス解約時に必要となります。

※撤去後の復旧作業については施工前状態をお約束するものではありません。

トコチャンモバイル LIBMO 契約約款

このトコチャンモバイル LIBMO 契約約款(以下、本約款といいます)は、株式会社TOKAIケーブルネットワーク(以下、当社といいます)が提供するトコチャンモバイルLIBMOサービスを会員が利用する際の一に適用します。

第1条(定義)

- 「トコチャンモバイル LIBMOサービス」(以下、本サービスといいます)とは本約款に基づいて当社が提供するサービスの総称をいいます。
2.「会員」とは当社と本サービスの提供に関する契約を締結している者をいいます。
3.「利用者」とは、会員の同意と責任を持って、会員が本サービスの利用を許諾した者をいいます。
4.「利用規約等」とは、当社が本サービスの提供や会員の利用に関して、本約款の他に別途定める約款、利用規約および諸規定をいいます。
5.「ID等」とは当社が本サービスの利用に関し会員に付与する「ユーザ ID」「パスワード」(会員が自ら変更したパスワードも含みます。以下同様です)、その他本サービスを利用するため当社が会員に対して付与する記号または番号をいいます。

第2条(約款の範囲)

- 利用規約等は、名目の如何にかかわらず、この本約款の一部を構成するものとします。
2.本約款本文の定めと利用規約等の定めが異なる場合は、当該利用規約等の定めが優先されるものとします。
3.当社が会員に対して発する第4条(当社からの通知・会員からの連絡)第1項、第2項、第3項は、本約款の一部を構成するものとします。

第3条(約款の変更)

- 当社は、必要と判断した場合、事前に会員に通知することなく、いつでも本約款を変更することができるものとし、会員はこれを承諾するものとします。
2.変更後の本約款については、当社が運営するウェブサイト上に変更後の本約款を掲示したときから効力を生じるものとし、会員はその変更後に本サービスを利用した場合は変更後の本約款に同意したものとみなします。

第4条(当社からの通知・会員からの連絡)

- 当社は、当社が運営するウェブサイトでの掲示や電子メールの送付、その他当社が適当と判断する方法により、会員に対し、随時必要な事項を通知します。
2.通知が電子メールで行われる場合、当社が会員宛に電子メールを発信した時点で当該通知が会員に到達したものとみなします。なお、会員等は、当社が電子メールで発信した通知の内容を遅延なく確認するものとします。
3.通知をウェブサイトに掲示する場合、通知がウェブサイトに掲載された時点で当該通知が会員に到達したものとみなします。
4.会員から当社に対する連絡は、当社が指定する方法に従い、行うものとします。

第5条(契約の申し込み)

- 本サービスの利用希望者は、当社が本サービス毎に指定する方法により、会員契約の申し込みを行うものとします。
2.当社は、会員契約の申し込みをした者(当該契約の利用者となる利用者も含み、以下、申込者といいます)は、会員契約の申し込みを行った時点で、本約款及び該当する本サービスの利用規約等の内容を承諾したものとみなします。
3.利用希望者は、他の利用希望者からの申し込みが殺到した場合に、当社の申し込みの承諾、または非承諾に時間を要する場合があることを了承します。

第6条(申し込みの承諾)

- 当社は、会員契約の申し込みに対し、必要な審査・手続きを経た後にこれを承諾します。当社がこの承諾を行った時点で、会員契約が成立するものとします。

第7条(申し込みの非承諾)

- 当社は、審査の結果、申込者が次のいずれかに該当する場合、その者の会員契約の申し込みを承諾しないことがあります。
(1)申込者が実在しない、もしくは実在しない恐れがあると判断した場合
(2)申し込みの時点で、本約款の違反等により、ID 等の一時停止、強制退会処分もしくは会員契約申し込みの非承諾を現に受け、または過去に受けた事がある場合
(3)申し込みの際に申告事項に、虚偽、誤認、または記入漏れがあった場合
(4)申し込みした時点で、本サービスの利用料金の支払いを怠っていること、または過去に支払いを怠ったことがある場合
(5)申し込みの際に決済手段として当該申込者が届け出たクレジットカードがクレジットカード会社により無効扱いとされている場合、または当社の指定する決済関係者が当該申込者の契約の締結を拒否した場合
(6)申込者が未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、申込みの手続が成年後見人によって行われております、または申込みの際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかった場合
(7)その他、当社が会員として不適当と判断した場合

第8条(ID等の管理)

- 会員は、自己のID等を、自己の責任において厳重に管理するものとし、第三者による不正利用について当社は一切の責任を負わないものとします。
2.会員は、自己のID等を第三者に使用させ、譲渡し、または貸与してはならないものとします。
3.当社は、登録されたID等で本サービスが利用された場合、当該ID等の会員が利用したものとみなし、実際には会員ではなく第三者等が利用している場合であっても、その効果は当該会員に帰属するものとします。
4.会員は、自己のID等を第三者に知られた場合及び第三者に使用されている疑いがあることが判明した場合は、直ちに当社に報告を行い、当社の指示に従うものとします。
5.第三者が会員のID等を使用して、本サービスを利用した結果、当該会員に損害が生じたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第9条(譲渡等の禁止)

- 会員は、本約款に基づいて本サービスの提供を受ける権利を、第三者に譲渡、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為は出来ないものとします。
2.変更の届出を怠したことにより会員に生じた不利益、損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第10条(変更の届出)

- 会員は、住所、メールアドレス、クレジットカードの番号もしくは有効期限、その他当社への届出内容に変更があった場合には、速やかに当社所定の方法で変更の届出をするものとします。

2.変更の届出を怠したことにより会員に生じた不利益、損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第11条(退会(会員からの解約))

- 会員は、会員契約を解約する場合は、当社所定の方法で届け出るものとします。 当社は、すでに受領した利用料金の払い戻し等は一切行いません。
2.本約款に基づいて本サービスの提供を受ける権利は一身属性のものとします。 当社は、当該会員の死亡を知り得た時点を以て、前項届出があつたものとして取り扱います。
3.本条による解約の場合、当該時点において発生している本サービスの支払いは、第20条(決済手段)の規定に基づき、なされるものとします。

第12条(一時休会)

- 会員は、当社所定の方法で届出をすることにより、本サービスの利用を一時的に休会することができます。休会の対象、期間等の条件は当社が別途定めるものとします。

第13条(利用環境)

- 会員は、本サービスを利用するための利用端末、電子機器、通信機器、ソフトウェア、インターネット接続環境等の設備を自己の責任と費用で準備及び維持するものとします。
2.会員は、本サービスを利用するため必要となる設備が技術基準に適合しない場合、当該利用環境での本サービ

スの利用をしないものとします。

3.当社は、前項の場合において、会員または第三者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

第14条(自己責任の原則)

- 会員は、会員による本サービスの利用と本サービスを利用してなされた一切の行為とその結果について、一切の責任を負うものとします。
2.会員は、会員による本サービスの利用と本サービスを利用してなされた一切の行為に起因して、当社または第三者者に対して損害を与えた場合(会員が、本約款上の義務を履行しないことにより当社または第三者者が損害を被った場合も含む)、自己的責任と費用をもって損害を賠償するものとします。

第15条(禁止行為)

会員は、以下の行為を行わないものとします。

- (1)当社、他の会員または第三者の著作権、商標権などの知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
(2)他の会員または第三者、若しくは当社を差別若しくは誹謗中傷し、または名誉若しくは信用を傷つける行為
(3)他の会員または第三者、若しくは当社の財産、プライバシー、肖像権若しくはパブリシティ権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
(4)詐欺、規制薬物の滥用、児童売春、預貯金口座もしくは携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれのある行為
(5)わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、映像、文書等を、送信もしくはインターネット上に公開、またはそれらを収集したものを販売する行為
(6)詐欺などの犯罪に結びつく行為
(7)無限連鎖講(ネズミ講)を開設する、またはこれを勧誘する行為
(8)ストーカー規制法の対象となる、またはおそれのある行為
(9)本サービスにより利用する情報を改ざんまたは消去する行為
(10)選舉運動又はこれに類似する行為、公職選舉法に違反する行為
(11)違法に賭博・ギャンブルを行い、またはこれを勧誘する行為
(12)違法行為(鉄砲刀剣類や規制物の譲渡や販売、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を直接的かつ明示的に請負し、仲介または誘引(他人に依頼することを含む)する行為
(13)人や動物の殺害または虐待現場等の残酷な画像や映像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報をインターネット上に公開し、または不特定多数の者にあてて送信する行為
(14)人を自殺に誘うまたは勧誘する行為
(15)犯罪や違法行為に結びつく、またはおそれのある情報や、事実無根の情報を不特定の者を対してインターネット上に公開等させるこれを助長する行為
(16)その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクを貼る行為
(17)コンピュータウイルスなど有害なプログラムを使用若しくは提供する行為、または推奨する行為
(18)当社または他の会員、第三者になりますして、本サービスを利用する行為
(19)ウェブサイトに接続している他のコンピュータシステムまたはネットワークへの不正アクセスを試みる行為
(20)当社もしくは当社以外の設備等または本サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
(21)無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧説のメールを送信する行為、または第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール(嫌がらせメール)を送信する行為
(22)その他法令若しくは公序良俗(売春・暴力・残虐など)に違反し、または他の利用者または第三者、若しくは当社に不利益を与える行為
(23)前各号に定める行為を助長する行為
(24)その他、当社が不適切と判断した行為

第16条(サービス内容の変更)

当社は、本サービスの提供にあたり必要があると認めるときまたはやむを得ないときは、契約者に対して通知することにより、本サービスの全部または一部を変更、追加または終了することができるものとします。

2.当社は、前項の変更等に關し、いかなる責任も負担しないものとします。

第17条(利用上の制約)

会員は、会員契約の申し込みの経路・手段によっては、特定の本サービスを利用できない等の制約を受ける場合があることを承諾します。

2.また、当社が本サービスの提供にあたり、利用限度額を設ける場合がある事を承諾します。

第18条(サービスの利用)

会員は、個々の本サービスの利用に際し、登録等の手続きが定められている場合は、事前に当該手続きを経るものとします。

2.会員は、個々の本サービスの利用に際し、本約款の他、利用規約等を遵守するものとします。

3.会員は、当社が指定する手続きを経る事により、個々の本サービスの利用登録を終了させることができます。

第19条(他者サービス)

会員は、本サービスを経由して他者サービスにアクセスし、これを利用する場合は、第15条(禁止行為)各号に該当する行為を行わないとともに、当該他者サービスの管理者から当該他者サービスの利用に係わる注意事項が表示されているときは、これを遵守するものとします。

2.当社は、他者サービスに關し、一切の責任を負いません。

3.会員は、他者サービスの利用においても、第14条(自己責任の原則)が適用されることを承諾します。

第20条(決済手段)

会員は、本サービスを利用する場合、当社が定める購入代金、利用代金、送料その他費用等を、当社が指定する以下の決済方法により、決済を行うものとします。なお、特定の本サービスによっては決済手段が限定される場合があります。また、当社が決済手段を指定した場合又は変更を求めた場合、会員はこれに応じるものとします。

- (1)クレジットカード決済
当社が承認したクレジットカード会社の発行する契約者保有のクレジットカードによる、当該クレジットカード会社の決済約款に基づく引き落し
(2)その他、当社が定める支払方法
2.会員と前項のクレジットカード会社その他集金代行業者との間で利用料金その他の債務を巡って紛争が発生した場合、当該当事者間で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
3.会員は、決済に関して手数料等が発生する場合、これを負担するものとします。
4.会員は、当社に対し、理由の如何を問わず、支払い済み対価の返還を請求することはできないものとします。

第21条(利用制限)

当社は、会員が以下のいずれかに該当する場合は、当該会員の承諾を得る事なく、当該会員の本サービスの利用を制限することができます。

- (1)利用状況、当社に寄せられた苦情等から、当該会員のID等が第三者に無断で利用されたと推測される場合
(2)登録情報に虚偽の情報が含まれている疑いがある場合
(3)利用料金等の支払いが遅延している場合又は支払の遅延が生じるおそれがある場合
(4)電話、電子メール等による連絡がとれない場合
(5)会員宛てに発送された郵便物、宅配物が当社に返送された場合
(6)上記各号の他、当社が緊急性が高いと認めた場合
2.当社は、「インターネットソーシャルネットワーキングサービス協議会」の提供する児童ポルノアドレスリストにて特定されたウェブサイトまたはコンテンツに対する会員からの閲覧要求を検知し、当該ウェブサイト全体の閲覧または当該ウェブサイトに掲載されている一部の映像または画面の全部もしくは一部の閲覧を制限することができるものとします。
3.当社は、会員により帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる当社所定の電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、電気通信の速度や通信量を制限することができるものとします。
4.当社は、危険なサイトのURLや電話番号が含まれると判断されたショートメッセージの着信を制限できるものとします。なお、ショートメッセージの着信の制限は、会員自身により所定の手続きを行うことで解除できるものとします。

す。

5.当社が前各項の措置をとったことで、当該会員が本サービスを使用できず、これにより損害が発生したとしても、当社は一切責任を負いません。

第2条(一時的な中断)

当社は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、会員に事前に通知することなく、一時的に本サービスの全部または一部の提供を中断することがあります。

- (1)本サービス用設備等の保守を定期的または緊急に行う場合
- (2)火災、停電等により本サービスの提供ができなくなった場合
- (3)地震、噴火、洪水、津波等の天災により本サービスの提供ができなくなった場合
- (4)戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により本サービスの提供ができなくなった場合
- (5)その他、運用上または技術上当社が本サービスの一時的な中断が必要と判断した場合

2.当社は、当社が前項の措置をとったことにより、会員が本サービスを利用できないことにより生じた損害等について当社は責任を負わないものとします。

第3条(サービス提供の終了)

当社はオンライン上に事前通知した上で、本サービスの全部または一部の提供を終了することがあります。

2.当社は本サービス提供の終了の際、前項の手続きを経る事で、終了に伴う責任を免れるものとします。

第4条(約款違反等への対処)

当社は、会員が本約款に違反した場合もしくはおそれのある場合、会員による本サービスの利用に関して当社にクレーム・請求等が寄せられ、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で当社が必要と判断した場合には、当該会員に対し、以下のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずる事があります。

(1)本約款に違反する行為または、そのおそれのある行為を止めること、および同様の行為を繰り返さないことを要求します。

(2)会員が発信または表示する情報を削除することを要求します。

(3)会員が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または閲覧できない状態に置きます。

(4)ID等の使用を一時停止とし、または強制退会処分(会員契約の解約を意味し、以下同様とします)とします。

2.前項の規定は第14条(自己責任の原則)に定める会員の自己責任の原則を否定するものではありません。

3.会員は、本条第1項の規定は当社に同項に定める措置を講すべき義務を課すものではないことを承諾します。また、会員は当社が本条第1項各号に定める措置を講じた場合に、当該措置に起因する結果に關し、当社を免責するものとします。

4.会員は、本条第1項の第3号および第4号の措置は、当社の裁量により事前に通知なく行われる場合がある事を承諾します。

第5条(当社からの解約)

前条(約款違反等への対処)第1項第4号の措置のほか、会員が以下のいずれかに該当する場

合は、当社は当該会員に事前に何等通知または勧告することなく、ID等の使用を一時停止し、または会員契約を解約し、強制退会処分をことができるものとします。

(1)第7条(申し込みの非承諾)第1項各号のいずれかに該当することが判明した場合

(2)利用料金その他の支払いを遅延し、または支払いを拒否した場合

(3)クレジットカード会社、その他決済関係先により会員の指定したクレジットカードの利用が停止させられた場合、または決済関係先との間で紛争が生じた場合

(4)会員に対する審査の申し立てがあった場合、または会員が成年後見開始の審査、補佐開始の審査もしくは補助開始の審査を受けた場合

(5)当社から前条(約款違反等への対処)第1項第1号、第2号のいずれかの要求を受けたにも関わらず、要求に応じない場合

(6)長時間の架電、同様の問い合わせの繰り返しを過度に行い、または義務や理由のないことを強要し、当社の業務が著しく支障を来たした場合

(7)当社が、会員の死亡の事実を知った場合、または会員の相続人から会員が死亡した旨の連絡があり、当社所定の手続きにより、その事実が確認できた場合

(8)その他当社が会員として不適当と判断した場合

2.前条(約款違反等への対処)第1項第4号または前項により強制退会処分とされた者は期限の利益を喪失し、当該時点で発生している支払い等、当社に対して負担する支払いの一切を一括して行うものとします。

3.会員が第15条(禁止事項)に違反し、または本条第1項各号のいずれかに該当することで、当社が損害を被った場合、当社はID等の使用の一時停止または強制退会処分の有無に関わらず、当該会員(会員契約を解約された者を含みます)に対し、被った損害の賠償を請求できるものとします。

4.会員が当社と複数の契約を締結している場合において、いずれかの契約において一時中止または解除の取り扱いを受けた場合に、当社は当該契約だけではなく当該会員が締結する全ての契約を解除できるものとします。

5.会員は、当社が本条第1項、同第3項及び同第4項に定める措置を講じた場合に、当該措置に起因する結果に關し、当社を免責するものとします。

第6条(反社会的勢力に対する表明保証)

会員は、本サービス契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力(以下、総称して「反社会的勢力」という)ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないことを表明し、保証するものとします。

2.会員が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなく本サービス契約を解除することができるものとします。

(1)反社会的勢力に属していること

(2)反社会的勢力が経営に実質的に関与していること

(3)反社会的勢力を利用していること

(4)反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること

(5)反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること

(6)自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫の言辞を用いたこと

3.前項各号のいずれかに該当した会員は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

第7条(責任の制限)

当社の責に帰すべき事由(第22条(一時的な中断)第1項第1号及び第5号の場合を除きます。)により、会員が本サービスを一時利用できない状態(以下「利用不能」といいます。)に陥った場合、当社は、本約款で特に定める場合を除き、当社が当該会員における利用不能を知った時刻から起算して24時間以上利用不能が継続した場合に限り、1ヶ月金月の月額基本料金の30分の1に、利用不能の日数を乗じた額(円未満切り捨てとします。以下「賠償額」といいます。)を限度として、会員に現実に発生した損害の賠償請求に応じます。ただし、天災地変等当社の責に帰しない事由により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害については、当社は賠償責任を負わないものとします。また、会員が損害賠償請求をし得ることとなつた日から3ヶ月を経過するまでに賠償請求をしなかつた場合は、請求を行う権利を失うものとします。

2.当社は、以下の方法のいずれか、またはこれらを組み合わせる事により、前項の賠償請求に応じます。

(1)後に請求する本サービスの利用料金から、賠償額に相当する金額を減額すること。

(2)賠償額に相当する本サービスの使用権を付与すること。

3.利用不能が当社の故意または重大な過失により生じた場合には、前二項は適用されないものとします。

4.本サービスにかかる電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して会員が利用不能となった場合、利用不能となった会員全員に対する損害賠償額は、当社にかかる電気通信役務に關して当該電気通信事業者から受領する損害賠償額を限度とし、当社は第1項及び第2項に準じて会員の損害賠償の請求に応じるものとします。

5.前項において、賠償の対象となる会員が複数ある場合、会員への賠償額の合計が当社が受領する損害賠償額を超えるときの各会員への賠償額は、当社が受領する損害賠償額を第1項により算出された各会員への賠償額で比例配分した額とします。

第8条(免責)

当社は、本サービスの利用により発生した会員の損害(第三者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます)に対し、会員が本約款を遵守したかどうかに関わらず、一切責任を負いません。

2.第21条(利用制限)第4項、第22条(一時的な中断)第2項に定める他、当社は本サービスを提供できなかったこ

とにより発生した会員または第三者の損害に対し、本約款で特に定める場合を除き、一切責任を負いません。

第9条(個人情報)

当社は、個人情報を別途オンライン上に掲示する「プライバシーポリシー」(<https://www.thn.ne.jp/privacy/>)」に基づき、適切に取り扱うものとします。

第10条(著作権等)

会員は、当社が承諾した場合(当該情報に係る当社以外の著作権者が存在する場合には、当社を通じ当該著作権者の承諾を取得することを含みます。)を除き、本サービスを利用して入手した当社又は他の著作権者か著作権を有するいかなるデータ、情報、文章、発言、ソフトウェア、画像、音声等(以下、併せて「データ等」といいます。)も、著作権法で認められた私的使用の範囲内でのみ利用するものとし、私的使用の範囲を越える複製、販売、出版、放送、公衆送信のために利用しないものとします。

第11条(債権譲渡)

当社は、会員に対して有する利用料金その他の債権を第三者に譲渡することができるものとし、会員は、これをあらかじめ承諾するものとします。

第12条(譲渡禁止)

会員が、当社が別途定める手続きによる場合を除き、または当社の事前の同意を得ることなく、会員たる地位ならびに本約款会員が有する権利および義務の全部または一部を第三者に譲渡してはならないものとします。

第13条(専属的合意管轄裁判所)

会員と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、静岡地方裁判所を会員と当社の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第14条(準拠法)

本約款に関する準拠法は、日本法とします。

附則

本約款は令和4年4月1日より実施します。

トビラフォンサービス規約 迷惑電話データベースの提供サービス利用規約

本利用規約(以下「本規約」といいます。)には、本サービスの提供条件、株式会社TOKAIケーブルネットワーク(以下「当契約会社」といいます。)、トビラシステムズ株式会社、及び本サービスをご利用頂くお客様(以下「お客様」といいます。)との間の権利義務関係が定められています。本サービスの利用に際し、お客様は、本規約の全文をお読みいただいた上で、本規約に同意いただく必要があります。

第1条(本規約の適用範囲及び変更)

- 1 本規約は本サービスの提供及びその利用に関し、当契約会社、トビラシステムズ株式会社、及びお客様との間の権利義務関係を定めることを目的とし、当契約会社、トビラシステムズ株式会社、及びお客様との間の本サービスの利用に関わる一切の関係に適用されます。
- 2 当契約会社又はトビラシステムズ株式会社は、本サービスを利用いただいたお客様は、本規約に同意したものとして取り扱うことができるものとします。
- 3 当契約会社又はトビラシステムズ株式会社は、お客様との他の第三者の事前の承諾を得ることなく、必要と判断したときに、本規約を変更することができます。当契約会社又はトビラシステムズ株式会社は、お客様に変更後の本規約をホームページ上に掲載することをもって告知し、その後、お客様が本サービスを利用した場合、本規約の改定を承認したものと取り扱うことができるものとします。
- 4 本規約の内容と、本規約外における本サービスの説明等とが異なる場合は、本規約の規定が優先して適用されるものとします。

第2条(用語の定義)

本規約において、各用語は次の意味を有するものとします。

- 1 「本サービス」とは、当契約会社とお客様との間で迷惑電話データベースの提供サービス契約を締結することにより、当契約会社からトビラシステムズ株式会社に委託し、トビラシステムズ株式会社より迷惑電話データベースがお客様に提供されるサービスをいいます。
- 2 「迷惑電話」には、振り込め詐欺、電話勧誘販売、投資詐欺、ワン切りその他の電話を受けた相手に精神的又は経済的負担を与える結果となる可能性がある電話をいいます。
- 3 「本製品」とは、当契約会社がお客様に対して提供する迷惑電話フィルタシステム「トビラフォン」をいいます。
- 4 「ログ項目データ」とは、以下の各号の迷惑電話データベースの作成及び更新に用いられるデータ並びにサービスの提供が必要なデータをいいます。
 - (1) 本製品又は本製品と類似の機能を有するトビラシステムズ株式会社所定の機器において「拒否」が選択され又は「許可」が選択された回数及び時間
 - (2) 本製品又は本製品と類似の機能を有するトビラシステムズ株式会社所定の機器が接続された電話機における着信件数、着信日時、発信者番号、通話時間(迷惑電話番号からの着信の場合を含むがこれに限られない。)及び迷惑電話データベースによる発信者番号の判定結果
 - (3) 本製品又は本製品と類似の機能を有するトビラシステムズ株式会社所定の機器の端末識別ID
 - (4) 本製品又は本製品と類似の機能を有するトビラシステムズ株式会社所定の機器に登録又は設定した着信時の動作設定の設定値及び設定日時並びに電話番号、名前、フリガナ及びメールアドレス
 - (5) 本製品又は本製品と類似の機能を有するトビラシステムズ株式会社所定の機器が接続された電話機の発信者番号
- 5 「迷惑電話データベース」とは、トビラシステムズ株式会社が管理するデータベースであって、お客様又は第三者から提供されたログ項目データに基づいてトビラシステムズ株式会社により作成され、着信の拒否を推奨する迷惑電話の電話番号のリストをいい、逐次蓄積されるログ項目データに基づいて当該リストの内容が更新されしていくものとします。
- 6 「第一次データ」とは、お客様からトビラシステムズ株式会社に提供されるログ項目データをいいます。
- 7 「迷惑電話データベース提供サービス契約」とは、本規約(当契約会社とお客様との間の権利や義務の関係を規定する条項に限ります。)、及び支払条件等の当契約会社とお客様との間で締結される本サービスに関する契約をいいます。

第3条(本サービスの提供の中止・停止)

- 1 当契約会社又はトビラシステムズ株式会社は、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合、お客様に対して事前の通知をすることなく、本サービスの全部又は一部の利用を一時に中止又は停止する場合があります。
 - (1) システムの保守、システム障害対応、天災等の不可抗力、その他技術上の理由により本サービスの提供を中断する必要があると判断した場合
 - (2) 本サービスの変更、機能拡張等を行なう場合
 - (3) その他の、トビラシステムズ株式会社が停止又は中断を必要と判断したとき
- 2 前項において、本サービスの中止又は停止に伴い、お客様に損害、損失その他の不利益が生じた場合でも、当契約会社又はトビラシステムズ株式会社はその責任を負わないものとします。

第4条(本サービスの内容)

- 1 当契約会社は、お客様に対して迷惑電話データベースを提供します。当契約会社から委託を受けたトビラシステムズ株式会社は、お客様が利用する本製品に迷惑電話データベースを送信し、送信された迷惑電話データベースのデータの全部又は一部を定期的に更新します。迷惑電話データベースを本製品に格納することにより、お客様は、着信を受けた迷惑電話を拒否するか否かを選択することができるようになります。また、お客様は、お客様自身が登録したいと思う迷惑電話番号を迷惑電話データベースに登録することができます。
- 2 お客様は、本サービスの提供を受けるあたり以下の事項を了解したものとします。
 - (1) モビル電話データベースの提供を受けることにより、迷惑電話としてお客様が積極的に拒否したいと考える電話番号のみではなく、迷惑電話と判断された他の電話番号(例えば営業や勧誘の電話)も迷惑電話としてお客様に通知・提供されること。
 - (2) モビル電話として表示された電話番号に出るか否かの最終的な選択権はお客様にあること。

第5条(支払)

お客様は、別途定める本サービスの利用料を、別途定める支払条件に基づき当契約会社に支払うものとします。

第6条(パスワード及びユーザーIDの管理)

- 1 お客様は、自己の責任において、本サービスに関するパスワード及びユーザーIDを適切に管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させ、又は貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。
- 2 お客様のパスワード又はユーザーIDの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた損害に関する責任はお客様が負うものとし、当契約会社及びトビラシステムズ株式会社は一切の責任を負いません。

第7条(第一次データの取り扱い)

- 1 お客様は、トビラシステムズ株式会社に一次データを提供することにあらかじめ同意するものとします。トビラシステムズ株式会社は、提供を受けた一次データを本サービス及びトビラシステムズ株式会社が提供するすべての迷惑電話データベースの提供サービスの目的で使用します。
- 2 一次データに関する知的財産権を含めた全ての権利は、お客様がトビラシステムズ株式会社に一次データを提供了した時点で、お客様からトビラシステムズ株式会社に譲渡されたものとします。

第8条(禁止事項・遵守事項)

お客様は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為又は該当すると当契約会社又はトビラシステムズ株式会社が判断する行為をしてはなりません。

- (1) 法令に違反する行為又は犯罪行為に関連する行為
- (2) 当契約会社、トビラシステムズ株式会社、お客様以外の第三者に対する詐欺又は脅迫行為
- (3) 公序良俗に反する行為、又はそのおそれのある行為
- (4) 当契約会社、トビラシステムズ株式会社、本サービスの他の利用者、又はその他の第三者の著作権、特許権、商標権等の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名譽、その他の権利又は利益を侵害する行為
- (5) 本サービスのネットワーク又はシステム等に過度な負荷をかける行為
- (6) 本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
- (7) トビラシステムズ株式会社のネットワーク又はシステム等に不正にアクセスし、又は不当なアクセスを試みる行為

- (8) 使用する本製品に格納された迷惑電話データベースのデータを抜き出す行為
- (9) 使用する本製品に格納された迷惑電話データベースのデータの解析行為
- (10) 使用する本製品に格納された迷惑電話データベースのデータの改変行為
- (11) その他迷惑電話データベースの提供サービスの正常な提供を妨害するようないかなる行為
- (12) 第三者にあります行為
- (13) 本サービスの他の利用者のID又はパスワードを利用する行為
- (14) 当契約会社又はトビラシステムズ株式会社が事前に許諾しない本サービスの宣伝、広告、勧誘、又は営業行為
- (15) 本サービスの他の利用者の情報の収集
- (16) 当契約会社、トビラシステムズ株式会社、本サービスの他の利用者、その他第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
- (17) 反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者をいいます。以下同じ。)への利益供与
- (18) 当契約会社、トビラシステムズ株式会社、及び本サービスの他の利用者又はその他の第三者の信用を毀損する行為、又はそのおそれがある行為
- (19) 本製品の再販売行為
- (20) 前各号の行為を直接又は間接に惹起し、又は容易にする行為
- (21) その他、当契約会社又はトビラシステムズ株式会社が不適切と判断する行為

第9条(権利の帰属)

本サービスに関する知的財産権は全てトビラシステムズ株式会社又はトビラシステムズ株式会社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本規約に基づく本サービスの利用の許諾は、本サービスに関するトビラシステムズ株式会社又はトビラシステムズ株式会社にライセンスを許諾している者の知的財産権につき使用を許諾することを意味するものではありません。

第10条(本サービスの内容の変更、終了)

- 1 当契約会社又はトビラシステムズ株式会社は、都合により、本サービスの内容を変更し、又は提供を終了することができます。
- 2 当契約会社及びトビラシステムズ株式会社は、本条に基づき当契約会社又はトビラシステムズ株式会社が行った措置に基づきお客様その他の第三者に生じた損害について一切の責任を負いません。

第11条(保証の否認及び免責)

- 1 当契約会社又はトビラシステムズ株式会社は、迷惑電話データベースの内容についての正確性、妥当性、適切性その他の全ての事項につき一切保証いたしません。
- 2 当契約会社又はトビラシステムズ株式会社は、本サービスがお客様の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品の価値・正確性・有用性を有すること、お客様による本サービスの利用がお客様に適用のある法令又は業界団体の内部規則等に適合すること、及び不具合が生じないことについて、何ら保証するものではありません。
- 3 当契約会社又はトビラシステムズ株式会社は、本サービスの利用不能(サーバーの不具合、毀損、滅失による利用不能を含みますがこれに限られません。)若しくは変更、お客様により提供された一次データの削除、毀損、若しくは消失、迷惑電話データベースの全部若しくは一部の消失、又は機器の故障若しくは損傷その他の本サービスに関してお客様が被った損害(以下「利用者損害」といいます。)につき、賠償する責任を一切負わないものとします。
- 4 何らかの理由により当契約会社又はトビラシステムズ株式会社が責任を負う場合であっても、当契約会社又はトビラシステムズ株式会社は、利用者損害のうち、付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害、及び逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとします。
- 5 本サービスに関連して、お客様と第三者との間に生じた取引、連絡、紛争等については、当契約会社又はトビラシステムズ株式会社は責任を負いません。

第12条(お客様情報の取扱い)

- 1 当契約会社又はトビラシステムズ株式会社によるお客様の利用者情報の取扱いについては、当契約会社がお客様より得た利用者情報については別途当契約会社の定めるプライバシーポリシーの定めによるものとし、トビラシステムズ株式会社がお客様より頂いた利用者情報については別途トビラシステムズ株式会社のホームページに記載のトビラシステムズ株式会社のプライバシーポリシーの定めによるものとし、お客様はこれらのプライバシーポリシーに従って、当契約会社又はトビラシステムズ株式会社がお客様の利用者情報を取扱うことに同意するものとします。
- 2 当契約会社又はトビラシステムズ株式会社は、お客様より提供された情報、データ等を、個人を特定できない形での統計的な情報として、当契約会社又はトビラシステムズ株式会社の裁量で、利用及び公開することができます。

第13条(通知/連絡)

本サービスに関する問い合わせその他お客様から当契約会社に対する連絡又は通知は、当契約会社の定める方法で行なうものとします。

第14条(秘密保持)

お客様は、本サービスに関連して当契約会社又はトビラシステムズ株式会社がお客様に対して秘密に取り扱うことを定めて開示した非公知の情報について、当契約会社及びトビラシステムズ株式会社の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取り扱うものとします。

第15条(サービス利用契約上の地位の譲渡)

- 1 お客様は、当契約会社の書面による事前の承諾なく、迷惑電話データベース提供サービス契約上の地位又は迷惑電話データベース提供サービス契約に基づく権利若しくは義務の全部若しくは一部につき、第三者に対し譲渡、移転、担保提供、その他の処分をすることができません。
- 2 お客様は、トビラシステムズ株式会社の書面による事前の承諾なく、本規約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務の全部若しくは一部につき、第三者に対し譲渡、移転、担保提供、その他の処分をすることができません。
- 3 当契約会社は、本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い迷惑電話データベース提供サービス契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びにお客様の登録事項その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、お客様はかかる譲渡につき本項においてあらかじめ同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他の事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。
- 4 当契約会社は、当契約会社とトビラシステムズ株式会社との間で締結されている迷惑電話データベースの提供に関する委託契約が理由の如何を問わず終了した場合、当該終了に伴い迷惑電話データベース提供サービス契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びにお客様の登録事項その他の顧客情報をトビラシステムズ株式会社に譲渡することができるものとし、お客様はかかる譲渡につき本項においてあらかじめ同意したものとします。

第16条(異議排除項)

- 1 お客様は、現在及び将来にわたって、次の各号のいずれかに該当しないことを表明し確約するものとします。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団構成員、準構成員
 - (3) 暴力団関係企業
 - (4) その他反社会的な行為や反社会的な行為により利益を得ること目的とする個人及びその構成員
- 2 当契約会社は、お客様が前項(1)～(4)のいずれかに該当する場合には、何らの催告を要することなく、迷惑電話データベース提供サービス契約解除することができるものとします。
- 3 トビラシステムズ株式会社は、お客様が前項(1)～(4)のいずれかに該当する場合には、何らの催告を要することなく、また何らの責任を負うことなく、お客様に対する迷惑電話データベースの提供に関する全部又は一部のサービスを停止することができる、お客様はこれに対して異議を申し立てないものとします。この場合、お客様はトビラシステムズ株式会社に生じた損害を全て賠償する責めに任するものとします。
- 4 当契約会社が本条の規定により迷惑電話データベース提供サービス契約解除した場合には、当契約会社はそれによりお客様に生じた損害の一切について賠償する義務を負わず、お客様は当契約会社に生じた損害を

全て賠償する責めに任ずるものとします。

第17条(届出事項の変更)

- 1 お客様は、住所、その他当契約会社への届出内容に変更があった場合には、速やかに当契約会社所定の方法で変更の届出をするものとします。
- 2 お客様において合併その他の理由によりその地位の承継があったときは、その地位を承継した法人は特段の意思表示がない限り、迷惑電話データベース提供サービス契約の地位を承継するものとし、その地位を承継した法人は、当契約会社所定の方法により遅滞なく当契約会社に届出事項の変更をするものとします。
- 3 お客様が、本条に定める届出事項の変更を怠ったことによりお客様又は迷惑電話データベース提供サービス契約の地位を承継した法人が不利益を被った場合には、当契約会社及びトピラシステムズ株式会社は一切その責任を負わないものとします。

第18条(解約・サービスの提供の停止)

- 1 当契約会社は、お客様が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知又は催告することなくかつ何らの責任を負うことなく、迷惑電話データベース提供サービス契約を解除できるものとします。また、トピラシステムズ株式会社は、お客様が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知又は催告することなくかつ何らの責任を負うことなく、お客様に対する迷惑電話データベースの提供に関する全部又は一部のサービスを停止することができ、お客様はこれに対して異議を申し立てないものとします。
 - (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - (2) 本サービスの利用料の支払いをしない場合
 - (3) 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
 - (4) 当契約会社又はトピラシステムズ株式会社からの問い合わせその他の回答を求める連絡に対して30日間以上応答がない場合
 - (5) お客様が存在しない場合
 - (6) お客様について、仮差押、差押、競売、破産申立、会社更生手続開始、民事再生手続開始等の申立があつた場合、又は、公租公課等の滞納による処分を受けた場合
 - (7) その他、当契約会社又はトピラシステムズ株式会社が、お客様が本サービスの利用を継続することを適当ないと判断した場合
- 2 お客様が前項各号に該当する場合、お客様は当契約会社からの通知を要することなく直ちに期限の利益を喪失するものとします。
- 3 当契約会社又はトピラシステムズ株式会社は、本条に基づき当契約会社又はトピラシステムズ株式会社が行った行為によりお客様に生じた損害について一切の責任を負いません。
- 4 お客様が本条第1項各号のいずれかに該当することで、当契約会社又はトピラシステムズ株式会社が損害を被った場合、お客様に対し被った損害の賠償を請求できるものとします。

第19条(自己責任の原則)

- 1 お客様は、本サービスにおいて拒否した迷惑電話の発信元その他の第三者との間で生じた問題につき一切の責任を負うものとし、当契約会社又はトピラシステムズ株式会社は一切の責任を負わないものとします。
- 2 お客様が、本サービスによって提供されるサービスの利用に関して他のお客様や第三者に対して損害を与えた場合、お客様は自己の費用負担と責任において当該損害を賠償するものとし、当契約会社又はトピラシステムズ株式会社は一切の責任を負わないものとします。
- 3 前2項の他、お客様は、本サービスの利用及びこれに伴う行為に関して、第三者より問合せ、クレーム等が通知された場合及び第三者との間で紛争が発生した場合は、自己の責任と費用をもってこれらを処理解決するものとし、当契約会社又はトピラシステムズ株式会社は一切の責任を負わないものとします。

第20条(損害賠償)

お客様が迷惑電話データベース提供サービス契約又は本規約に定める事項に違反したことにより、当契約会社又はトピラシステムズ株式会社が損害を被った場合には、お客様は当契約会社又はトピラシステムズ株式会社に対して当該損害の全額を賠償する責任を負うものとします。

第21条(誠実協議義務)

本サービスの利用に関して、本規約により解決できない問題が生じた場合には、当契約会社、お客様、及びトピラシステムズ株式会社の三者で誠意をもって話し合い、これを解決するものとします。

第22条(分離可能性)

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第23条(準拠法、管轄裁判所)

- 1 本規約及び迷惑電話データベース提供サービス契約の準拠法は日本法とします。
- 2 本規約又は迷惑電話データベース提供サービス契約に起因し、又は関連する一切の紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所にします。

【令和3年2月26日制定】

TOKAI グループ TLC 会員サービス約款

第1条(目的)

本約款は、株式会社TOKAIホールディングス(以下「当社」といいます)が運営する「TOKAIグループ TLC会員サービス」(以下「TLC会員サービス制度」といいます)の内容及び入会条件等について規定するものです。

第2条(運営)

- 1.TLC会員サービス制度とは、当社が、自ら又は他社(以下「提携会社」といいます)と提携して第3条(会員資格)第1項で定める会員に対し、特典・サービス(以下「会員サービス」といいます)を提供する制度です。
- 2.TLC会員サービス制度の運営業務は、当社のTLC会員サービス事務局(以下「事務局」といいます)が行います。
- 3.当社はTLC会員サービス制度の運営業務の一部を第三者に委託することができます。

第3条(会員資格)

- 1.TLC会員サービスの会員資格は、TOKAIグループ各社(以下「グループ各社」といいます)または当社が指定する提携会社のサービス等をご自身の名義で利用されている個人の方、その他当社が入会を認めた方とします。会員申込みは、本約款に同意のうえ、当社所定の申込書等(以下「入会申込フォーム」といいます)にて行うものとします。
- 2.会員申込みをされた方が、次の各号の何れかに該当する場合は入会をお断りすることができます。又、入会後に次の各号のいずれかに該当していたことが判明したとき又は該当するに至ったときは、当社は、会員資格を喪失させることができます。
- (1)16歳未満の場合。
- (2)ご自身の名義でグループ各社提供的なサービス等を利用されている個人の方であっても、グループ各社が提供するサービス等を事業用途に利用されている場合。
- (3)前項に規定されている会員資格を満たさない場合。
- (4)入会申込フォームに記載した内容等に虚偽又は不備があった場合。
- (5)グループ各社が提供する一切のサービス又は販売する商品等に関して、現に一つでも料金の支払いを怠っている場合、又は怠る恐れがある場合。
- (6)本約款又はその他当社若しくは提携会社が定める規約、法令等に違反した場合。
- (7)その他会員として当社が不適格と判断した場合。
- 3.会員は、会員たる地位及びそれに基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡することはできません。

第4条(会員サービス)

- 1.会員サービスの内容は、会員サービス用のウェブサイト([https://tcl.tokai.jp/]及び[https://mypage.tokai-grp.jp/])以下「会員サイト」といいます)において定めます。尚、当社は、必要に応じて会員サービスの内容等を予告なく変更することができます。
- 2.当社は、TLC会員サービス制度に関する会員への通知を、会員サイトでの公表により代えることができるものとします。
- 3.会員サービスに関して、当社が会員サイトにて公表した事項並びに当社及び提携会社が別に定める規約等(以下「その他の規約」といいます)は、本約款の一部を構成するものとし、会員による会員サービスの利用等に適用されます。

第5条(会員カード)

- 1.当社は、希望される会員に対して、会員であることを証明し、会員サービスを受ける際に利用できるカード(以下「会員カード」といいます)を1会員につき1枚発行します。
- 2.会員は、善良なる管理者の注意をもって会員カードを管理するものとします。
- 3.会員カードは、会員本人のみ利用できるものとし、他人に譲渡、貸与したり、利用させたりすることはできません。

第6条(会員ページ)

- 1.ポイント交換申請やポイント付与交換完了明細確認は、会員サイト内の会員専用のページ(以下「会員ページ」といいます)よりご利用頂けます。会員ページの利用には、会員サイトにて、会員ページログイン用のID(メールアドレス)及びパスワード、又は着信認証用のID(任意の文字列)と電話番号(以下、総称して「ログインID」といいます)の登録が必要です。
- 2.当社は、会員ページへのアカウント登録を行った会員に対し、ログインIDを付与します。
- 3.会員は、自身のログインIDを定期的に変更するなど他人に知られることのないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- 4.当社は、会員に付与したログインIDによって会員ページにログインされた場合には、会員本人による利用があつたものとみなし、それらが盗用、不正使用その他の事情により会員本人以外のものが利用した場合であつても、それにより生じた損害について一切責任を負いません。
- 3.会員アプリの機能等は予告なく変更することができます。

第6条の2(会員アプリ)

- 1.前条の規定にかかわらず、当社所定のアプリケーション(以下「会員アプリ」といいます)をお客様が利用するスマートフォン端末又はタブレット端末にインストールした会員は、ポイント交換申請やポイント付与交換完了明細確認並びにポイント利用のためのQRリーダー等を、会員アプリ内にてご利用頂けます。会員アプリの利用には、前述第2項の規定に基づき当社から付与されたログインIDが必要です。
- 2.当社は、会員に付与したログインIDによって会員アプリにログインされた場合には、会員本人による利用があつたものとみなし、それらが盗用、不正使用その他の事情により会員本人以外のものが利用した場合であつても、それにより生じた損害について一切責任を負いません。

3.会員アプリの機能等は予告なく変更することができます。

第7条(家族ID)

- 1.当社は、会員から申請のあった場合、会員の家族用のログインID(以下「家族ID」といいます)を付与します。家族IDは、1会員につき4個を上限とします。
- 2.会員は、家族IDについても善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- 3.家族IDによって会員ページ及び会員アプリにログインされた場合には、全て会員本人による利用があつたものとみなされます。
- 4.前項に規定する場合には、第6条第4項及び前条第2項の規定を準用します。

第8条(禁止行為)

- 会員は、次の行為を行わないものとします。
- (1)第三者にさりとてTLC会員サービス制度、会員サービス、会員サイト、会員アプリ又は会員カードを利用する行為。
 - (2)TLC会員サービス制度、会員サービス、会員サイト、会員アプリ又は会員カードにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為。
 - (3)会員カードを偽造又は変造する行為。
 - (4)違法、不正又は公序良俗に反する目的でTLC会員サービス制度、会員サービス、会員サイト、会員アプリ又は会員カードを利用する行為。
 - (5)営利の目的でTLC会員サービス制度、会員サービス、会員サイト、会員アプリ又は会員カードを利用する行為。
 - (6)その他、当社が不適切と判断する行為。

第9条(入会金・年会費)

TLC会員サービス制度の入会金・年会費は無料です。

第10条(個人情報の取り扱い)

当社は、会員から取得した個人情報について、別に定める「プライバシーポリシー」に基づき適切に取り扱います。

第11条(著作権等)

- 1.当社がTLC会員サービス制度、会員サービスまたは会員サイト若しくは会員アプリにおいて提供する情報の著作権は、当社又は当社に利用許諾した第三者に帰属するものとします。会員は、私的使用目的の複製など著作権法上認められている範囲を除き、著作権者の許諾なしに、これらの著作物を複製、領収、譲渡、貸与、翻訳、使用許諾、転載、商品化、再利用等することはできません。

2.TLC会員サービス制度、会員サービス、会員サイト若しくは会員アプリ又は会員カードに関する特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権は全て当社又は当社に利用許諾した第三者に帰属しており、会員は、これらを侵害する行為をしてはなりません。

第12条(届出事項の変更)

- 1.会員は、当社に届け出た氏名・住所・電話番号等について変更があった場合、当社所定の方法により速やかに当社に届け出るものとします。
- 2.前項の変更手続きが行われなかつたことにより会員に生じた不利益又は損害については、当社は一切その責任を負いません。

第13条(会員カードの再発行)

- 1.会員カードの紛失又は盗難にあった場合、速やかに事務局までご連絡ください。会員の本人確認後、当該会員カードを失効させ、新しい会員カードを発行します。但し、この場合、再発行手数料を請求させて顶く場合がござります。会員カードの紛失及び盗難が発生した時点から失効手続き完了までの期間中における第三者による会員カードの不正利用その他の行為により会員が損害を被ったとしても、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社は一切その責任を負いません。
- 2.会員カードの破損又は汚損があった場合、当社までご提示ください。破損等の状況を確認したうえで、新しい会員カードを発行します。但し、この場合も、再発行手数料を請求させて顶く場合がございます。会員カードの破損又は汚損による損害に関し、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社は一切その責任を負いません。

第14条(退会)

- 1.会員は、当社所定の手続きによりTLC会員サービス制度を退会できるものとします。
- 2.会員が会員資格を喪失した場合は、その時点をもって自動的にTLC会員サービス制度から退会となります。
- 3.退会時には、当社所定の方法により会員カードを回収する場合があります。

第15条(停止)

- 当社は、会員が次の各号の何れかに該当する場合は、会員に対して事前に通知することなく、会員サービスの利用を停止することがあります。
- (1)支払期日を経過しても、会員カード発行手数料その他の料金を支払わない場合。
 - (2)第8条(禁止行為)の各号の何れかに該当する行為を行った場合。
 - (3)郵送、電話又は電子メールによっても、当社から会員へ連絡がつかない場合。
 - (4)前各号のほか、本約款及びその他の規約、法令等に違反した場合。

第16条(有効期限)

会員カードの有効期限は、当社が会員に会員カードを発行したときから、会員が会員たる資格を喪失するときまでとします。

第17条(損害賠償・免責)

- 1.会員は、本約款及びその他の規約、法令等に違反したこと、又は会員の責に帰すべき事由により、第三者に迷惑又は損害を与えた場合は、会員の責任と費用負担において解決するものとします。
- 2.会員カードの破損又は汚損、システム障害やシステムの保守管理等の事情により、会員が会員サービスを利用できない場合があつても、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。

第18条(本約款の変更)

- 1.本約款の内容は予告なく変更することができます。その場合は会員サイトで公表します。
- 2.前項の公表後に会員が会員カード又は会員サービスを利用して場所、若しくは当社の定める期間内に退会手続きを行わない場合は、変更後の約款の内容を承諾したものとみなします。

第19条(会員サービスの中断・終了)

当社は、会員に対して、次の何れかの場合、予告なく会員サービスの一部又は全部を中断又は終了することがあります。その場合は会員サイトで公表します。

- (1)災害等の非常事態の発生。
- (2)法令の改廃や社会情勢の変化。
- (3)その他当社の都合による場合。

第20条(合意管轄裁判所)

会員と当社との間のTLC会員サービス制度に関する一切の紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第21条(準拠法)

本約款の成立、効力、解釈並びにTLC会員サービス制度の運営及び会員サービスの提供に関する法律については、日本国法に準拠するものとします。

第22条(案内)

TLC会員サービス制度に関する問合せ並びに会員サービスに関する申請、変更等の手続は、事務局にご連絡いただかず、又は会員ページ若しくは会員アプリから行ってください。

【付則】

本約款は平成24年12月1日より適用します。

平成26年8月28日改正

平成27年11月26日改正

平成28年5月31日改正

平成31年4月1日改正

令和1年9月18日改正

令和1年11月1日改正

令和2年11月4日改正

TLC ポイントサービス規約

第1条(目的)

本規約は、株式会社TOKAIホールディングス(以下「当社」といいます)が別に定める「TOKAIグループTLC会員サービス約款(以下「TLC会員サービス約款」といいます)」の第4条(会員サービス)に基づき、当社が会員に提供するTLCポイントプログラムサービス(以下「ポイントサービス」といいます)の内容及び提供条件等を定めるものであります。本規約に定めのない事項については、TLC会員サービス約款及び当社が提携する会社(以下「提携会社」といいます)が定める規約、約款等(以下「提携先規約等」といいます)が適用されます。

第2条(定義)

本規約における用語の定義は次の各号のとおりとします。

- (1)「TLCポイント」とは、第3条(TLCポイントの付与)に定める提供条件に従って、当社から会員に対して付与された電子情報であって、本規約に基づき、当社の指定する商品若しくはチケット等(以下「指定商品等」といいます)への交換、提携先ポイントへの交換、当社所定のTOKAIグループ各社の商品若しくはサービスの代金の全部若しくは一部の支払い又は加盟店における商品若しくはサービスの代金の全部若しくは一部の支払いに利用することができる電子情報をいいます。
- (2)「提携先ポイント」とは、提携先規約等に基づき提携会社が発行する電子情報をいいます。
- (3)「TLCポイント対象取引」とは、本規約に従って、会員にTLCポイントが付与される取引として当社が指定した取引をいいます。
- (4)「会員サイト」とは、TLC会員サービス約款に規定する、会員サービス用のWEBサイト(「<https://tic.tokai.jp/>」及び「<https://mypage.tokai-grp.jp/>」)をいいます。
- (5)「会員アプリ」とは、会員がTLC会員サービスの機能を利用するために、会員が使用するスマートフォン端末又はタブレット端末にインストールする当社所定のアプリをいいます。
- (6)「加盟店」とは、当社との間で当社所定の加盟店契約を締結した店舗等であって、当社が当該店舗等において提供する商品又はサービスの代金の全部又は一部の支払いにTLCポイントを利用することを認めた店舗等をいいます。

第3条(TLCポイントの付与)

- 1.会員がTLCポイント対象取引を行った場合、当社は会員に所定のTLCポイントを付与します。TLCポイント対象取引に指定されていない取引についてはTLCポイントを付与しません。
- 2.TLCポイント対象取引及び付与されるTLCポイント、家族間でのポイントの集約その他のTLCポイント付与にかかる諸条件は、会員サイトにおいて公表します。
- 3.当社は、前項の公表した内容を予告なく変更することがあります。変更した内容については、都度会員サイトにて公表します。

第4条(TLCポイントの利用)

- 1.会員は、当社が定める範囲及び条件で、TLCポイントを次の各号の用途に利用(以下「ポイント利用」といいます)することができます。ポイント利用における諸条件及び必要な手続は、会員サイトで公表し、内容を変更する場合についても、同様とします。
 - (1)TLCポイントを指定商品等又は提携先ポイントへ交換すること
 - (2)当社所定のTOKAIグループ各社の商品又はサービスの代金の全部又は一部の支払いに利用すること
 - (3)加盟店の商品又はサービスの代金の全部又は一部の支払いに利用すること
- 2.会員は、ポイント利用のうち、前項第3号に規定するサービスを利用するためには、会員アプリをお使いのスマートフォン端末又はタブレット端末にインストールするほか、当社所定の手続きを経る必要があります。
- 3.TLCポイントを交換することのできる指定商品等若しくは提携先ポイント又はTLCポイントを支払いに利用できるTOKAIグループ各社が提供する商品若しくはサービス又は加盟店が提供する商品若しくはサービスは、予告なく、変更される場合があります。
- 4.会員はポイント利用に際し、当社が必要と定める情報を当社に提供するものとします。
- 5.会員は、指定商品等及び提携先ポイントの利用条件については、それぞれ本規約、TLC会員サービス約款、TLCチケット規約並びに提携先規約等に従わなければなりません。
- 6.当社は、提携先ポイントへの交換及びその後の提携先ポイントの利用に関しては、いかなる責任も負いません。

第5条(付与・利用の不可)

- 1.次のいずれかの事由が生じた場合、第3条に基づくTLCポイントの付与ができない場合があります。
 - (1)TLCポイント対象取引における会員の登録情報と、TLC会員サービスにおける登録情報が一致しない場合
 - (2)TLCポイント対象取引において、料金の支払いが確認できない場合
 - (3)TLCポイント対象取引に関して、取引の一時停止その他の理由により料金が発生しない場合
 - (4)その他前各号に準じる事由が生じた場合
- 2.次のいずれかの事由が生じた場合、当該事由が解消されるまで、第4条に基づくポイント利用はできません。
 - (1)停電、システム障害等その他やむを得ない事由がある場合。
 - (2)会員サービスの利用が停止された場合
 - (3)その他の会員が本規約、TLC会員サービス約款又は提携先規約等に違反し、又は違反する恐れがある場合であつて、当社がポイント利用を停止した場合。
- 3.前二項に基づき、TLCポイントの付与又はポイント利用ができないことにより会員に損害等が生じた場合であつても、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社は一切その責任を負いません。

第6条(残高・履歴の確認)

- 1.TLCポイントの付与履歴及び利用履歴、提携先ポイントへの交換履歴、TLCポイントの残高等については、会員サイト又は会員アプリにおいて確認することができます。
- 2.前項記載の履歴の範囲等については、当社が定めるところによります。

第7条(換金の禁止)

TLCポイントは、いかなる場合においても直接現金と交換することはできません。

第8条(譲渡等禁止)

会員は、付与されたTLCポイントを第三者に貸与、譲渡、又は質入れ等の担保に供することはできません。

第9条(返金時の処理)

- 1.TLCポイントを付与したTLCポイント対象取引について、当社から会員に返金処理をした場合、第3条(TLCポイントの付与)に従って付与されたTLCポイントは、返金額に従い減算されます。
- 2.前項によりTLCポイント残高がマイナスとなった場合、当社は、マイナス分を現金にて支払うよう、会員に請求することができます。

第10条(付与ポイントの取消し)

次のいずれかの事由が生じた場合、当社は、会員に付与したTLCポイントの全部又は一部を取り消すことがあります。

- (1)会員が不正行為を働いた場合。
- (2)会員が本規約、TLC会員サービス約款又は提携先規約等に違反する行為を行った場合。
- (3)その他前各号に準じる場合。

第11条(個人情報の提供)

会員は、TLCポイントの付与及びポイント利用並びにこれらに付随するサービスのために、TLC会員サービス約款の第10条(個人情報の取り扱い)に定める個人情報を、当社からTOKAIグループ各社、提携会社及び加盟店に開示することがあることについて予め同意するものとします。

第12条(有効期限)

- 1.TLCポイントの有効期限は、付与日から3年間とします。この期間の経過により、TLCポイントは自動的に失効します。
- 2.当社は、前項の期間とは異なる有効期限のポイント(以下「期間限定ポイント」といいます)を付与する場合があります。期間限定ポイントにかかる諸条件は、会員サイト等において別に定めます。

3.前二項に関わらず、会員がTLC会員サービスを退会した場合又は会員資格を喪失した場合、その時点をもって、会員が保有するすべてのTLCポイントは自動的に失効します。

第13条(本規約の変更)

- 1.当社は、会員の承諾なくして本規約の内容を変更することができます。内容を変更した場合は、会員サイトにて公表します。
- 2.公表後、会員がポイントサービスを利用した場合、もしくは当社の定める期間内に会員サービス制度の退会手続きを行わない場合は、変更後の規約の内容に会員が承諾したものとみなします。

第14条(ポイントサービスの中断・終了)

当社は、会員に対して、次の何れかの場合、予告なくポイントサービスの全部又は一部を中断又は終了することがあります。その場合は、会員サイトにて公表します。

- (1)災害等の非常事態の発生。
- (2)法令の改廃や社会情勢の変化。
- (3)その他当社の都合による場合。

第15条(案内)

- 1.ポイントサービスに関する事項は、会員サイト及び当社のTLC会員サービス事務局で案内していますので、本規約及びTLC会員サービス約款と併せてご参照下さい。尚、会員サイト等において公表又は通知した事項についても、本規約の一部を構成するものとし、当社は、本規約上の内容を会員サイト等に定める内容により変更することができます。尚、本規約上の内容と会員サイト等に定める内容が抵触する場合には、会員サイト等に定める内容が優先するものとします。
- 2.提携会社のサービスに関する事項は、提携会社のホームページ及び相談窓口で案内していますので、本規約及び提携先規約等と併せてご参照下さい。

【付則】

本規約は平成24年12月1日より適用します。

平成25年12月1日改正

平成26年8月28日改正

平成27年11月26日改正

平成28年5月31日改正

平成29年8月1日改正

平成31年4月1日改正

令和2年11月4日改正

クレジットカード決済利用規約

第1条(総則)

当社サービスの支払い方法をクレジットカード決済とする者(以下「利用者」といいます)が、当社に支払う工事費及び月額利用料金等の支払い方法をクレジットカード決済する場合、当社が承諾したクレジットカード会社の発行するクレジットカードを利用するものとし、当社が定める以下の内容を承諾するものとします。

1. 利用者は、クレジットカード会社が定める利用規約に基づき工事費及び月額利用料金等の支払いを行います。
2. 利用者は、指定のクレジットカードの変更を当社へ申し出ない限り、工事費及び月額利用料金等の支払いは継続して指定のクレジットカードにより支払います。
3. 利用者は、指定のクレジットカード番号もしくは有効期限等、当社への届出内容に変更があった場合、速やかに当社所定の方法にて当該変更内容を連絡します。
4. 利用者は、クレジットカード会社により指定のクレジットカードが更新された場合も、更新後のクレジットカード番号が更新前の指定のクレジットカード番号と変更がない限り、工事費及び月額利用料金等の支払いを継続して行います。
5. 利用者は、クレジットカード会社より指定のクレジットカードを再発行する際に、再発行後のクレジットカード番号もしくは有効期限が変更となる場合、クレジットカード会社所定の手続きに従い、更新後のクレジットカードを指定のクレジットカードとし、工事費及び月額利用料金等の支払いを行います。
6. 利用者は、クレジットカード会社より指定のクレジットカードによる工事費及び月額利用料金等の支払契約を解除された場合もクレジットカード会社及び当社に対して異議がないこととします。

第2条(個人情報の取り扱いについて)

当社は、利用者から収集したインターネット利用環境等の個人情報(IPアドレスやデバイス情報等)は、利用者のカード発行会社へ提供するものとします。利用者のカード発行会社が外国にある場合、これらの情報は当該発行会社が所属する国に移転される場合があります。

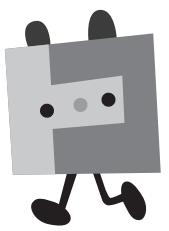
当社では、利用者から収集した情報からは、カード発行会社及び当該会社が所在する国を特定することができないため、以下の個人情報保護措置に関する情報を把握して、ご提供することはできません。

- ・提供先が所在する外国の名称
- ・当該国の個人情報保護制度に関する情報
- ・発行会社の個人情報保護の措置

附則

本規約は、令和7年4月1日より施行します。

MEMO





TOKAIケーブルネットワーク

TCNのサポートページがリニューアル!
お困りごとはトコサポで検索!



トコサポ

検索

■お問い合わせ先

〈電話でのお問い合わせ〉

0120-696-942

受付時間／9:30～18:00

〈メールでのお問い合わせ〉

info@thn.ne.jp

(代理店届出番号: 第F2000063号)

届出番号